

**さがみはら 子ども・若者応援プラン
～ 相模原市こども計画 ～**

(案)

相模原市

目 次

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	3
2	計画の策定体制.....	5
3	計画の位置付けと対象.....	6
4	計画の期間.....	7
第2章	計画の推進	9
1	計画の推進.....	11
2	計画の進行管理.....	13
3	計画の進行状況の公表.....	13
第3章	子ども・若者や子育てを取り巻く状況	15
1	人口動態と子どものいる世帯.....	17
2	少子化の動向.....	21
3	子どもの貧困.....	27
4	子育ての状況.....	30
5	子ども・若者の状況.....	33
第4章	計画の基本的な考え方	37
1	計画の基本理念.....	39
2	基本方針.....	40
3	施策の体系.....	42
第5章	子ども施策の総合的展開	45
	計画の推進に係る5つの重要な視点.....	47
	基本目標1 子ども・若者の権利を保障する取組を推進します.....	48
	基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保を推進します.....	52
	基本目標3 子どもの未来への希望を育む取組を推進します.....	56
	基本目標4 若者の希望する未来への歩みを支援する取組を推進します.....	60
	基本目標5 妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を推進します.....	62
	基本目標6 将来を見据えた子どもの健康づくりにつながる取組を推進します.....	68
	基本目標7 さまざまな状況にある子どもや家庭を支援する取組を推進します.....	72
	基本目標8 子育てに対する社会の理解を広める取組を推進します.....	76
	基本目標9 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します.....	78
	基本目標10 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりを推進します.....	82
第6章	子ども・子育て支援事業の整備	85
1	子ども・子育て支援新制度の概要.....	87

2	教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の見込量	92
3	保育環境・教育環境の状況	94
4	教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業の提供区域	95
5	各年度における教育・保育等必要量の見込みと確保方策	97
6	地域子ども・子育て支援事業の提供	105
7	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	122
8	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	124
9	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保	124
10	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	124
11	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	124
	事業一覧	125

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

〈 国の動向 〉

わが国では、様々な要因から進行する少子化、地域コミュニティの希薄化、生活様式や価値観等の多様化など、子ども・若者とその家庭を取り巻く環境が著しく変化しています。

国においては、平成27年4月から幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に支援する「子ども・子育て支援新制度」をスタートし、平成28年の「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」の改正では、全ての子どもが権利の主体であることが明確にされました。平成29年の「母子保健法（昭和40年法律第141号）」の改正では、妊娠期から子育て期にわたり、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に行い、切れ目のない支援を提供することが定められました。さらに、令和元年の「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」の改正により幼児教育・保育の無償化、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」の改正により子どもの貧困対策の更なる推進など、子どもの最善の利益の実現を目指し、取組を進めてきました。

令和5年4月には「こども基本法（令和4年法律第77号）」の施行とともに、施策推進の司令塔の役割を担う「こども家庭庁」を創設し、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた、こども政策や少子化対策をこども家庭庁に一本化しました。また、こども基本法に基づき、令和5年12月に、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、『こどもまんなか社会』の実現を目指し、取組を進めています。令和6年4月には「児童福祉法」が改正され、市町村における「こども家庭センター」の設置や家庭支援事業の充実等が定められ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととしています。

〈 市のこれまでの取組 〉

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年に「さがみはら 子ども応援プラン～相模原市子ども・子育て支援事業計画～」、5年後の令和2年には「さがみはら 子ども応援プラン～第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画～」(以下「第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画」という。)を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進してきました。この間、平成29年度に「こども・若者未来局」を設置し、加えて各区に「子育て支援センター」を設置するなど、子ども・子育てに関する包括的な支援をスタートさせるとともに、「相模原市子どもの権利条例（平成27年相模原市条例第19号）」の制定、児童相談所の機能・体制の強化、「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」の策定、子どもの貧困対策の充実など、様々な取組を推進してきました。

〈 計画の策定 〉

第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画の策定から5年が経過し、計画期間が終了することから、「こども大綱」を踏まえた、「さがみはら 子ども・若者応援プラン～相模原市こども計画～」を策定します。この計画は第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画の個別計画であった「相模原市母子保健計画」を統合することにより、母子保健施策をより一層効果的に推進するとともに、全ての子ども・若者が、将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるよう、子ども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。



コラム

こども基本法とは？

一人ひとりがとても大切な存在である子どもや若者のみなさんが、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるような社会を目指して、子どもや若者に関する取組を進めていく上で基本となることを決めた法律です。

この法律では、以下の6つの基本理念のもと、こども施策を進めることを定めています。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



引用:こども家庭庁ホームページ こども基本法 概要

2 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、令和5年度に実施した子育て家庭の生活実態や子育てサービスへのニーズ等を把握するための「次期『さがみはら子ども応援プラン』の策定に向けた市民ニーズ調査」（以下「令和5年度市民ニーズ調査」という。）や、令和6年度に実施した市内イベント等での子ども・若者を対象としたシールアンケート、大学生等からの意見聴取、インターネット特設サイト「こども・若者アンケート」の設置等により、様々な意見を聴取して、計画に反映しました。

また、子ども・子育て会議や社会福祉審議会児童福祉専門分科会で計画の内容を総合的に審議しました。



3 計画の位置付けと対象

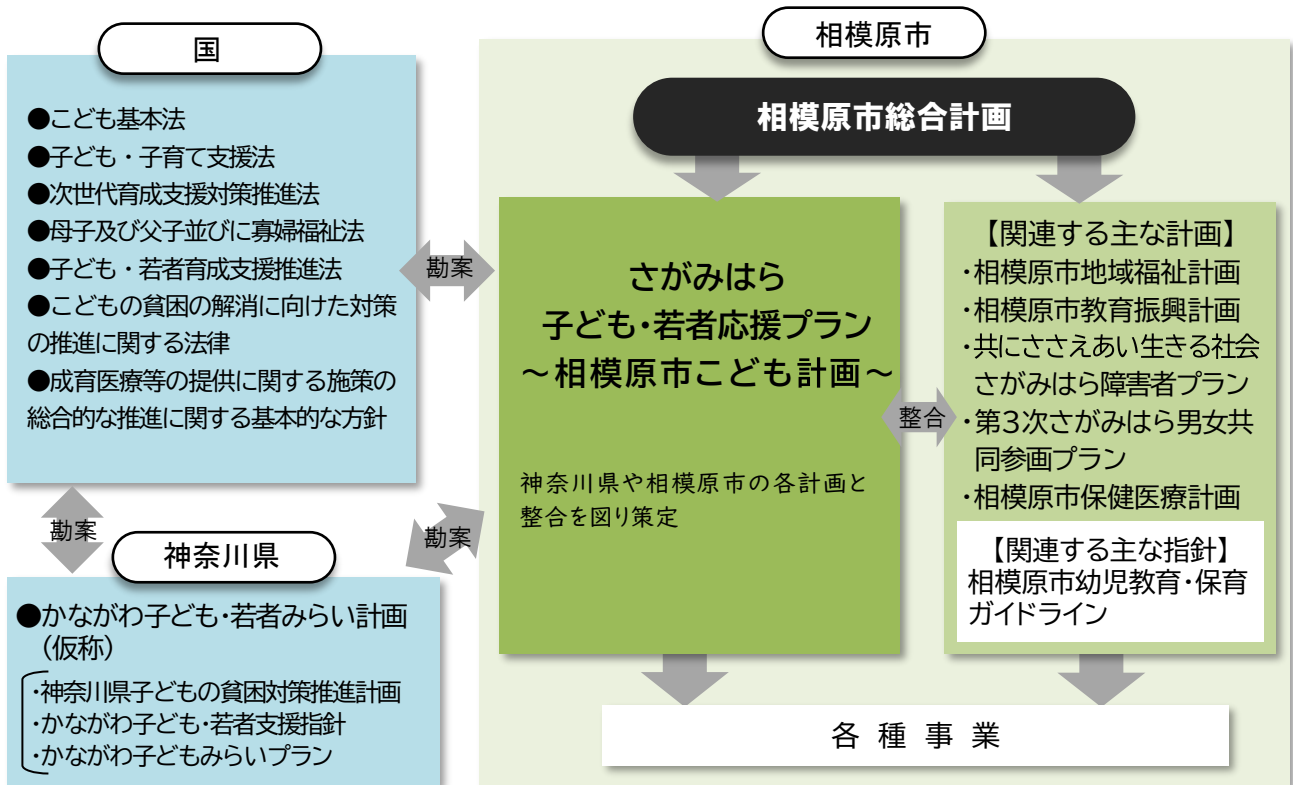
本計画は、「相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画とし、「相模原市地域福祉計画」、「相模原市教育振興計画」、「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」等の関連計画や「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」等の関連指針と整合を図ります。また、下表の法律に基づく計画として位置付け、策定します。

法律等	内容	対象
こども基本法	「市町村こども計画」 「こども大綱」を勘案し、こども施策について定めます。	こども（心身の発達の過程にある者）
子ども・子育て支援法	「市町村子ども・子育て支援事業計画」 地理的条件等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めます。	主に小学校就学前（一部の事業については小学生）までの子育て世帯
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）	「市町村行動計画」 全ての子どもとその家庭を対象に、今後進めていく子ども・子育て支援の方向性や目標を定めます。	おおむね18歳までの者及び子育て家庭
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	「自立促進計画」 ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図り、自立を促進するため、支援施策について定めます。	おおむね18歳までの者及び子育て家庭
子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）	「市町村子ども・若者計画」 子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し、子ども・若者の育成支援施策について定めます。	おおむね39歳までの者
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（旧名称：子どもの貧困対策の推進に関する法律）	「市町村計画」 「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を勘案し、こどもの貧困解消に向けた対策について定めます。	こども基本法第2条第1項に規定するこども（心身の発達の過程にある者）
成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針	成育過程にある者等に対する保健等の施策について定めます。	成育過程にある者とその保護者及び妊産婦

「こども」「子ども」「若者」などの呼称については、前ページにあるように法律により年齢基準が異なり、統一されていません。この計画では、特に記載がない限り、施策に応じておおむね以下のように使い分けて表記することとします。

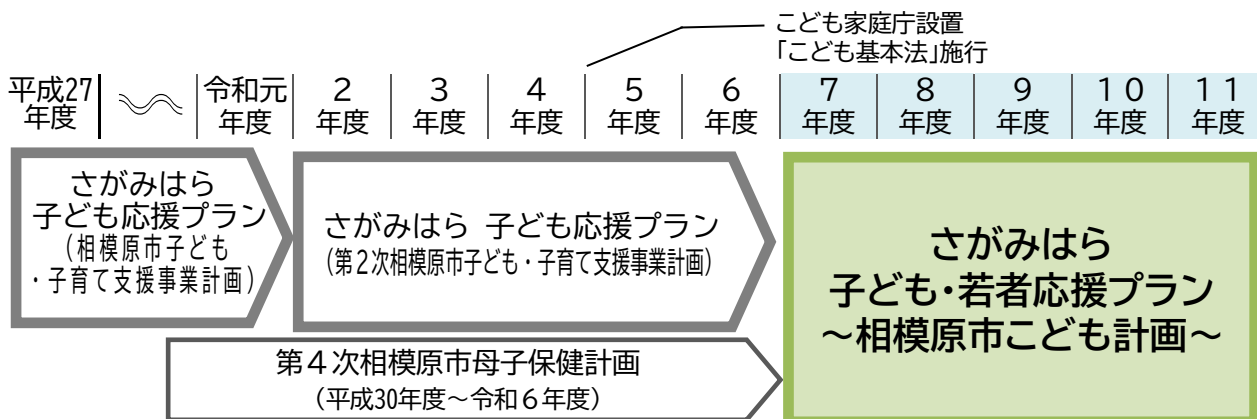
呼称	定義
こども	こども基本法に基づき、年齢によらず「心身の発達の過程にある者」
子ども	おおむね18歳までの者
子ども・若者	おおむね39歳までの者
青少年	おおむね18歳までの者

【上位計画、関連法等との関係】



4 計画の期間

本計画の期間は、5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。





第2章 計画の推進

1 計画の推進

この計画は、次代のさがみはらを担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整え、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的としています。目的の達成には、社会全体が共通の課題意識を持ち、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど様々な分野の取組主体が、それぞれの立場において基本理念に沿った事業を展開し、連携を取りながら横断的に推進していくことが必要です。

このため、市民と行政が協働し、市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが子ども・若者支援への関心を高めるとともに、家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

〈 市民の役割 〉

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ち、自立に関心を持ち、温かく見守り、支え合っていくことが求められています。

〈 家庭の役割 〉

家庭は子どもが生まれ育つ基本的な場です。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、子どもの人格形成や基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持ちます。

この認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

また、性別を問わず子どもと過ごす時間をつくり、協力して子育てや家事を行うことが求められています。

〈 子ども・若者に関わる施設の役割 〉

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等学び・育ちに関わる施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を築く場でもあります。これら施設の関係者は、全ての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家族や地域と連携しながら、子ども・若者の発達段階に応じ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

〈 地域の役割 〉

地域社会は、地域に住む全ての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

子どもは、地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していきます。しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化から、子どもや子育て家庭が地域の人々と交流する場が減ってきています。

全ての子どもが健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動への積極的な取組等、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。



〈 企業の役割 〉

共働き世帯が増加する中、企業が子育て支援で担う役割も増大しています。

働いている全ての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた多様な働き方を選択できるようにするなど、仕事と子育ての両立が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されるとともに、地域社会の一員として、行政との連携を図りつつ、より一層の貢献と参画に努めることが求められています。

〈 市の役割 〉

市は、本計画の内容を広く市民等に周知するとともに、施策・事業の実施主体として市内の横断的な体制で子どもの健全な育成と養護、子育てや教育環境の充実、若者の自立支援等に取り組むことが必要です。さらに、関係機関・団体等との連携・協働のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細かく包括的に展開していきます。



持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)

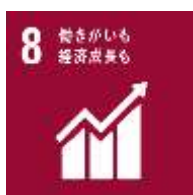
SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで掲げられた、持続可能で「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030年までに達成すべき17の「持続可能な開発目標」です。

今だけでなく未来も、自分だけでなく誰もが、自分の能力を発揮しながら満足して暮らせるようにするためには、市民一人ひとりが身の回りや地域の問題を認識し、理想の未来について考え、話し合い、協力し合い、行動していくことが大切です。

本計画の推進に当たっては、全ての子ども・若者、子育て世帯、子育て支援に関わる多様な主体が、それぞれ能力を発揮し、今と未来の子どもの夢が輝くよう、みんなでつながり合って取組を進めていきます。

<本計画に関連する主なSDGs>

本計画では基本目標ごとに関連の深いSDGsを表示しています。

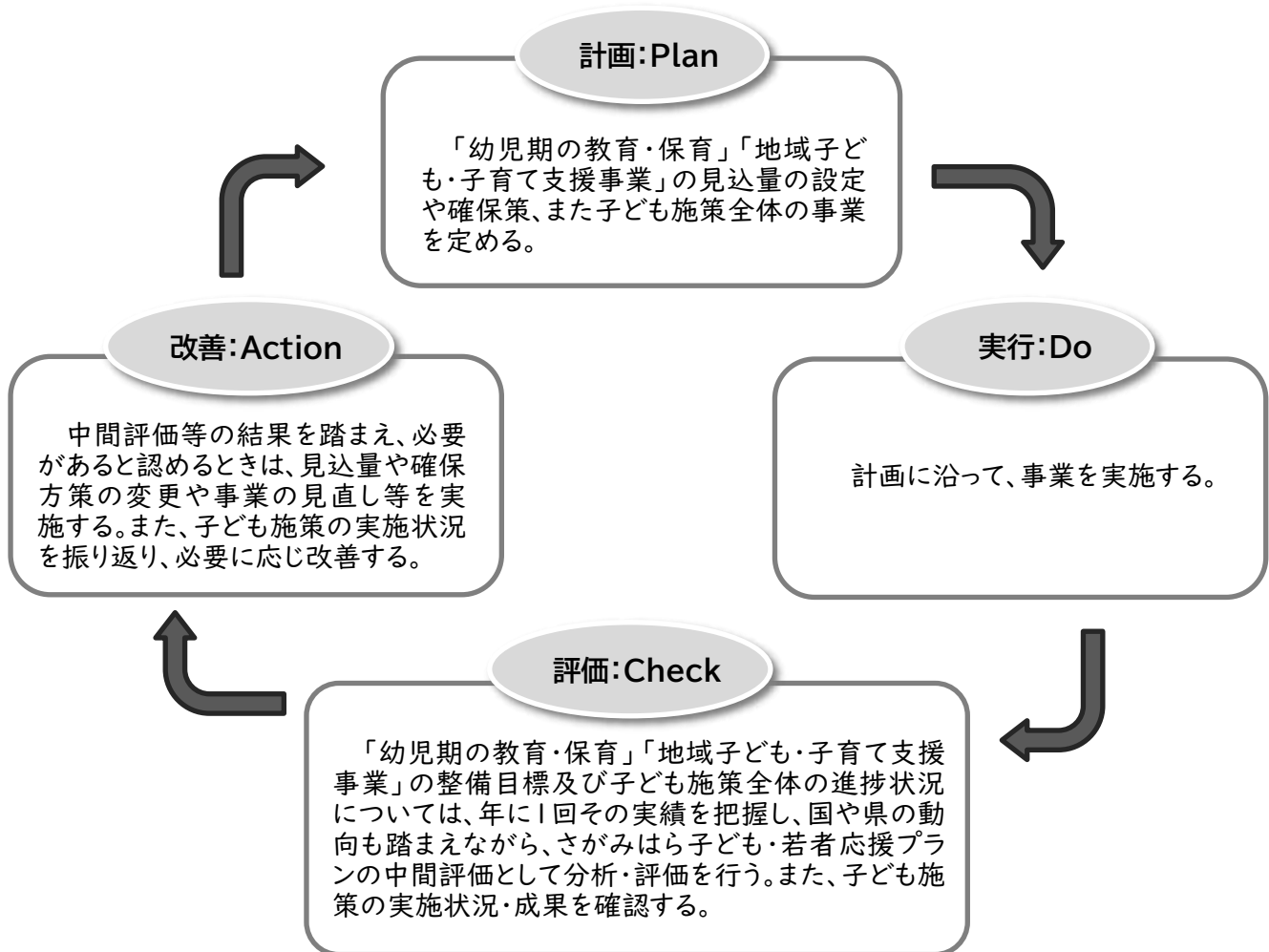


2 計画の進行管理

本計画を実効性のある計画とするため、市内の「子ども・子育て支援事業推進会議」において、計画の推進、進行管理等を図ります。

また、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「相模原市子ども・子育て会議」において、市民との協働により計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映します。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとなります。



3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況については、毎年度ホームページ等で市民に分かりやすく公表します。



第3章 子ども・若者や子育てを 取り巻く状況

1 人口動態と子どものいる世帯

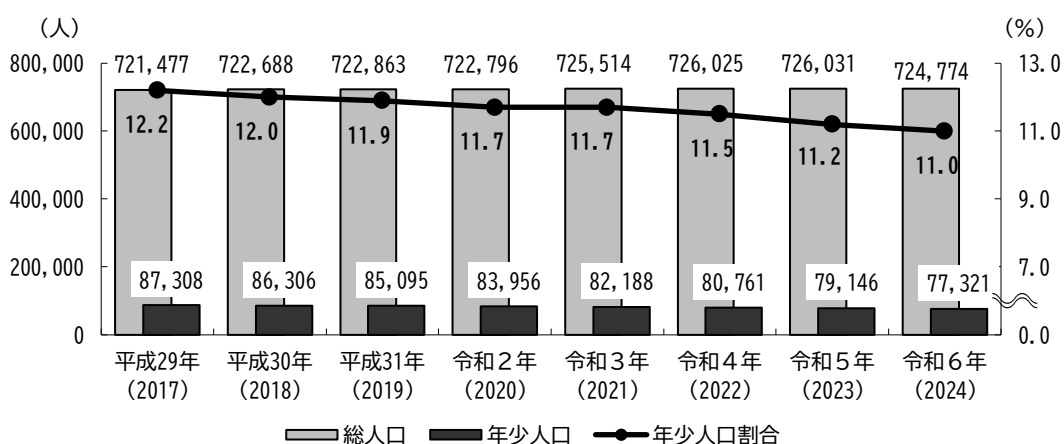
(1) 総人口と年少人口の推移

本市の人口は、令和6年1月1日現在724,774人となっており、令和6年は前年より1,257人の減少となっています。

年少人口（15歳未満）は減少傾向が続いており、平成29年から約10,000人減少し、令和6年1月1日現在77,321人で、年少人口割合は1.2ポイント低下しています。

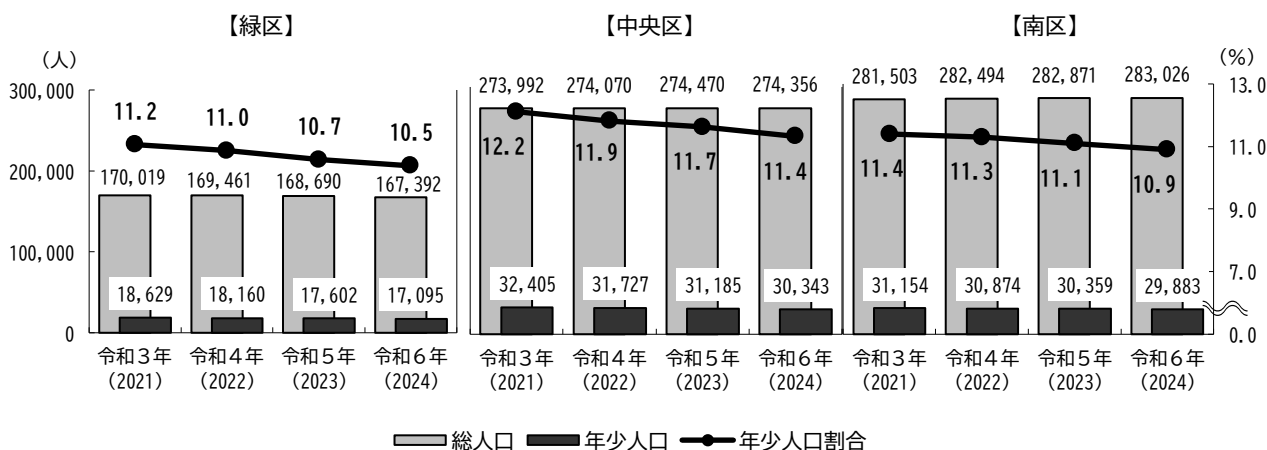
区別に見ると、令和6年1月1日現在の年少人口割合が最も高いのは中央区で11.4%、最も低いのは緑区で10.5%となっています。

図表 総人口と年少人口の推移【市】



資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
注）年少人口割合は年齢不詳を除いた割合

図表 総人口と年少人口の推移【区別】



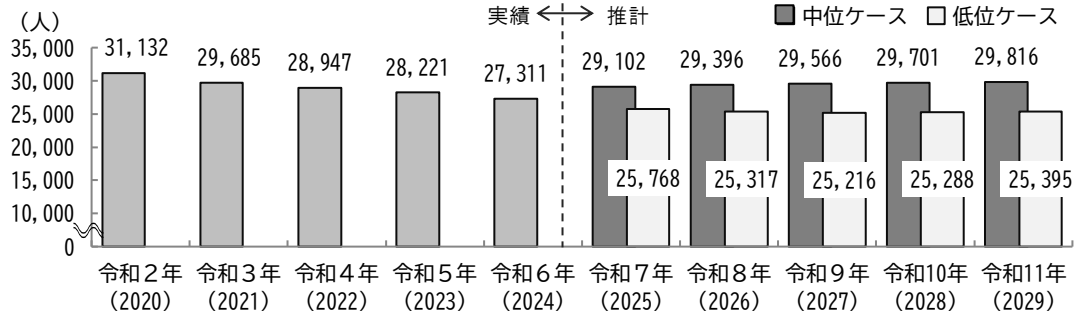
資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年1月1日現在）
注）年少人口割合は年齢不詳を除いた割合



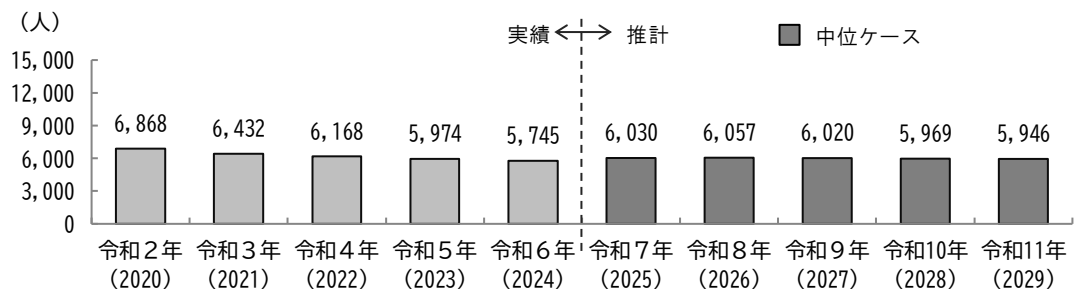
(2) 0～5歳人口の推移

0～5歳人口は人口推計中位ケースを上回るペースで減少しており、令和6年1月1日現在27,311人で令和2年から3,821人の減少となっています。

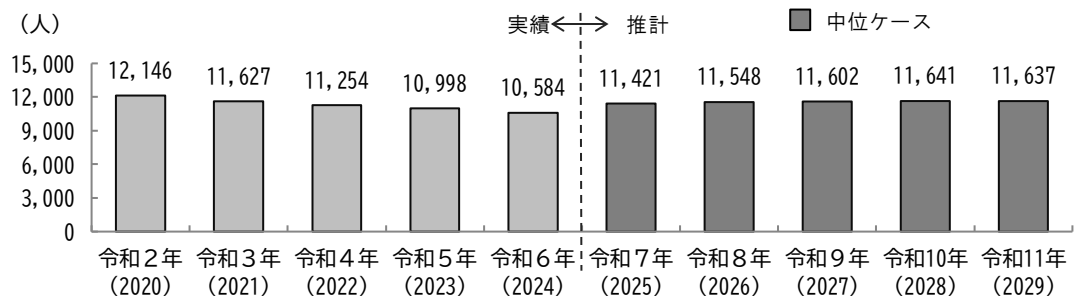
図表 0～5歳人口の推移【市】



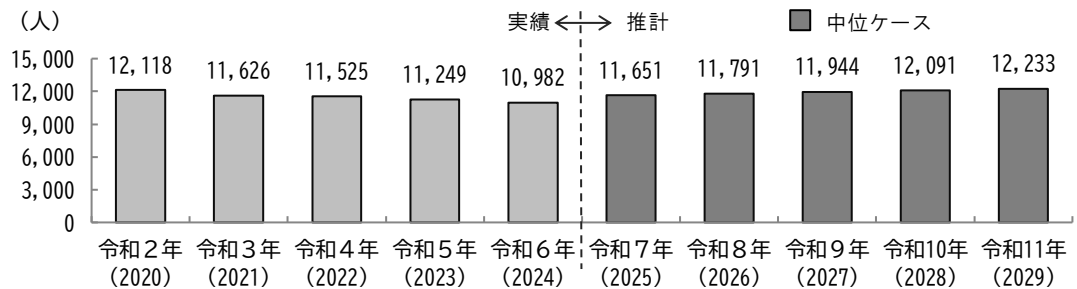
図表 0～5歳人口の推移【緑区】



図表 0～5歳人口の推移【中央区】



図表 0～5歳人口の推移【南区】



※実績値は相模原市年齢別人口(推計人口)(各年1月1日現在)

推計値は「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」による。

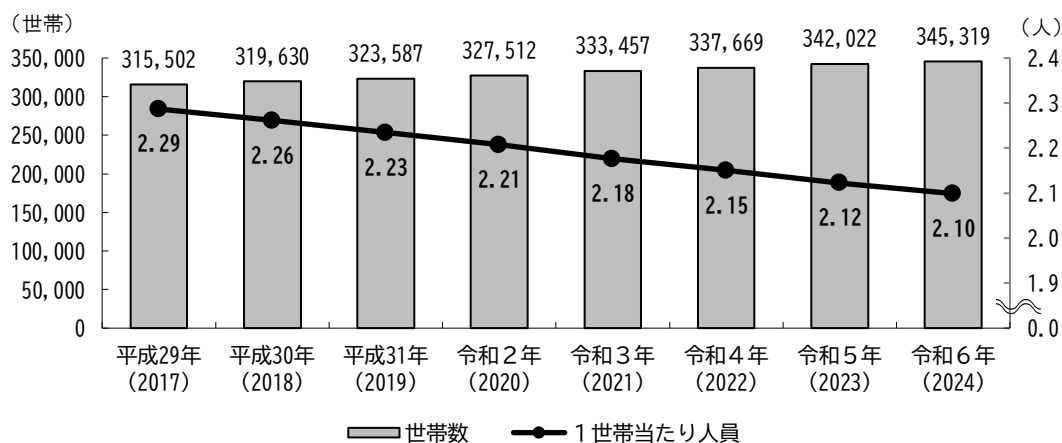
中位ケースでは出生率及び死亡率を中位と想定し、低位ケースでは出生低位、死亡高位(より少なく生まれ、より多く死亡する=より少なく生き残る)を想定している。

(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、令和6年1月1日現在345,319世帯となっており、平成29年から増加傾向で推移していますが、1世帯当たり人員は令和6年1月1日現在2.10人まで減少しています。

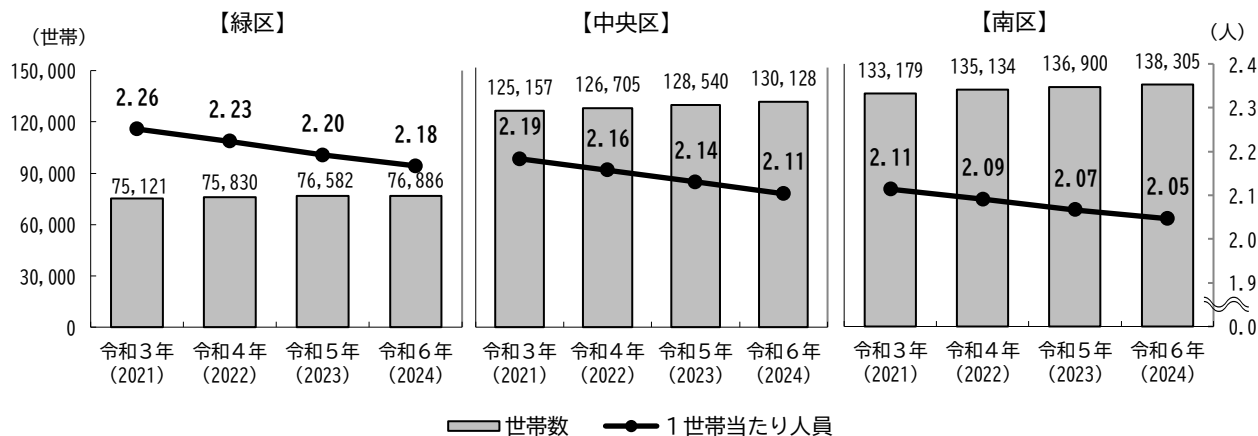
区別に見ると、令和6年1月1日現在の1世帯当たり人員が最も多いのは緑区で2.18人、最も少ないのは南区で2.05人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移【市】



資料：月報統計さがみはら（各年1月1日現在）

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移【区別】



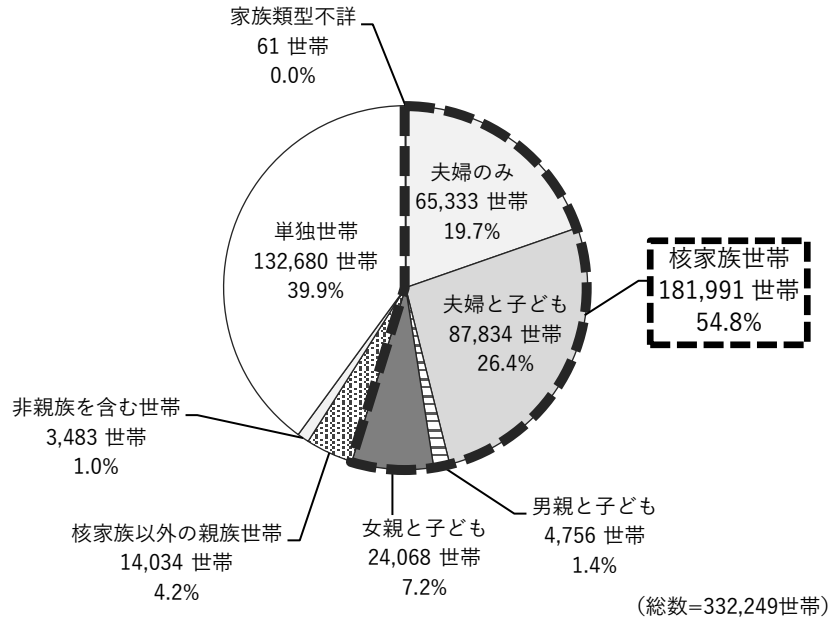
資料：月報統計さがみはら（各年1月1日現在）



(4) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別一般世帯の状況は、令和2年は核家族世帯(181,991世帯)が総世帯数(332,249世帯)の54.8%を占めています。

図表 世帯の家族類型別一般世帯数と構成割合【市】

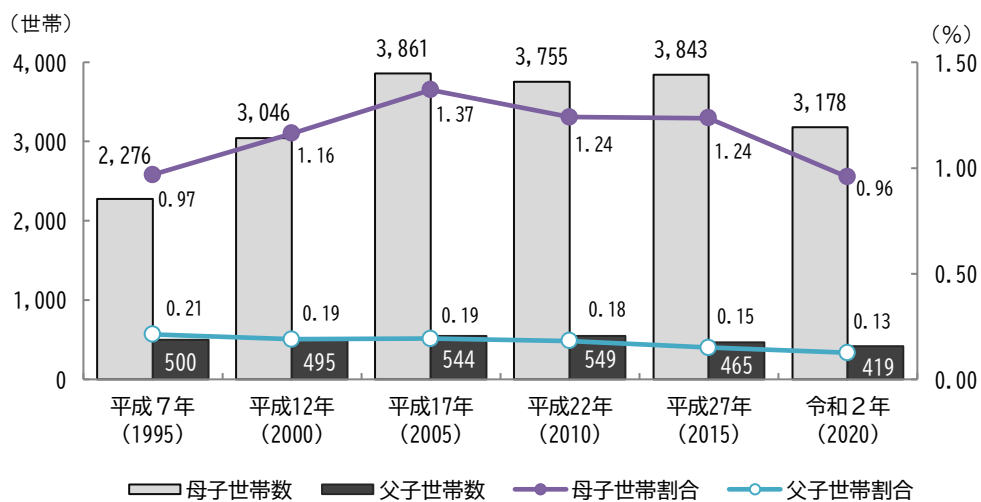


資料:国勢調査

(5) 母子世帯、父子世帯数と割合の推移

国勢調査によると、令和2年の母子世帯数は3,178世帯、父子世帯数は419世帯で、いずれも平成27年より減少しており、一般世帯総数に占める割合も平成27年より低下しています。

図表 母子世帯、父子世帯数の推移【市】



※母子(父子)世帯:未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)

※平成7年、12年、17年は旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を含む。(以下同様)

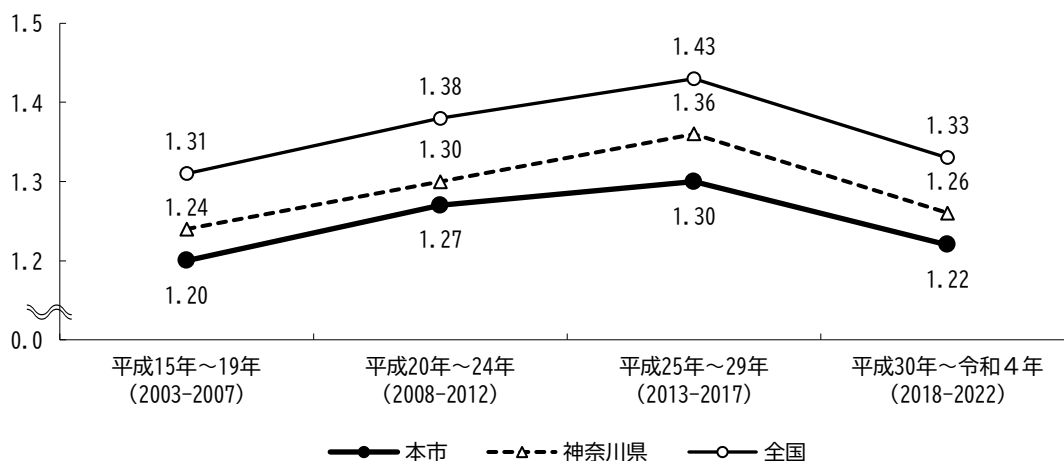
資料:国勢調査

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）は、平成30年～令和4年では1.22となっており、平成20年～24年の1.27、平成25年～29年の1.30より低下しています。また、県及び全国を下回って推移しています。

図表 合計特殊出生率の推移【市、県、全国】

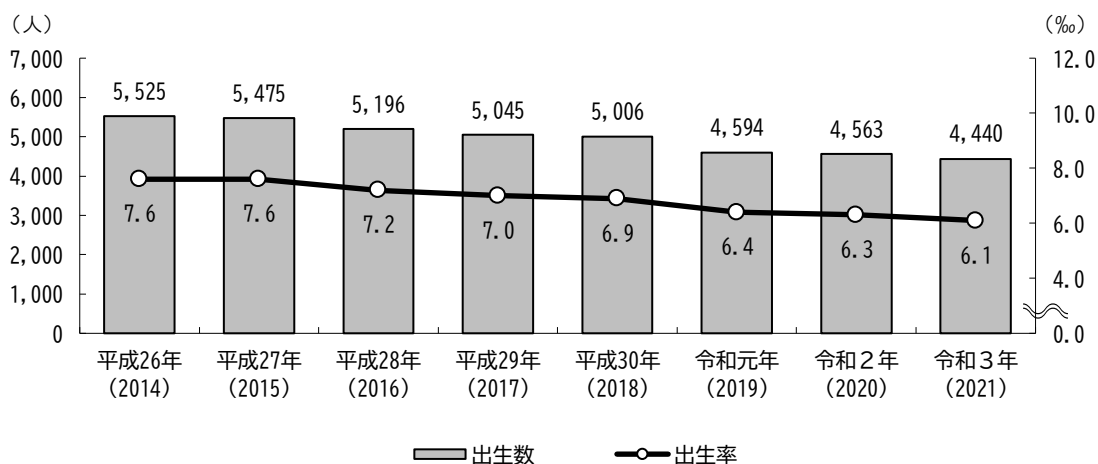


資料：人口動態統計特殊報告

(2) 出生数及び出生率の推移

出生数は減少傾向が続いており、令和3年は4,440人、出生率（人口1,000人当たり）は6.1‰（パーミル）となっています。

図表 出生数、出生率の推移【市】



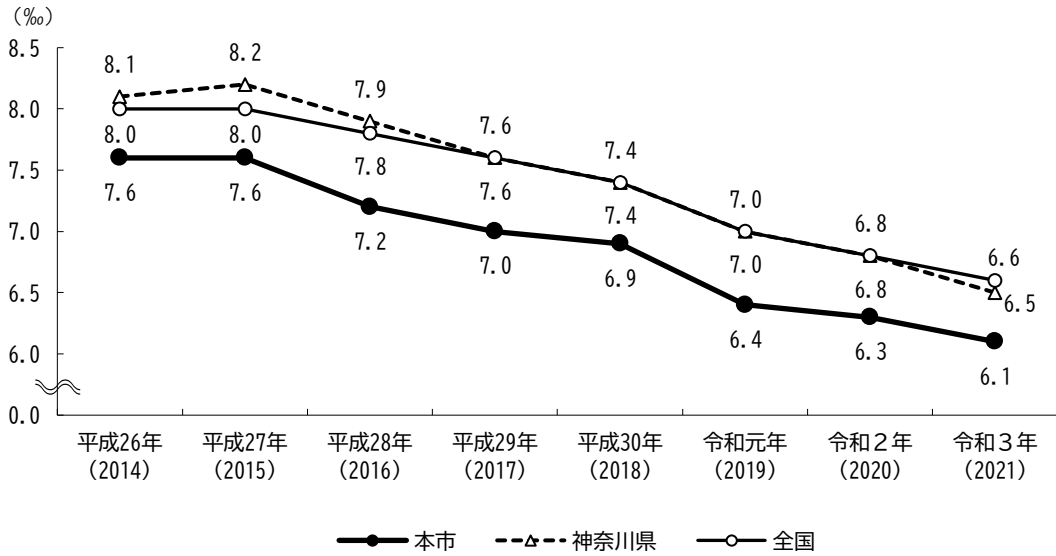
資料：神奈川県衛生統計年報統計表



(3) 出生率の推移の比較

出生率(人口1,000人当たり)は県及び全国を下回って推移しています。

図表 出生率の推移の比較【市、県、全国】

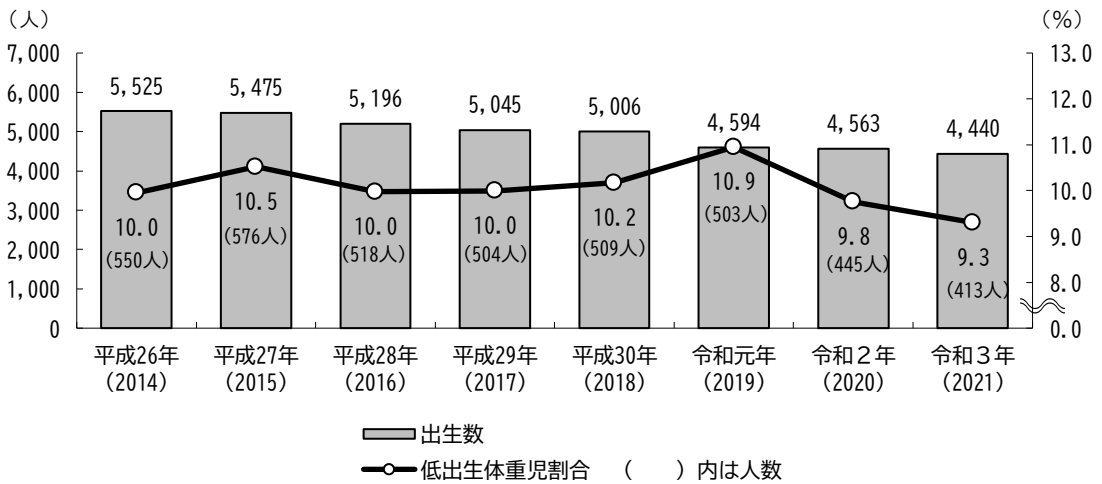


資料:神奈川県衛生統計年報統計表

(4) 低出生体重児割合の推移

出生数における低出生体重児(出生体重が2,500g未満で生まれた児)の割合は令和2年から10%を下回り、令和3年は9.3%となっています。

図表 出生数、低出生体重児割合の推移【市】

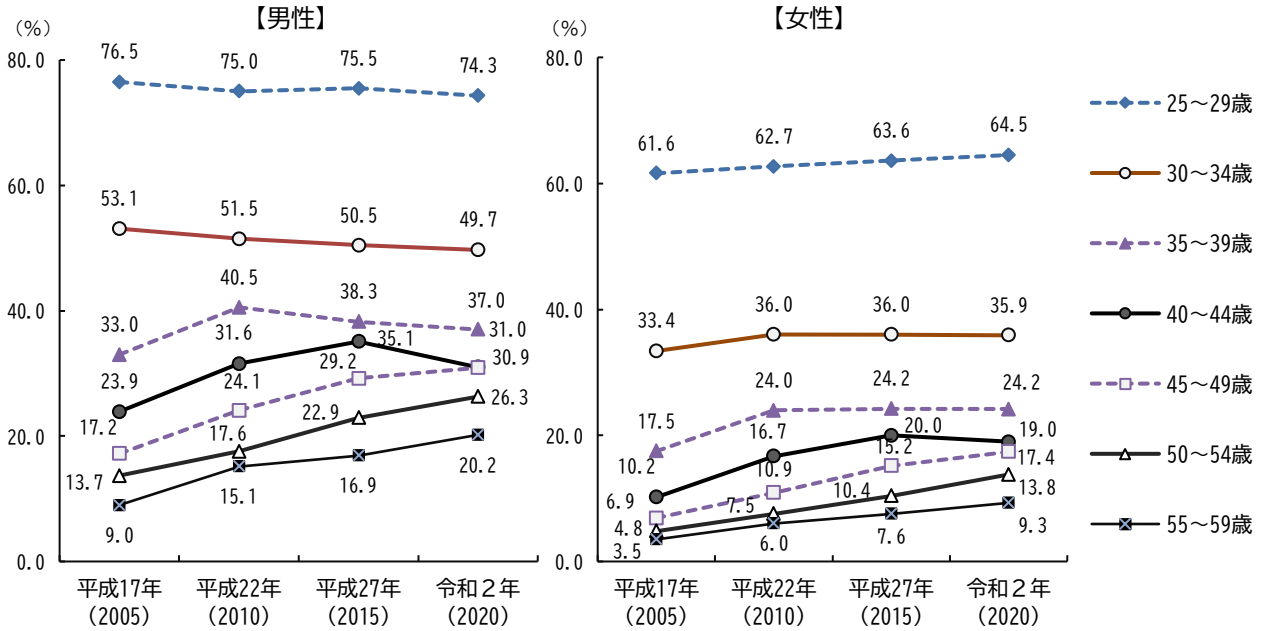


資料:相模原市保健所年報

(5) 未婚率の推移

未婚率の上昇は、少子化の主な要因の一つです。平成17年からの国勢調査による推移を見ると、男性の未婚率は45歳以上の上昇が続いており、女性の未婚率は25～29歳、45歳以上の上昇が続いています。

図表 未婚率の推移と比較【市】



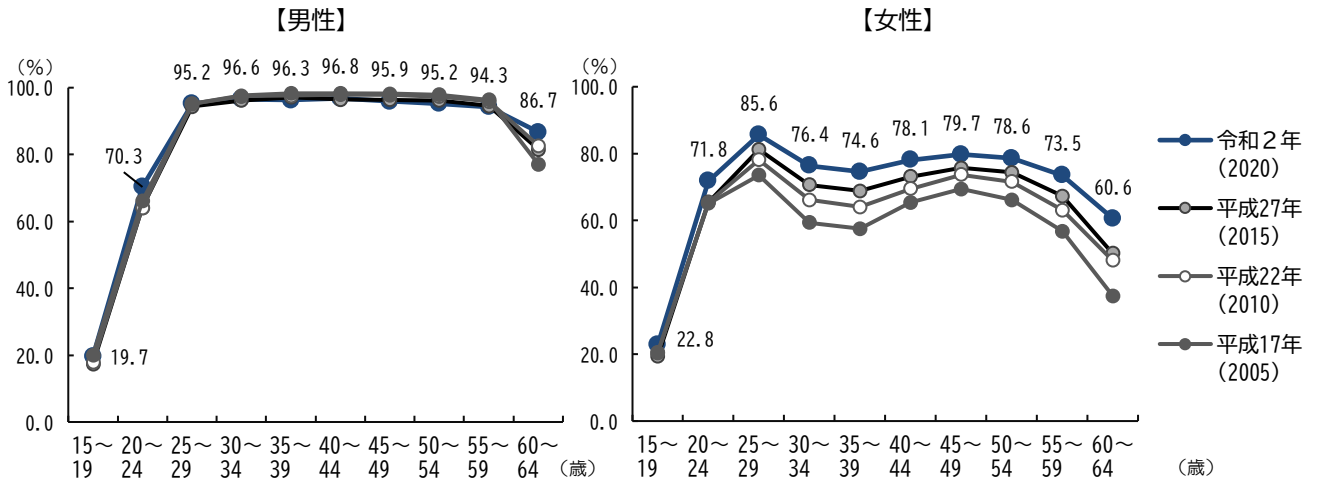
資料：国勢調査



(6) 年齢別労働力率の推移

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くといわれてきました。平成17年からの国勢調査による推移を見ると、女性の労働力率の上昇とともに30代での低下が緩やかになり、結婚・出産後も継続して就労している状況がうかがえます。

図表 年齢別労働力率の推移と比較【市】



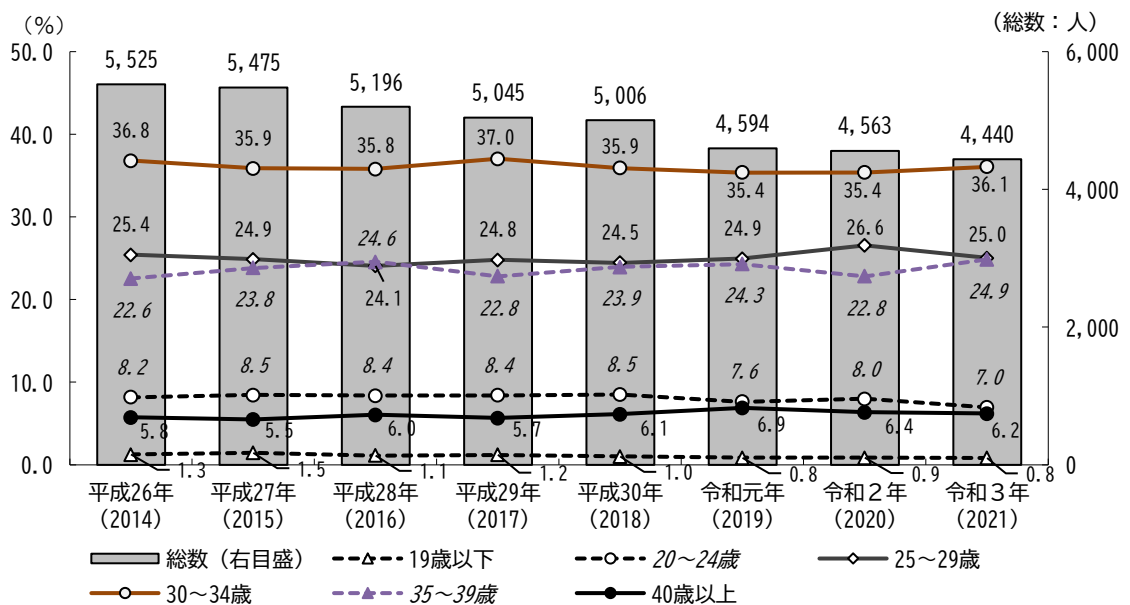
※労働力率：15歳以上人口（労働力状態不詳を除く。）に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合
資料：国勢調査

(7) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、総数としては減少が続いています。また、総数に占める35歳以上の割合が上昇傾向にあります。

母の出産年齢の高年齢化が少子化にも影響を与えていると考えられます。

図表 母の年齢別出生数と総数に占める割合の推移【市】

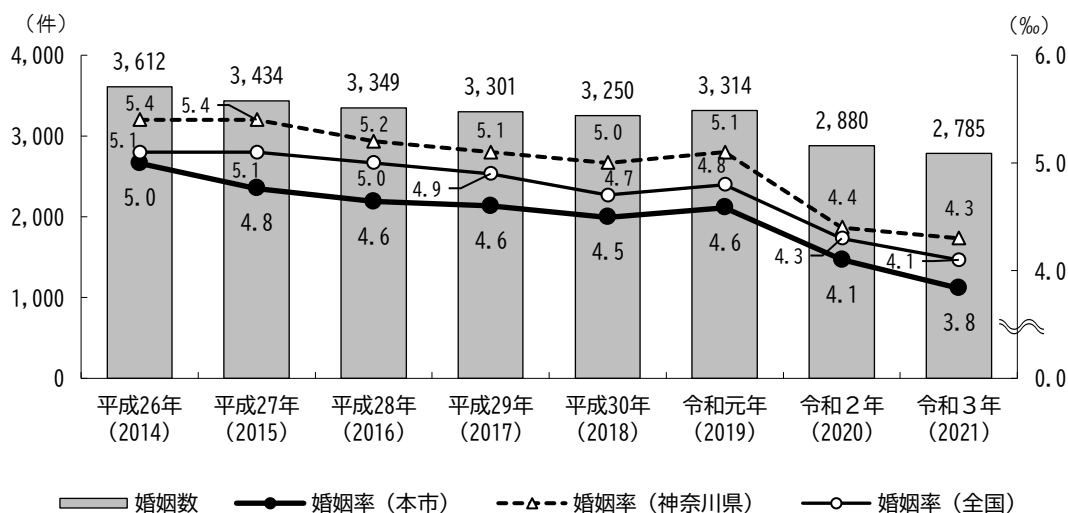


資料：神奈川県衛生統計年報統計表

(8) 婚姻件数及び婚姻率の推移

婚姻件数は、令和2年から3,000件を下回り、令和3年は2,785件となっています。婚姻率（人口1,000人当たり）も低下傾向にあり、令和3年は3.8‰（パーミル）となっています。また、婚姻率は県及び全国を下回って推移しています。

図表 婚姻数、婚姻率の推移【市、県、全国】



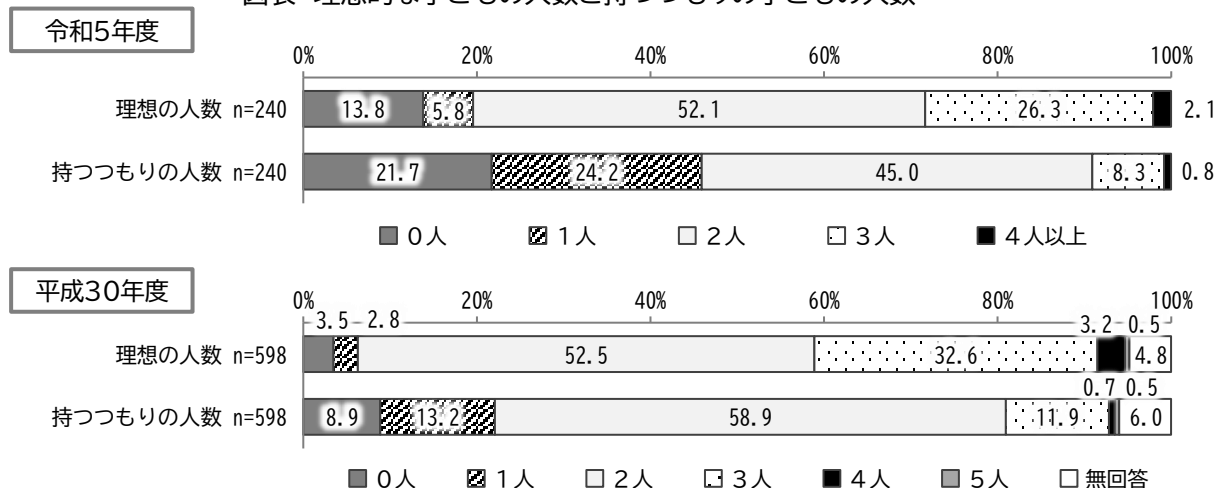
資料：人口動態統計 人口動態総覧

(9) 若者が希望する子どもの人数

① 理想的な子どもの人数と持つつもりの子どもの人数

本市の「令和5年度市民ニーズ調査」では、若者（20歳・25歳・30歳・35歳）の考える理想的な子どもの人数は、「2人」が約5割で最も多いのに対し、持つつもり的人数は「0人」が21.7%、「1人」が24.2%と、理想的な人数よりも持つつもり的人数が少なくなっています。また、理想的な人数を「0人」とする人が13.8%となっており、「1人」の5.8%を上回っています。

図表 理想的な子どもの人数と持つつもりの子どもの人数

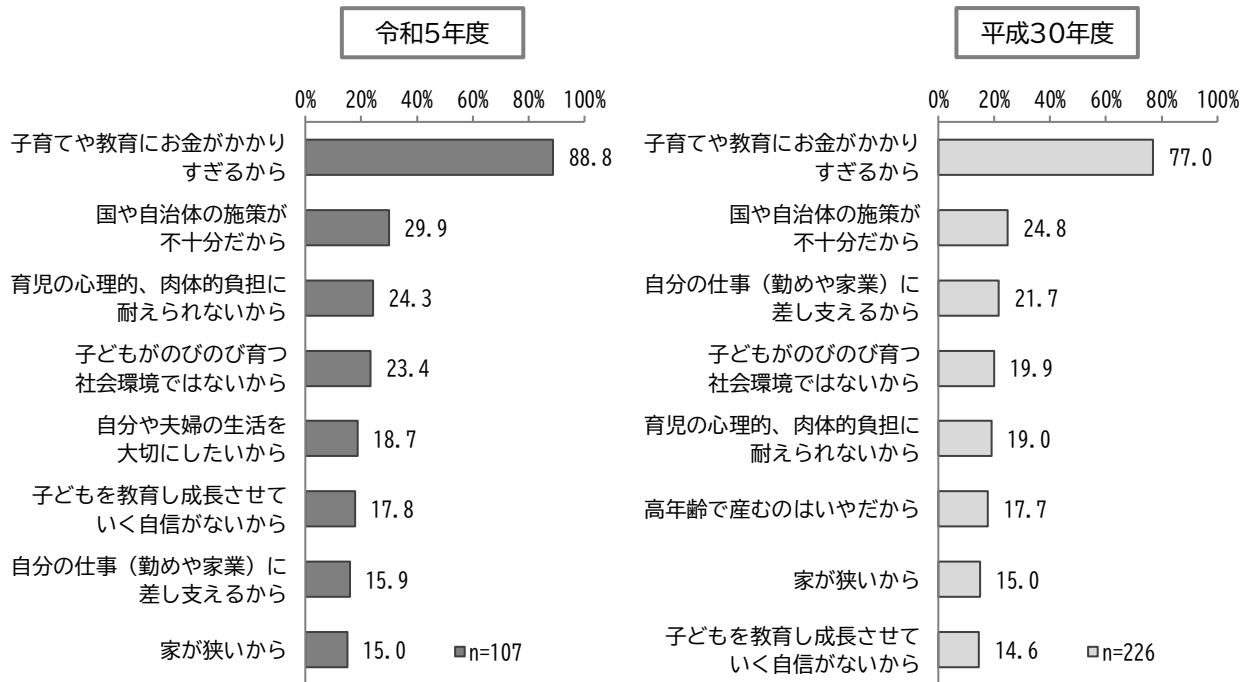


資料：平成30年度・令和5年度市民ニーズ調査

② 持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由

持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が88.8%と最も多く、次いで「国や自治体の施策が不十分だから」「育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」と続いています。

図表 持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由(複数回答・上位8項目)

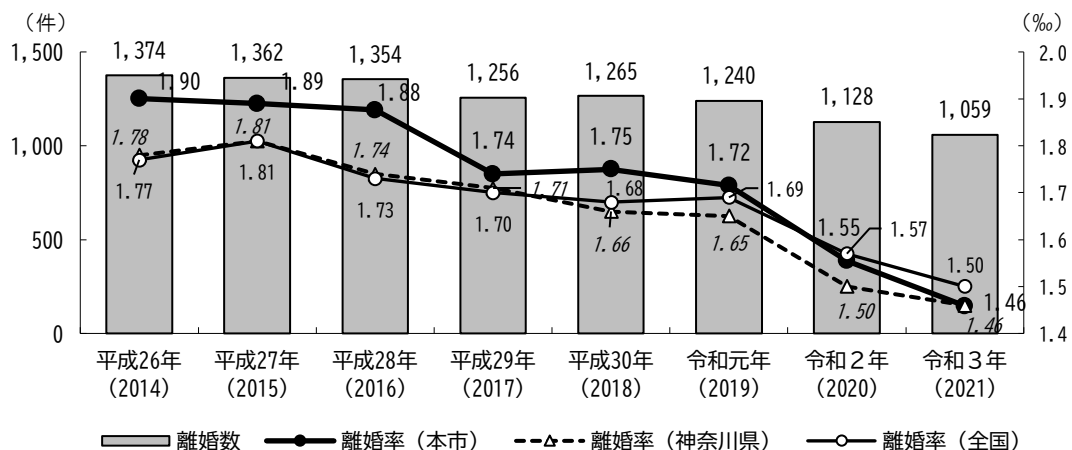


資料:平成30年度・令和5年度市民ニーズ調査

(10) 離婚件数及び離婚率の推移

離婚件数は減少傾向で推移しており、令和3年は1,059件となっています。離婚率(人口1,000人当たり)も低下傾向にあり、令和3年は1.46%(パーミル)となっています。また、離婚率は令和元年まで県及び全国を上回って推移しています。

図表 離婚数、離婚率の推移【市】



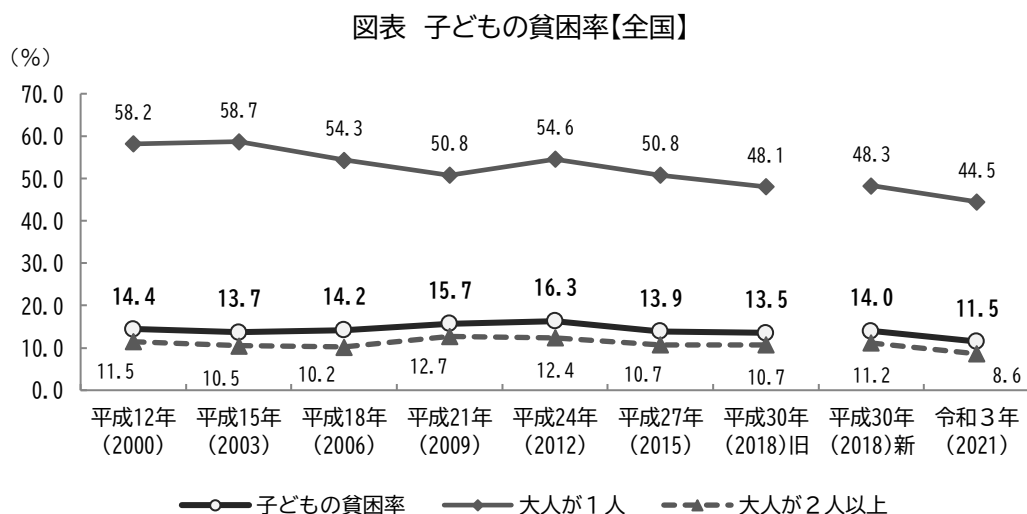
資料:神奈川県衛生統計年報統計表
(市は「人口動態総覧」、県は「人口動態総覧神奈川県推移」、全国は「人口動態総覧全国推移」)

3 子どもの貧困

(1) 子どもの貧困率

全国の「子どもの貧困率」（17歳以下）は平成24年まで上昇傾向にありましたが、その後低下しています。平成30年から新基準となり、令和3年は2.5ポイント低下し11.5%となっています。

子どもがいる現役世帯のうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は平成30年から3.8ポイント低下して44.5%、「大人が2人以上」の世帯は2.6ポイント低下して8.6%となっています。



資料：厚生労働省 2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況

※子どもの貧困率

令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。

※子どもがいる現役世帯

世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯を言います。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。



(2) ひとり親家庭の生活実態

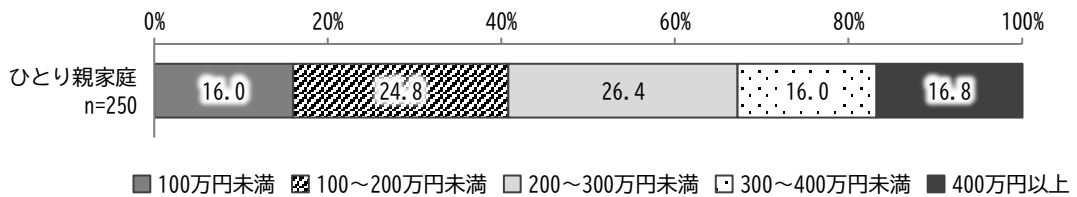
「令和5年度市民ニーズ調査」のうち、ひとり親家庭を対象に行った調査の主な結果です。

① 年収

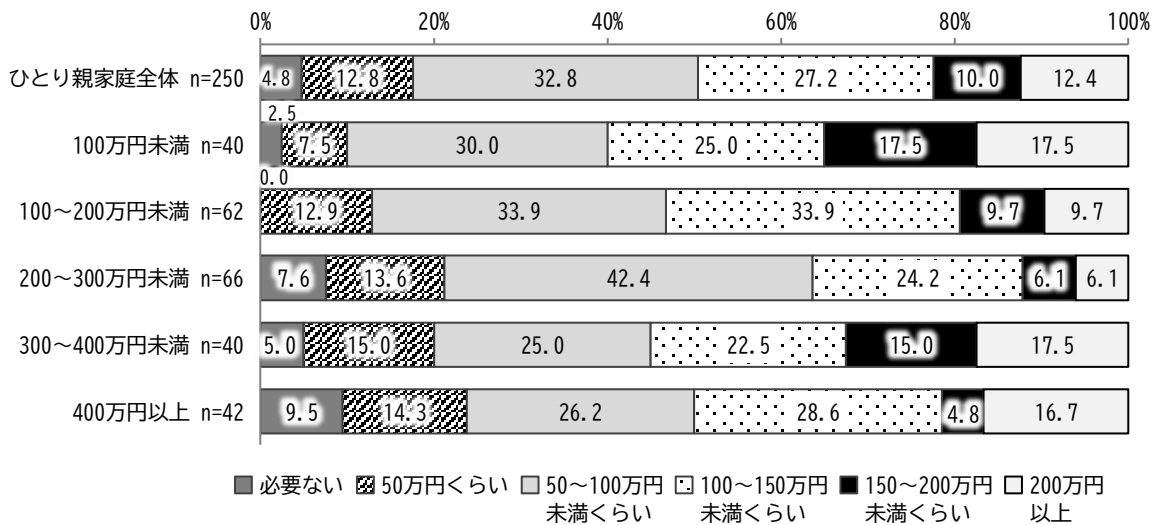
回答者自身の年収は、「100万円未満」が16.0%となっています。また、家庭を無理なく維持するためには、9割以上が年収を増やしたいと考えており、「50～100万円未満くらい」「100～150万円未満くらい」増やしたい割合が高くなっています。

自身の年収別に見ると、年収100万円未満では97.5%、年収200万円未満では100%が増やしたいと考えており、特に年収の少ないひとり親家庭では経済的な課題を抱えていることがうかがえます。

図表 あなたの年収



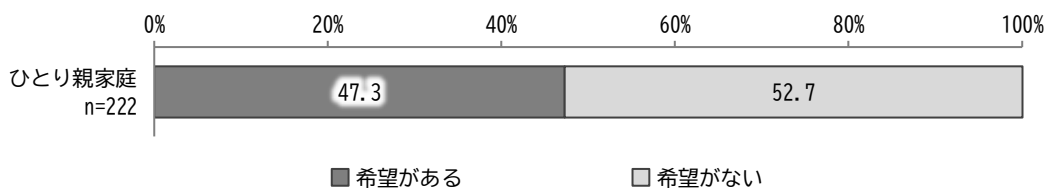
図表 家庭を無理なく維持するために増やしたい理想の世帯年収(自身の年収別)



② 現在就労している人の転職希望

現在就労している人の47.3%は転職の「希望がある」状況です。

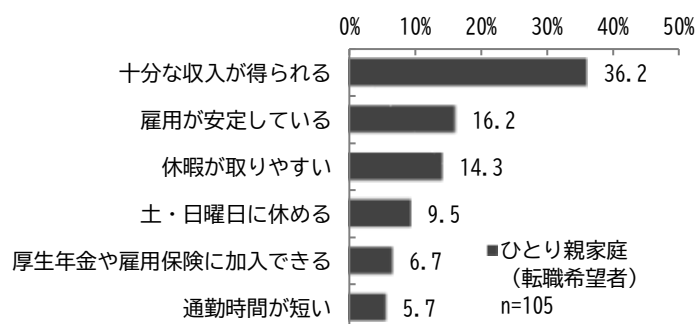
図表 現在就労している人の転職希望



③ 転職の際に仕事・職場で最も重視すること

転職希望のある人が転職する際に最も重視することは、「十分な収入が得られる」が最も多く、次いで「雇用が安定している」となっており、経済的安定を求めています。

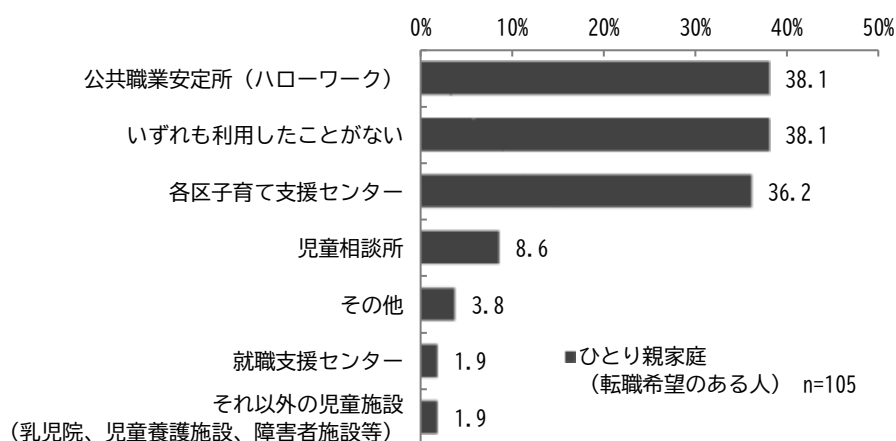
図表 転職希望者が転職の際に最も重視すること(上位6項目)



④ 利用したことがある相談機関(転職希望のある人)

転職希望のある人が利用したことがある相談機関は、「公共職業安定所(ハローワーク)」が38.1%、「各区子育て支援センター」が36.2%となっていますが、「いずれも利用したことがない」が38.1%となっており、相談機関につながっていない人もいることがうかがえます。

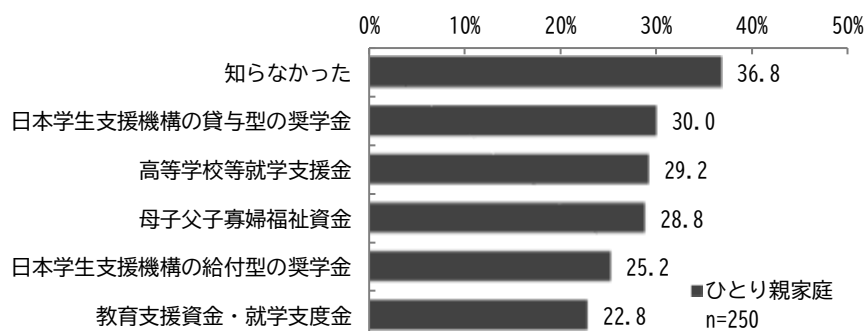
図表 転職希望者が利用したことがある相談機関(複数回答・上位7項目)



⑤ 子どもの進学の際の資金援助等の認知度

進学の際の資金援助等について、「知らなかった」が36.8%となっており、制度等を知らないことで利用できていないことが考えられます。

図表 子どもの進学の際の資金援助等の認知度(複数回答・上位6項目)





4 子育ての状況

「令和5年度市民ニーズ調査」のうち、就学前児童の保護者と、小学生から17歳の子ども
の保護者を対象にした調査の主な結果です。

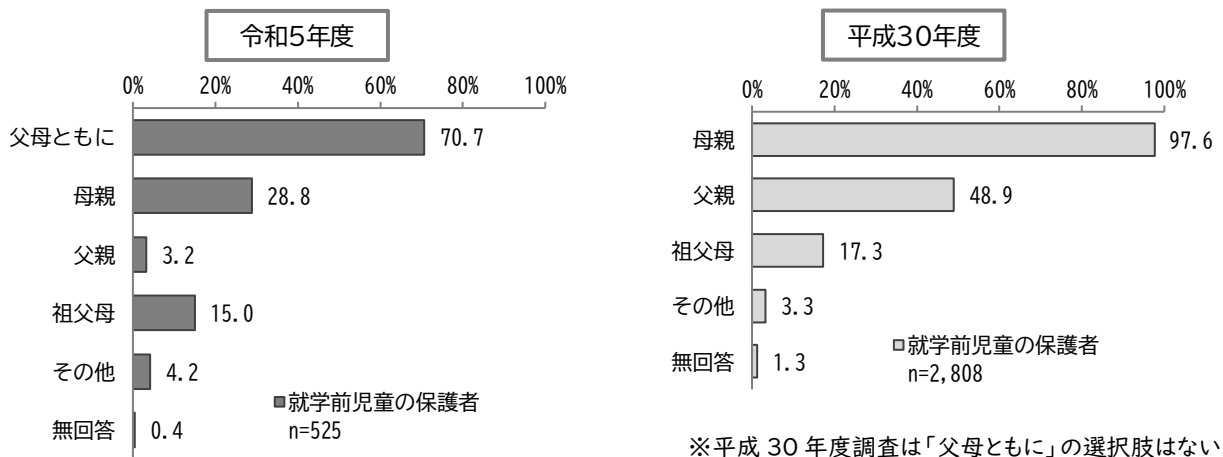
※平成30年度は「相模原市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果であり、調査手法・対象者が異なるため、
参考掲載とする。

(1) 子育てに日常的に関わっている人と親族等協力者の状況

最も多いのは、「父母ともに」で7割を超えていますが、「母親」と「父親」は20ポイント以上
の開きがあり、依然、主に母親が子育てを担う状況がうかがえます。

夫の家事・育児時間が長くなるほど、女性（妻）の就業継続や第2子以降の生まれる割
合が高くなる傾向があり、子どもを生き育てる上で、父親の子育て参加は重要です。

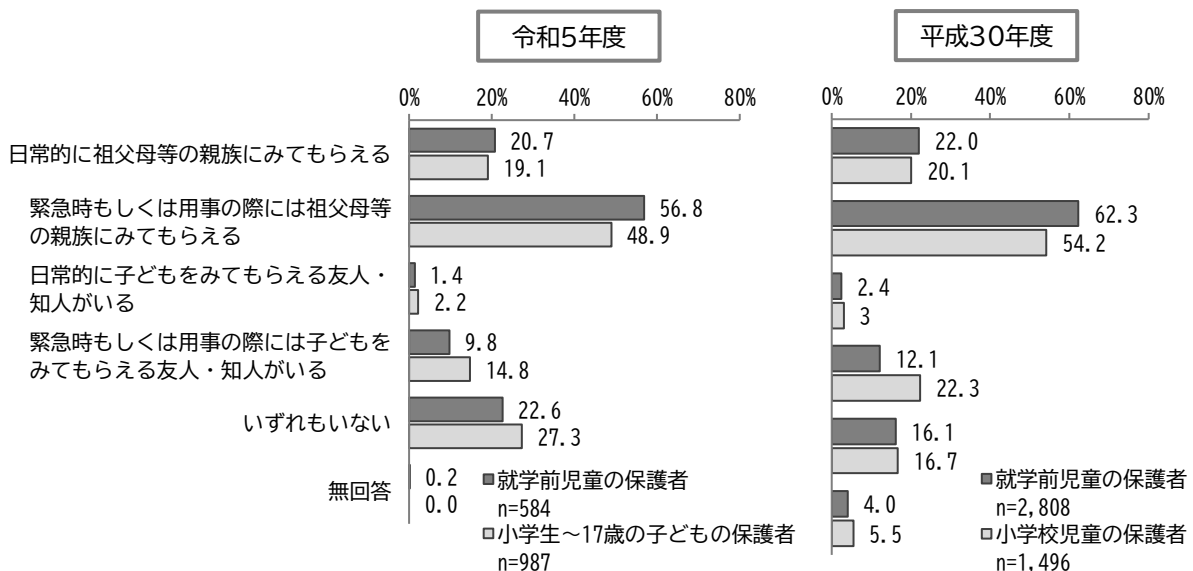
図表 子育てに日常的に関わっている人(複数回答)



※平成30年度調査は「父母ともに」の選択肢はない

親族等の協力者の状況は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が2割程度であ
り、「いずれもない」が就学前児童の保護者では22.6%、小学生～17歳の子どもの保
護者では27.3%となっています。

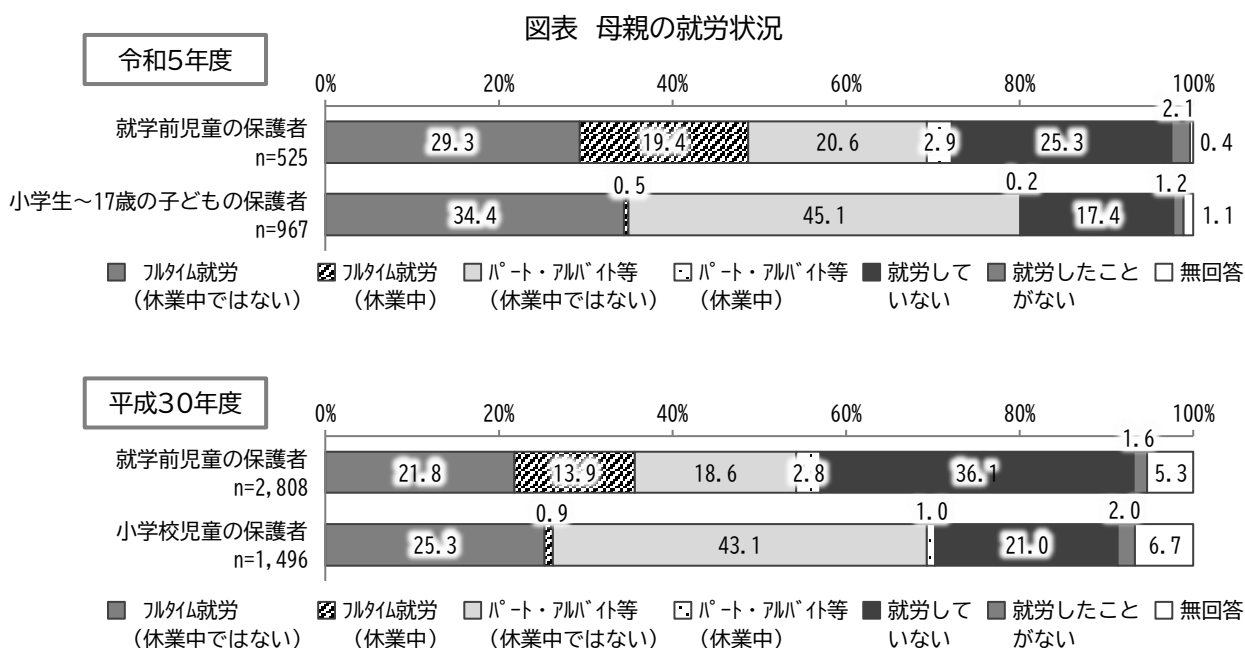
図表 親族等協力者の状況



(2) 保護者の就労状況

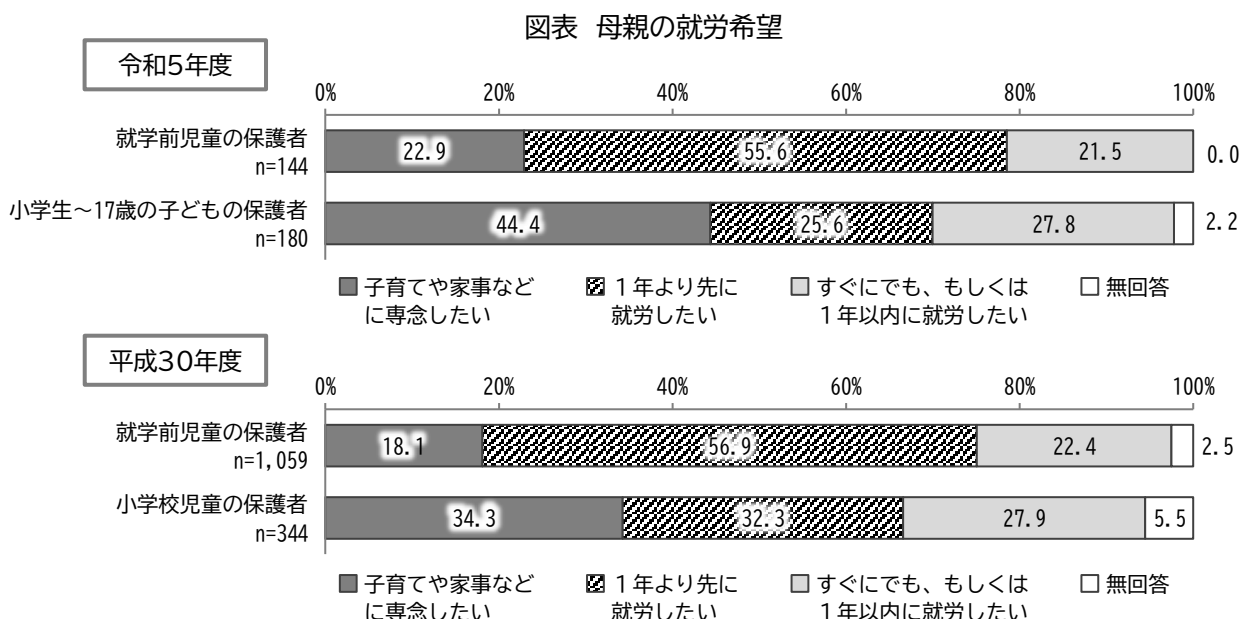
① 母親の就労状況

母親の就労状況は、就学前児童の保護者では、フルタイムでの就労（休業中を含む）が5割近く、パート・アルバイト等を含めると7割を超えています。小学生～17歳の子どもの保護者では、フルタイムでの就労割合は就学前児童の保護者より低くなっていますが、パート・アルバイト等を含めると8割を超えており、働きながら子育てをしている母親の割合は増加しています。



② 母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の1年以内の就労希望は、就学前児童の保護者では21.5%、小学生～17歳の子どもの保護者では27.8%となっており、1年より先の就労希望を合わせると就学前児童の保護者では約8割、小学生～17歳の保護者では約5割となっています。

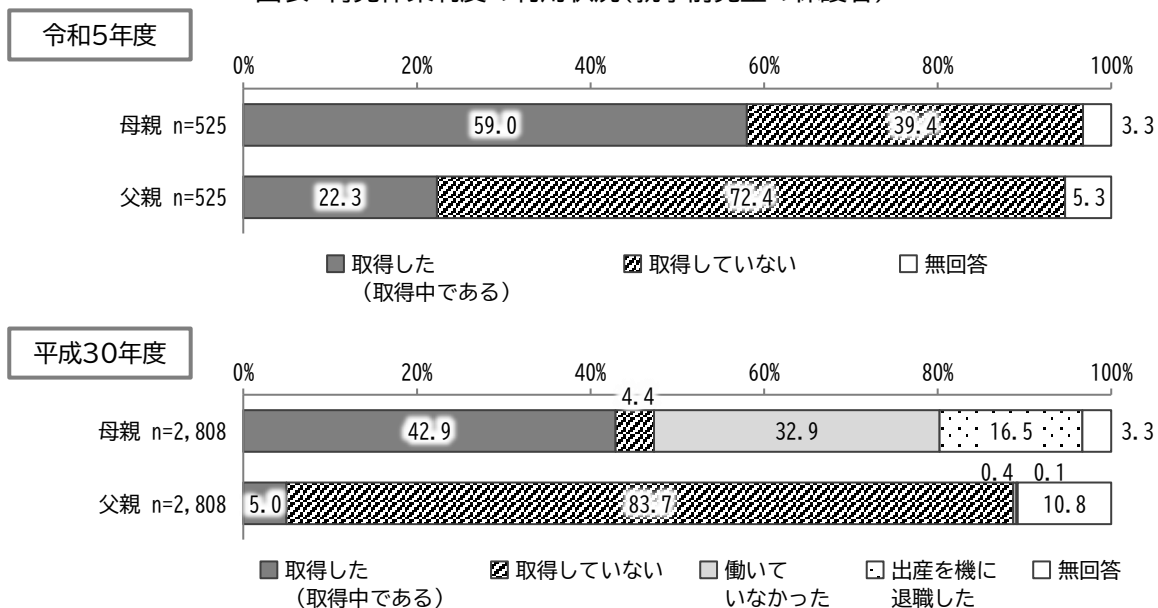




③ 育児休業制度の利用状況(就学前児童の保護者)

父親の育児休業制度の取得割合は「取得した(取得中である)」の割合が22.3%と2割を超えていますが、依然として低い水準にとどまっています。

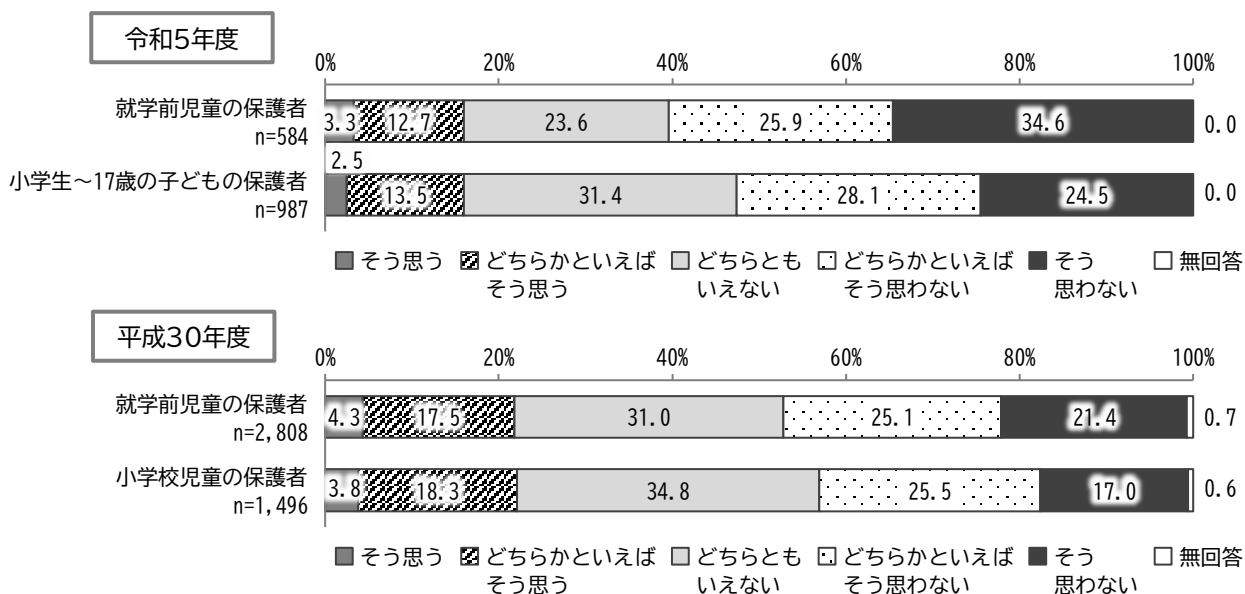
図表 育児休業制度の利用状況(就学前児童の保護者)



(3) 子育てに対する社会の評価

就学前児童の保護者、小学生～17歳の子どもの保護者ともに、子どもを生み育てることについて社会が十分に評価していると『思わない』(「そう思わない」+「どちらかといえばそう思わない」)割合は5割を超えており、『思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)割合より高くなっています。

図表 子どもを生み育てることについて社会が十分評価しているか

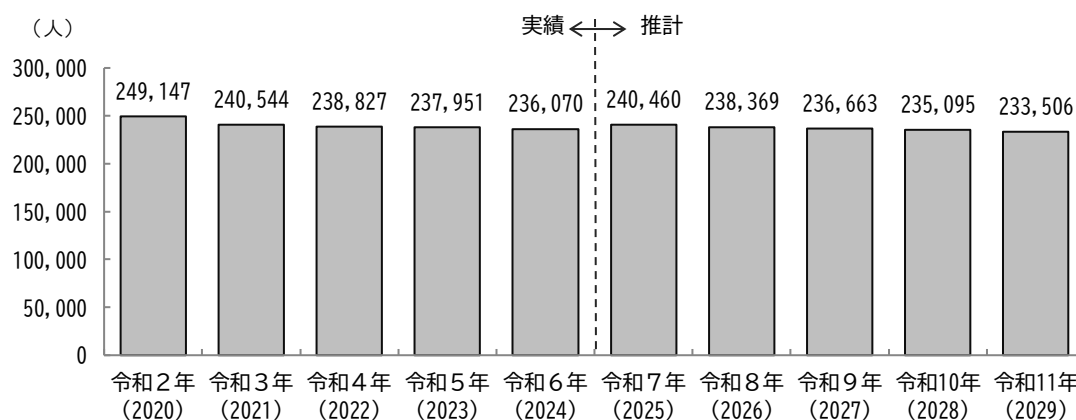


5 子ども・若者の状況

(1) 6～39歳人口の推移

6～39歳人口は減少傾向にあり、令和6年1月1日現在236,070人で令和2年から13,077人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

図表 6～39歳人口の推移【市】

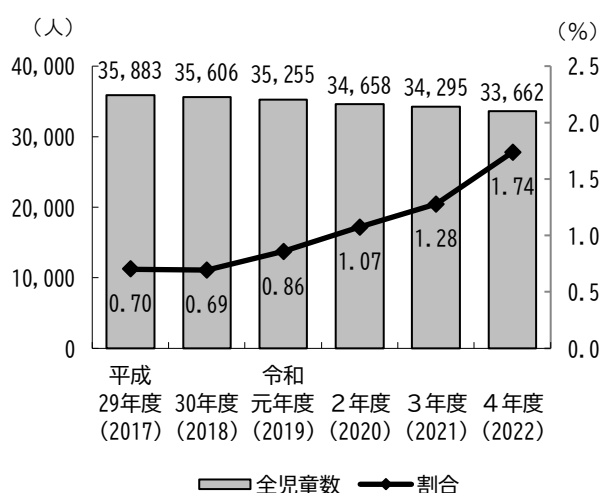


資料:相模原市年齢別人口(推計人口)(各年1月1日現在)
推計値は「令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」

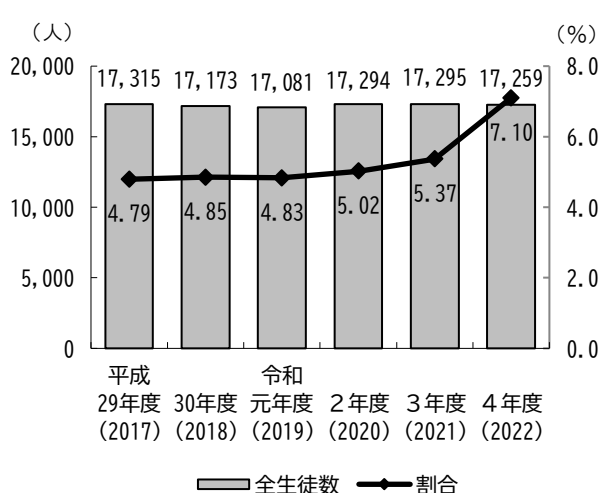
(2) 不登校児童生徒数の推移

長期欠席者(年度間に通算30日以上欠席した者)のうち、不登校児童生徒数の割合は、小学校児童・中学校生徒ともに上昇傾向となっています。

図表 小学校児童数と不登校児童割合の推移【市】



図表 中学校生徒数と不登校生徒割合の推移【市】



※不登校:文部科学省の定義では、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」、令和2年度から令和4年度においては「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。)」

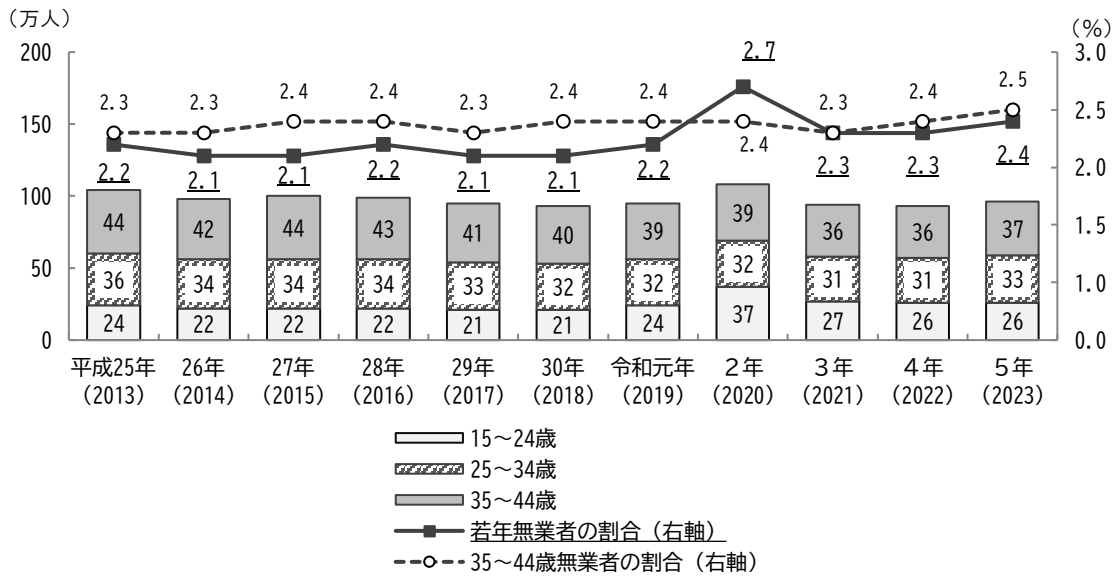
資料:相模原市統計書(児童・生徒数より割合を算出。私立学校は含まれない)

(3) 若年無業者・フリーターの状況

① 若年無業者の状況(全国)

全国の15～34歳の若年無業者数は新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したと考えられる令和3年以降も引き続き増加傾向にあり、令和5年平均で59万人、人口に対する割合は2.4%となっています。また、35～44歳無業者は令和5年平均で37万人、人口に対する割合は2.5%となり、どちらも前年より0.1ポイントの上昇となっています。

図表 若年無業者・35～44歳無業者数及び人口に対する割合【全国】

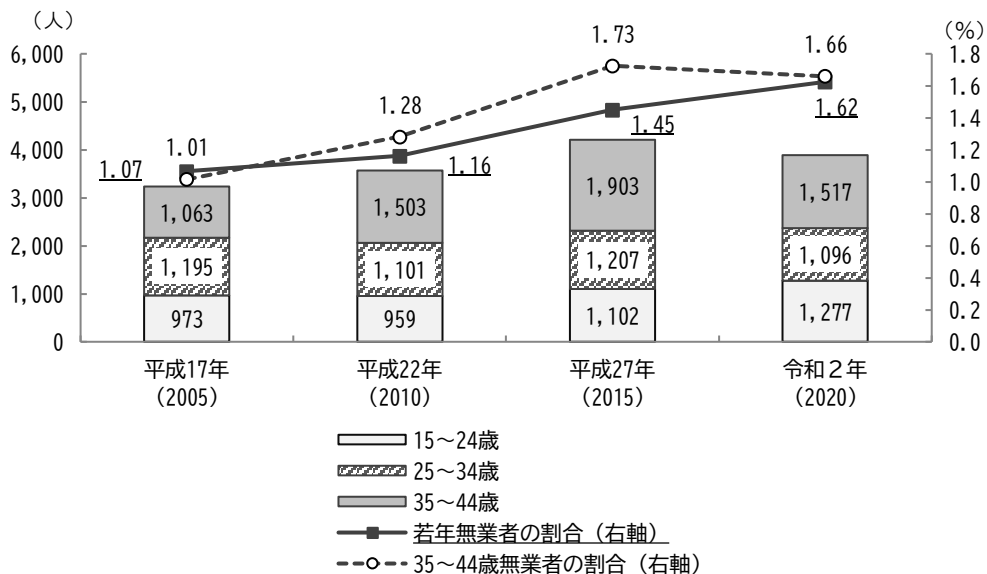


資料:総務省 労働力調査(基本集計)2023年(令和5年)平均結果の概要
※ここでいう無業者とは、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいう。

② 若年無業者の状況(市)

国勢調査によると、本市の15～34歳の若年無業者数は令和2年で2,373人、人口に対する割合は1.62%となっており、平成27年から0.17ポイントの上昇となっています。

図表 若年無業者・35～44歳無業者数及び人口に対する割合【市】

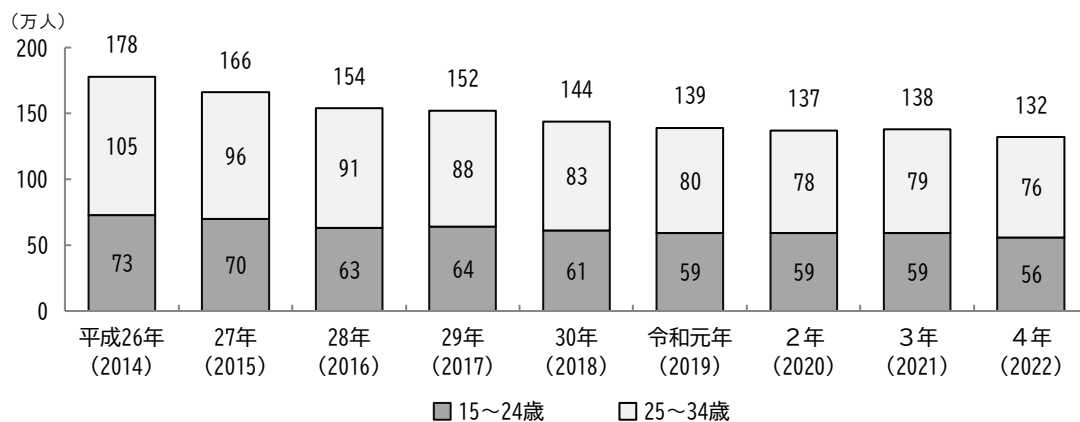


資料:国勢調査
※ここでいう無業者とは、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいう。

③ 若年層フリーターの状況(全国)

全国の「パート・アルバイト及びその希望者」のうち若年層(いわゆるフリーター)の数は、令和4年平均で132万人と、前年に比べ6万人の減少となっています。

図表 若年層フリーター数の推移【全国】



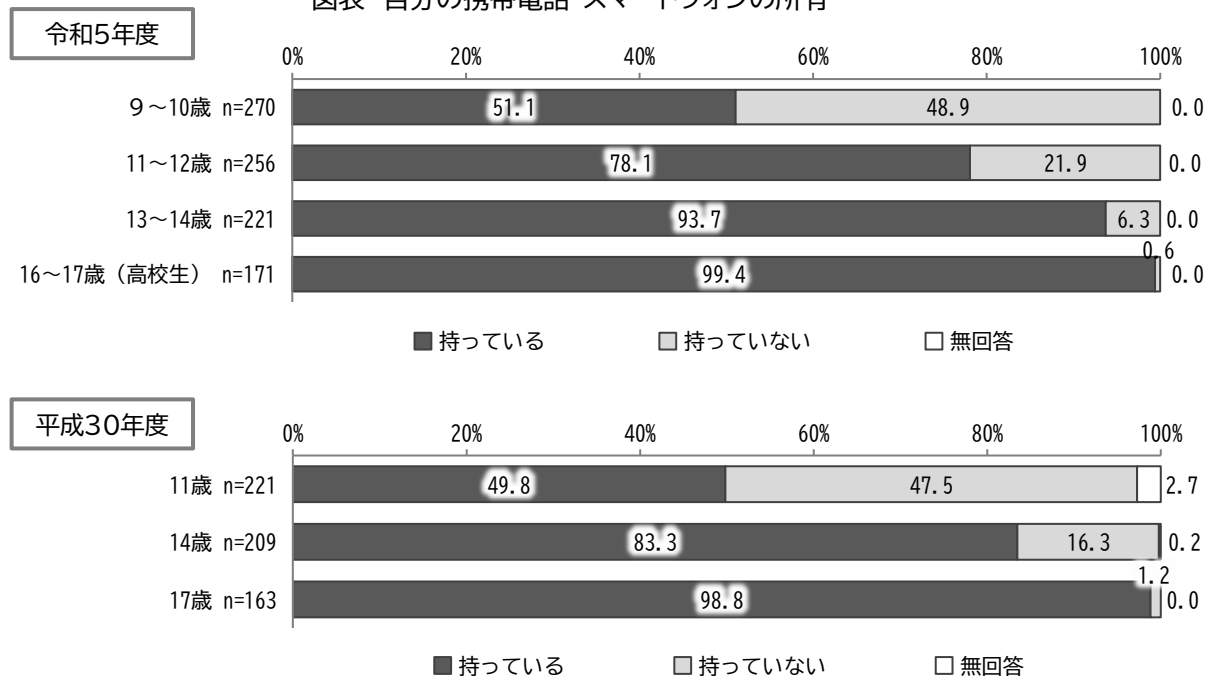
資料:総務省 労働力調査(詳細集計)2022年(令和4年)平均結果の概要

- ※「パート・アルバイト及びその希望者」は、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち以下の者
- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 - ②失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 - ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

(4) 携帯電話及びスマートフォンの所有

本市の「令和5年度市民ニーズ調査」では、自分の携帯電話及びスマートフォンを持っている割合は、9~10歳が約5割、11~12歳が約8割、13~14歳では9割を超えています。

図表 自分の携帯電話・スマートフォンの所有



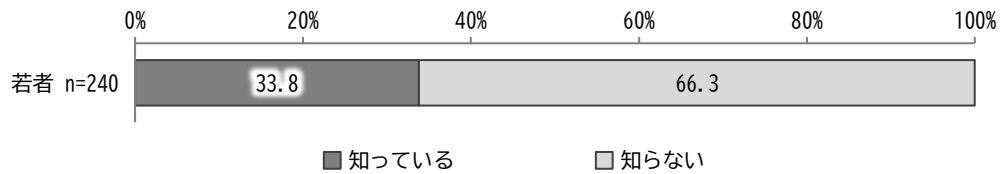
資料:平成30年度・令和5年度市民ニーズ調査



(5) 予期しない妊娠の際の相談場所について

本市の「令和5年度市民ニーズ調査」では、若者（20歳・25歳・30歳・35歳）が、本人又はパートナーの予期しない妊娠の際に相談できる場所として、子育て支援センターや産科医療機関、妊娠SOS（県などが行っている電話やLINE等による相談）があることを「知っている」割合は33.8%となっています。

図表 予期しない妊娠の際の相談場所を知っているか



資料：令和5年度市民ニーズ調査

第4章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念

ひとりひとりの笑顔輝く未来に向かって 子ども・若者がみんなと育つ さがみはら



全ての子ども・若者は社会にとって希望であり、未来を創るかけがえのない存在です。

子どもは、子ども同士や地域の大人たちなど、様々な人との関わりにより、生きる力を培い、自立に向け、日々成長していきます。

子ども・若者が自分らしく成長していくためには、次のことが大切です。

- (1) 子ども・若者の権利が守られ、個性が大切にされること
- (2) 心身ともに健やかに成長できること
- (3) 親や身近な大人とともに地域社会の中で温かく見守られながら、安心して暮らすことができること

地域・職場・行政が連携し、子ども・子育てを支援することは、未来の相模原の担い手づくりを支援することでもあるため、子どもや子育て家庭を応援する地域づくりに取り組む必要があります。

本市は、無限の可能性を持つ全ての子ども・若者が、将来に夢と希望を持つことができ、誰もが子どもを産み育てやすく、子どもを育てる喜びを感じられるまちを目指します。



2 基本方針

I 子ども・若者が 自らの未来に希望を持ち育つことを 支えていきます

子ども・若者は、権利が守られると同時に、一人の人間として尊重されなければなりません。

子ども・若者が豊かな心を持ち、輝かしい未来に希望を持つためには、その育ちを支える環境が大切です。

周りが常に関心を持って見守り、支えていくことで、子ども・若者が安心して明るい未来を築いていくための助けになります。

この計画では、子ども・若者がその権利を保障され、輝く未来に向かって育つことができる環境づくりを進めます。



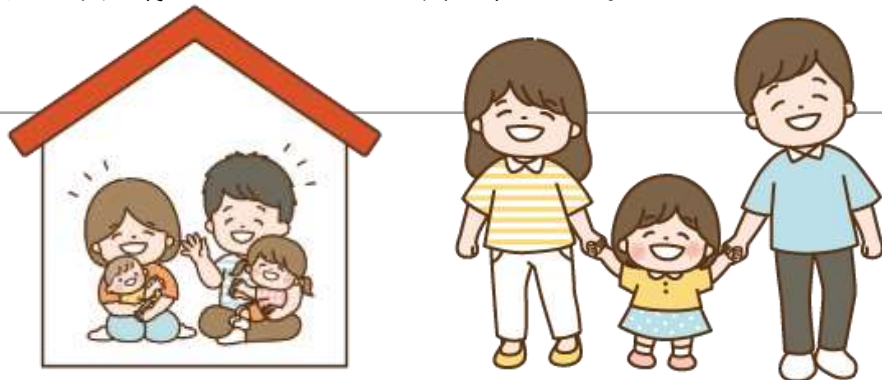
II 子どもを生き育てることに 安心と楽しさを感じられ すこやかで心豊かに暮らせるよう支えていきます

子どもが生まれること・成長していくことは、親にとって大きな喜びです。

しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や負担感を抱えている家庭は少なくなく、子どもや若者が成長していく過程を安心して見守り、育てていくためには、地域の子育て支援を広げ、地域全体で子どもの成長を見守る必要があります。

また、子育ての楽しさや大切さを発見し、その感動を地域の人と分かち合いながら、子どもだけではなく親も心身ともに健やかに成長できることが大切です。

この計画では、安心感を持って楽しみながら子どもを生き育てることができ、地域で子どもと大人が共に育つことができるよう、取り組みます。



Ⅲ みんながつながりあい 子育て子育てができるよう 支えています

これまで家庭の中で行われていた世代間交流や異年齢交流が減少している現在においては、地域において幅広い世代の人々が交流し、信頼関係を築きながら助け合っていくことが大切です。

また、性別を問わず子どもと過ごす時間をつくり、協力して子育てができるよう、企業や地域社会全体が支援することが必要です。

この計画では、全ての子どもと子育て家庭を温かなまなざしで見守るとともに、みんなが支え合い、子育て・子育てができる社会づくりを進めます。





3 施策の体系

基本目標

基本理念

基本方針

ひとりひとりの笑顔輝く未来に向かって
子ども・若者がみんなと育つさがみはら

I. 子ども・若者が
自らの未来に
希望を持ち
育つことを
支えていきます



II. 子どもを生き育てる
ことに安心と楽しさ
を感じられ
すこやかで心豊かに
暮らせるよう
支えていきます



III. みんなが
つながりあい
子育て子育てが
できるよう
支えていきます



1. 子ども・若者の権利を保障する
取組を推進します

2. 子どもの育ちを支える機能の充実と
人材の確保を推進します

3. 子どもの未来への希望を育む
取組を推進します

4. 若者の希望する未来への歩みを
支援する取組を推進します

5. 妊娠・出産・育児にわたる
切れ目のない支援を推進します

6. 将来を見据えた子どもの健康づくり
につながる取組を推進します

7. さまざまな状況にある子どもや家庭
を支援する取組を推進します

8. 子育てに対する社会の理解を広める
取組を推進します

9. 地域社会で子どもの成長を支える
しくみづくりを推進します

10. 安心して暮らせる安全でやさしい
まちづくりを推進します

全体を通して、行政と市民の協働によるしくみづくりの推進と情報発信の強化に取り組んでいきます



施策の方向

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります
- (2) 児童虐待の予防・防止対策を強化します
- (3) いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

- (1) 子どもに寄り添う人の確保と人材育成を図ります
- (2) 複雑化・多様化する悩みを子ども・若者本人や家族が相談できる体制づくりを進めます
- (3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実を図ります
- (4) きめ細かな学校教育を推進します
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

- (1) 子どもの遊び場、居場所を確保し、充実を図ります
- (2) 年齢や発達の程度に応じた多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります
- (3) 将来の就労や自立に関する意識を啓発し、子どもの職業観の育成を図ります

- (1) 就労や自立に関する意識を啓発し、就労に向けて支援します
- (2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう支援します

- (1) 妊娠に向けた支援の充実を図ります
- (2) 妊娠、出産への支援の充実を図ります
- (3) 発育・発達に応じた支援の充実を図ります
- (4) 育児不安を軽減する支援の充実を図ります

- (1) 子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります
- (2) 子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

- (1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います
- (2) 配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します
- (3) 多様な文化的背景を持った子どもとその家庭を支援します
- (4) 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭を支援します
- (5) 社会的養育体制の充実を図ります
- (6) 子どもの貧困対策を推進します

- (1) 性別を問わず、仕事と子育ての両立ができる環境整備に取り組みます
- (2) 家事や子育てを性別を問わずに担う意識を醸成します
- (3) 次代の親の育成に取り組みます
- (4) 子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します

- (1) 地域で子育てを応援し、支える気運を高めます
- (2) 親子交流の場の提供や情報提供、相談の実施等、地域における子育て支援を推進します
- (3) 子育てに関する情報提供及び学習機会の充実を図ります

- (1) 子育て家庭への経済的支援に取り組みます
- (2) 事故、犯罪・災害から子ども・若者を守り安全に暮らすことができる取組を推進します
- (3) 誰もが安心して過ごすことができる空間づくりなど、人にやさしいまちづくりを推進します



第5章 子ども施策の総合的展開

この章の見方

基本目標 1 子ども・若者の権利を保障する取組を推進します

1 子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります

「子どもの権利条約」や「発達障害子どもの権利条例」等、子ども・若者の権利の保障について、子ども・若者等自身事だけでなく、広く社会全体に認知し、教育・研修を推進するとともに、子ども・若者の権利の確保が図られ、育ち、成長の機会が確保されています。

権利条例（平成27年制定）に基づき、権利尊重のまちづくり条例（平成28年制定）を制定し、権利の保障のために、啓発活動を実施しています。

しかし、これらの条約・条例を「知らない」と回答した人の割合が半数以上を占めており、児童虐待やいじめについては、多くの相談が寄せられるなど、深刻な社会問題となっています。

全ての子ども・若者が健全に育まれるよう、市民一人ひとりに「子どもの権利」について更なる啓蒙を進めるとともに、児童相談所や児童福祉センターとの連携強化による総合的な児童虐待防止体制の構築など、子どもの権利の保障に向けた取組を進めています。

基本目標ごとに、子ども・若者に関する動向と課題を記載しています。

図表 児童虐待相談対応人数(人)

年度	児童虐待相談対応人数(人)
平成30年度 (2018)	1,310
令和元年度 (2019)	1,528
令和2年度 (2020)	1,699
令和3年度 (2021)	1,973
令和4年度 (2022)	2,750
令和5年度 (2023)	2,889

資料：令和5年度児童虐待対策調査資料

2 いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で相談しやすい支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ・青少年・教育相談事業
- ・いじめ防止への取組
- ・さがみはら子ども SOSダイヤルの実施

5年後に目指す姿(成果指標)

5年後に目指す姿の例を指標として記載しています。

計画の推進に係る5つの重要な視点

1 子ども・若者・子育て当事者の
視点・意見を尊重した施策の推進

➡ **基本目標 1・4・7**

子ども・若者の最善の利益を実現する観点から、年齢や発達の程度に応じた子ども・若者の意見形成を支援し、意見を表明しやすい環境づくりを行います。また、困難な状況にあること等により声を出しにくい子ども・若者には、十分に配慮します。

2 妊娠期から乳幼児期の切れ目のない
支援と地域とともに支える環境づくり

➡ **基本目標 5・6・
8・9**

妊娠期から乳幼児期は、子どもの成長や発達の礎を築く大切な時期であることから、全ての子どもが健やかに育ち、保護者がゆとりをもって子育てができるよう、切れ目のない、きめ細かな支援と、地域とともに子育て家庭を支える環境づくりに取り組みます。

3 全ての子どもへの幼児教育・保育の
提供と保育の質の向上

➡ **基本目標 2**

子どもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、幼児期の育ちをひとしく、切れ目なく保障するため、全ての子どもに幼児教育・保育を提供します。また、引き続き、保育所等の待機児童対策に取り組むとともに、保育の質の向上に取り組みます。

4 子どもの居場所の確保・充実

➡ **基本目標 3・10**

全ての子どもが安全に安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、放課後児童クラブの待機児童対策に取り組むとともに、学校や地域との連携を図ります。また、子どもにとってより良い居場所となるよう、子どもの声を聴きながら、多様な居場所づくりに取り組みます。

5 様々な状況にある子どもや家庭の
支援の充実

➡ **基本目標 7**

療育や社会的養育を必要とする子どもやその家庭等、一人ひとりの状況に応じた支援の一層の充実を図り、全ての子どもや若者、子育て家庭が安心して暮らすことができるよう取り組みます。

基本目標 1

子ども・若者の権利を保障する 取組を推進します

動向と課題

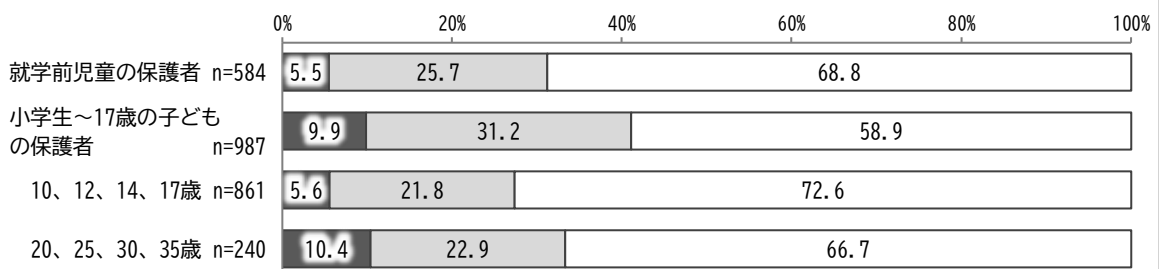
国においては、平成6年4月に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准し、令和5年4月には「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本市においては、平成27年4月に制定した「相模原市子どもの権利条例（平成27年相模原市条例第19号）」、令和6年4月に制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例（令和6年相模原市条例第28号）」等に基づき、子どもの権利を保障するために、啓発活動などに取り組んでいます。

しかし、これらの条約・条例を「知らない」と回答した人の割合が半数以上を占めており、児童虐待やいじめについては、多くの相談が寄せられるなど、深刻な社会問題となっています。

全ての子ども・若者が健全に育成されるよう、市民一人ひとりに「子どもの権利」について更なる啓発を進めるとともに、児童相談所や関係機関との連携強化による総合的な児童虐待防止対策や、「相模原市いじめ防止基本方針」に基づく総合的かつ効果的ないじめ対策に取り組んでいきます。

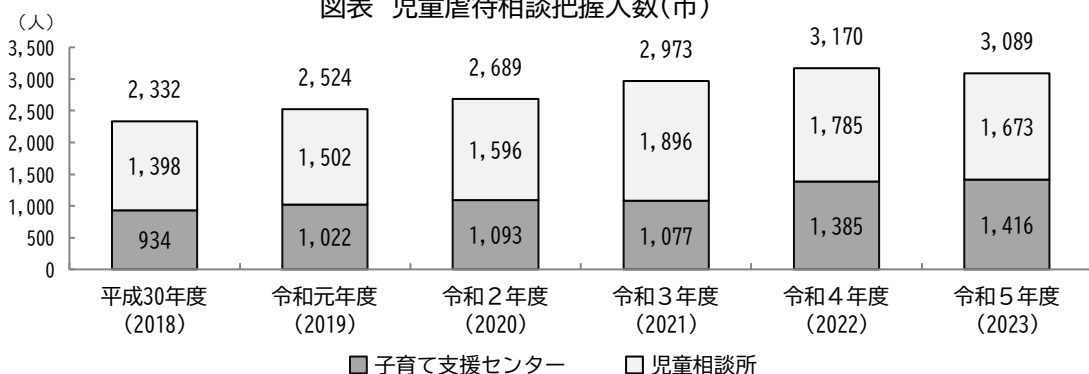
図表 「子どもの権利条約」や「相模原市子どもの権利条例」を知っているか



■ 内容を知っている □ 内容はわからないが、あることは知っている □ 知らない

資料：令和5年度市民ニーズ調査

図表 児童虐待相談把握人数(市)



資料：令和6年5月相模原市発表資料



施策の方向と主な取組

1 子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります

「子どもの権利条約」や「相模原市子どもの権利条例」等、子ども・若者の権利の保障について、子ども・若者等当事者だけでなく、広く社会全体に周知し、教育・研修を推進するとともに、子ども・若者が施策の推進に参画できるよう、意見表明する機会を確保していきます。

主な取組

- ・子どもの人権等に係る研修事業
- ・子どもの権利保障の推進
- ・子ども・若者の意見を聴く機会の確保

2 児童虐待の予防・防止対策を強化します

全ての子ども・若者の権利が守られるよう、子育て支援センターや児童相談所等の機能・体制の強化等により、児童虐待の発生予防や未然防止、早期対応による重大化の防止、再発防止から、虐待を受けた子ども・若者の自立に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、地域や関係機関と連携して取り組みます。

主な取組

- ・児童虐待防止の啓発事業
- ・子育て支援センターの充実・強化
- ・児童相談所体制の充実・強化

3 いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で相談しやすい支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ・青少年・教育相談事業
- ・いじめ防止への取組
- ・さがみはら子どもSOSダイヤルの実施

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
「子どもの権利」の内容を知っている大人の割合・子どもの割合	7.8%	67.0%	「子どもの権利」の認知度を測る指標
自分に関わる事柄について、大人が自分の意見を聴いてくれると考える子ども・若者の割合	20.3%※	70.0%	子ども・若者の意見を聴く取組が子ども・若者自身に浸透していることを測る指標

※こども大綱「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より



コラム

相模原市子どもの権利条例について

子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて子どもたちが生き生きと成長することができるまちの実現を目指して、平成27年に「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。

この条例では、保障されるべき子どもの権利について定めるとともに、市や保護者、施設関係者、地域住民などの大人の責務を定めており、11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」としています。

【子どもにとって大切な権利】

安心して生きる権利

心身ともに豊かに育つ権利

自分を守り、守られる権利

地域及び社会に参加する権利



コラム

子どもの権利相談室(さがみみ)について

「相模原市子どもの権利条例」に基づき、市では子どもの権利救済委員、子どもの権利相談員による相談・救済の窓口を開設しています。

子どもの様々な悩みを受け付け、子どもの気持ちに寄り添いながら、その子にとって一番いい方法を一緒に考え、子どもが自分の力で問題を解決できるように支援します。



コラム

こども・若者の意見聴取の取組について

こども基本法(P4参照)では、国や市町村がこども・若者に関する取組を進めるときは、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するように求めています。こどもがこどもに関わる事柄について意見を表し、それが大人に考慮されることは、それ自体がこどもの権利でもあります。

【こども・若者が意見を言える場や仕組みづくりの方法(例)】

- インターネットを使ったアンケート
- 市役所などの職員が直接会って意見を聴くこと
- こども・若者が議論して意見を表明できる会議の開催
- こども・若者を対象としたパブリックコメント
(市役所などが意見を募集すること)



基本目標 2

子どもの育ちを支える機能の充実と 人材の確保を推進します

動向と課題

4 芸術や文化を
高める



8 働きがいも
経済成長も



10 人々の暮らしを
元気にする

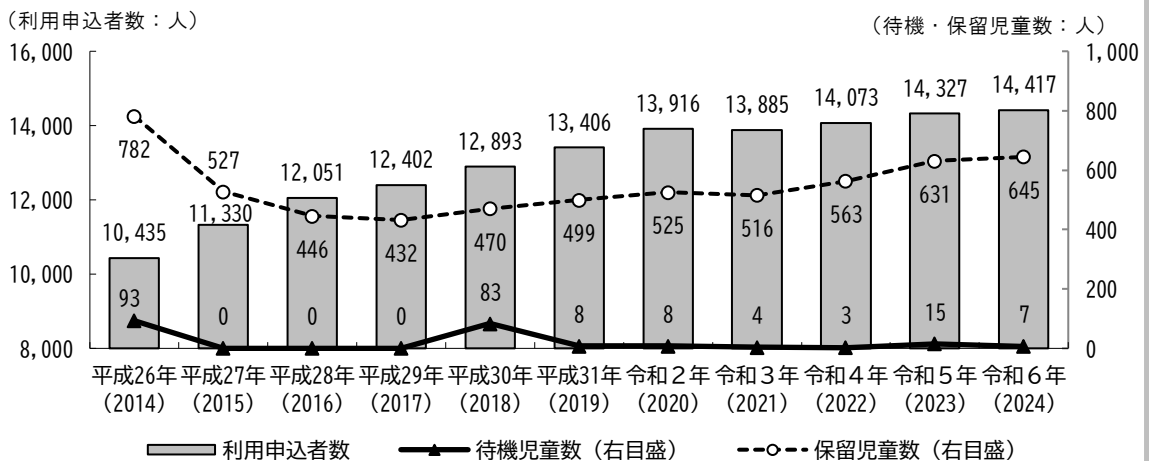


子どもにとって就学前の幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要であり、質の高い幼児教育や保育を総合的に提供することが重要です。本市では、少子化の進行により子どもの数は減少している一方で、保育所等の利用申込者数の増加により受け皿の拡大を図っていますが、近年においても待機児童が発生している状況です。共働き家庭が増加しており、子どもの数が減少していても保育の需要は今後も高いことが見込まれ、保育所等の機能の充実や人材の確保・育成が求められます。また、質の高い幼児教育や保育を提供するため、平成31年3月に「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定し、保護者・保育者（園）・地域・行政の四者が果たすべき役割を確認するとともに、それぞれが協力することで、幼児教育・保育のより一層の充実を目指していきます。

また、子ども・若者の携帯電話やスマートフォンは生活に欠かせないものとなっている反面、インターネットやSNSに起因するトラブルや犯罪等に巻き込まれる子ども・若者も増えており、トラブルを未然に防ぐための対策が必要です。

これらの状況を踏まえ、子どもに関わる人の確保や人材育成に努め、子育てにおける様々な不安や悩みを相談しやすい仕組みづくりと情報発信に取り組んでいきます。

図表 保育所等待機児童数・保留児童数の推移(市)



資料：相模原市発表資料（各年4月1日現在）



施策の方向と主な取組

1 子どもに寄り添う人の確保と人材育成を図ります

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、全ての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、一緒に考えることができる人材の確保と育成に努めます。

主な取組

- ・教職員の研修の充実
- ・機関コンサルテーションの実施
- ・こどもセンター、児童館、児童クラブ支援員等研修の充実

2 複雑化・多様化する悩みを子ども・若者本人や家族が相談できる体制づくりを進めます

複雑化・多様化する子ども・若者に関する相談について、本人や家族が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

主な取組

- ・子育て支援センターの充実・強化
- ・ヤングテレホン相談の実施
- ・子どもの権利救済委員等の設置

3 就学前の子どもに対する教育・保育の充実を図ります

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等を支援するとともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育・保育の質の向上と人材の確保・育成に努めます。また、必要とする全ての子どもが、教育・保育を受けることができるよう、待機児童の解消に向けた取組を進めます。

主な取組

- ・相模原市保育者ステップアップ研修の充実
- ・保育人材等の確保
- ・こども誰でも通園事業の推進

4 きめ細かな学校教育を推進します

様々な分野で活躍できる人材を育成するため、一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな教育活動を推進し、「未来を切り拓く力」の育成に努めます。

また、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、接続期の教育の充実を図ります。

主な取組

- ・支援教育の推進
- ・キャリア教育の推進
- ・認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進



5 子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関や地域住民と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。

また、性や暴力等に関する図書や情報等から子どもを守るとともに、インターネットやSNS上でのトラブルを未然に防止するための対策を行います。

主な取組

- ・青少年健全育成協議会活動の推進
- ・ネットパトロールの実施

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
市内の保育士等養成校から市内の保育園等に就職した人数	45人	70人	保育士等の人材確保の取組の成果を測る指標
ニーズに合わせて利用できる保育の種類に満足している保護者の割合	88.1%	94.1%	保護者のニーズに合わせた様々な保育を提供できていることを測る指標

コラム

子育て支援センター

子育て支援センターは、緑区・中央区・南区に配置しています。電話や来所面接により、妊娠・出産、子育てに関する様々な相談や、各種講座の開催、子育て支援情報の提供などを通じ、妊娠期から産後・子育て期までの健康と子育てをトータルにサポートしています。また、相談の内容に応じて、専門的な相談機関をご案内します。

【子育て支援センターで相談できること】

- 妊娠・出産、乳幼児健診、健康に関すること
- 子どもの発達や障害・療育に関すること
- 保育所等の利用に関すること
- 子どもと家庭、ひとり親家庭、女性に関すること

コラム

幼保小連携とは～子どもたちの健やかな学びのために～

子どもたちの成長は、家庭から保育所・認定こども園・幼稚園、小学校へと続いていきます。本市では子どもたちの健やかな成長のために、学びや発達が円滑に接続していくよう、幼保小連携を推進しています。

幼児期から児童期への接続期に、「生活をつくる力」「学びをつくる力」「かかわりをつくる力」の3つの力を特に重要な視点と捉え、交流活動や接続期カリキュラムに生かしています。

【取組例】

- ・小学校での過ごし方をイメージして入学を楽しみにしたり、小学生が上級生になる自覚をもったりできるように、園児が小学校1年生の授業参観をしました。
- ・連携園の先生達が小学校の授業参観後に情報交換会を開催しています。

※令和6年度「幼保小連携通信」より



コラム

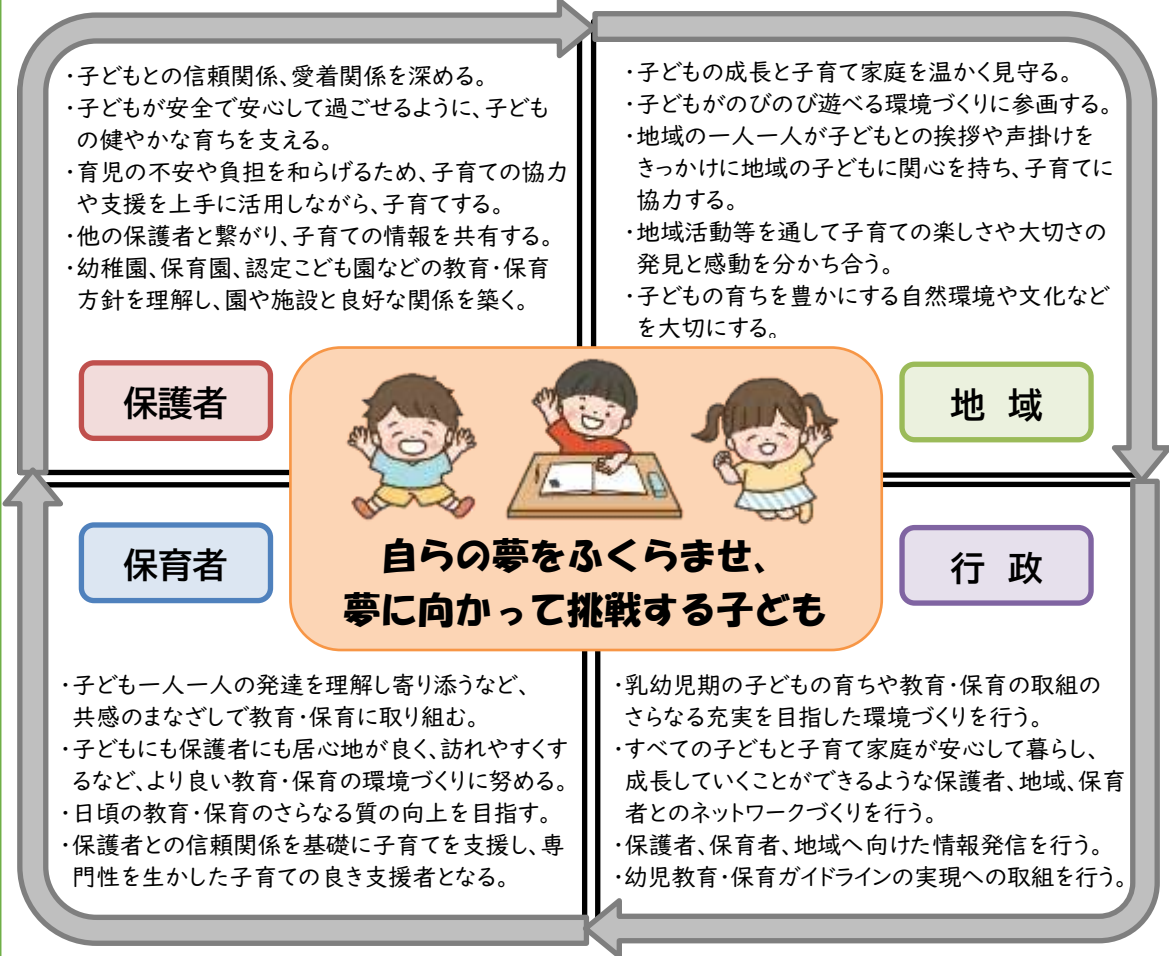
相模原市幼児教育・保育ガイドライン

近年、核家族化や共働き世帯の増加等、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。こうした状況の中、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行や、平成30年に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が行われるなど、全ての子どもが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育、子育て支援が求められています。

このようなことから、本市においては、子どもに関わる保護者・保育者（園）・地域・行政の四者の役割を確認するとともに、それぞれの立場ごとに協力し合いながら、本市の幼児教育・保育のより一層の充実を目指し、平成31年3月に「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」を策定しました。

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」は、本市の今後の子育て施策を総合的・一体的に進めていくための方向性や目標を定めた本計画と連携し、整合性を持つものとして定められており、その理念を本計画に反映しています。

「相模原市幼児教育・保育ガイドライン」における子どもを取り巻く、四者(保育者、保護者、地域、行政)の役割



※参考：『相模原市幼児教育・保育ガイドライン』



基本目標 3

子どもの未来への希望を育む取組を 推進します

動向と課題

4

読書の習慣を
身に付ける



8

子どもの
経済理解を
高める



核家族化・少子化の進行により、地域の大人や年齢の異なる子どもとの交流が少なくなり、地域での触れ合いを通じて他人を思いやる心や豊かな人間性を育むことが難しくなっています。共働き家庭の増加により、放課後等における安全で安心して過ごせる居場所の必要性も高まっています。

国においては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、いわゆる「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消と、女性の就業率の上昇を踏まえた受け皿の確保に取り組んでいます。令和5年12月には、こどもの視点に立った「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することを理念とした「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。

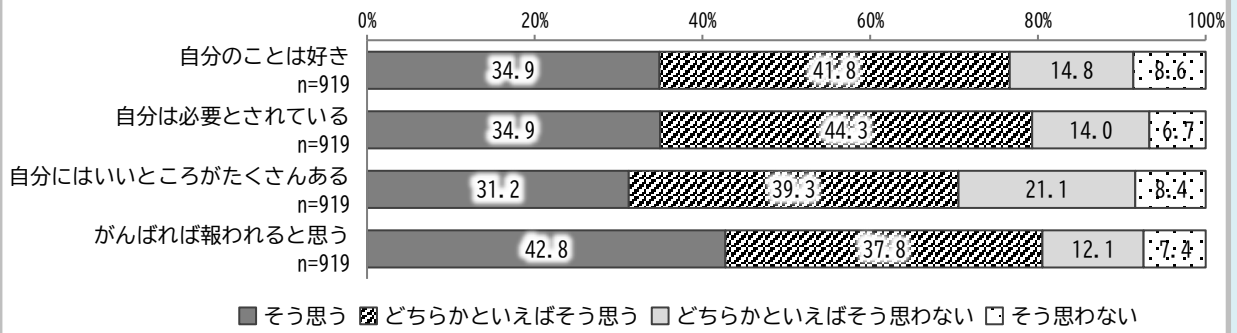
本市においても、共働き家庭の増加等により、放課後等における子どもの安全な居場所の確保が求められており、市民ニーズ調査では、小学校低学年のうち「児童クラブ」で放課後の時間を過ごさせたいと考える保護者が最も多いという結果が出ています。また、こどもセンターや児童館をより使いやすい施設にするためには、「子どもの意見を取り入れる」「話を聞いてくれる大人がいること」が求められており、児童クラブや放課後子ども教室、こどもセンター、児童館の機能の充実や人材育成、サービスの質の確保・向上により一層取り組んでいく必要があります。

子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所が多いほど、また、相談できる人がいる場所が多いほど、「自己肯定感」や「幸福感」が高いといわれており、幅広い年齢の子どもが過ごせる場所と信頼できる相談相手となる大人がいる場所の確保に努めることが重要です。また、地域活動や部活動、子ども会などの活動に参加する子どもは減少していますが、自然体験・生活体験が多いほど自立的行動習慣が身に付くといわれています。地域の行事や自然体験など様々な活動に参加する機会を提供し、自分の住む地域や社会のことを考え、社会参画に対する意識を醸成することが必要です。

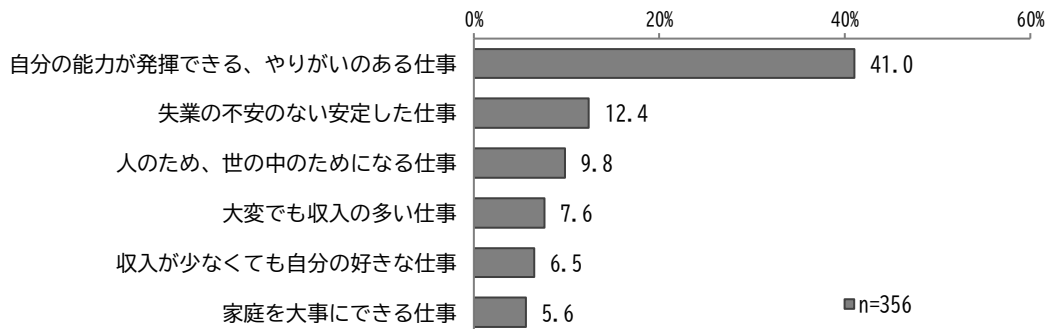
さらに、将来の仕事については「自分の能力が発揮できる、やりがいのある仕事につきたい」という回答が最も多くなっており、将来子育てをしたい『思う（「どちらかといえば思う」を含む）』が65%となっています。自分の将来について明るい希望を持つことができ、社会で活躍していけるよう、取組を進めることも必要です。



図表 自分自身について(10歳、12歳、14歳、17歳)



図表 将来どのような仕事につきたいか(上位6項目)(14歳、17歳)



資料:令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 子どもの遊び場、居場所を確保し、充実を図ります

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、安心して過ごせる子どもの遊び場や居場所の充実を図り、利用者の目線に立って事業を推進します。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

主な取組

- ・こどもセンター、児童館運営体制の充実
- ・公立児童クラブ運営体制等の充実
- ・放課後子ども総合プラン推進事業

2 年齢や発達に応じて多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります

自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図り、積極性や協調性等を育み、社会参画の意識を高めます。

また青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の推進を図ります。

主な取組

- ・銀河連邦子ども留学交流事業
- ・相模原スポーツフェスティバル事業
- ・中高生ボランティア体験講座の実施

3 将来の就労や自立に関する意識を啓発し、子どもの職業観の育成を図ります

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる職場体験等を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

主な取組

- ・農業体験学習の実施
- ・さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業
- ・職場体験支援事業

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
将来の夢や目標を持っている 児童・生徒の割合	77.7%	79.7%	体験活動が職業観の育成につながったことを測る指標
公共施設を居場所だと感じる 子どもの割合	56.3%	62.3%	公共施設が子どもの居場所になっていることを測る指標



コ
ラ
ム

子どもの居場所

居場所とは、子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てのことを指し、物理的な「場」だけではなく、遊び、体験活動、オンライン空間といった多様なかたちがあります。子どもが一人でも安全・安心に過ごすことができる居場所があることは、人とのコミュニケーションや、体験活動を通じた創造性の育成につながります。

その場所などを「居場所」と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることです。そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなどは自ら決めるなど、子ども・若者の主体性を大切にすることが必要です。



基本目標
4

若者の希望する未来への歩みを支援する取組を推進します

動向と課題

4 若者の希望する未来への歩みを支援する取組を推進します



8 働き方改革推進



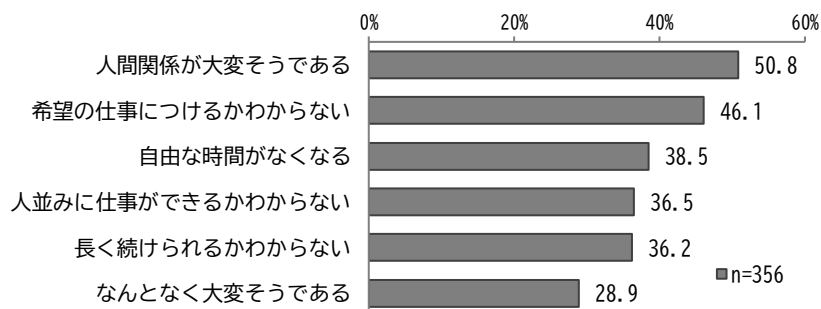
若者が自分らしく社会生活を送り、希望と意欲に応じて社会で活躍するためには、将来にわたる生活の基盤を確保し、若い世代が将来に希望を持てる社会であることが重要で、少子化の克服や貧困の解消・連鎖の防止にも必要なことです。

就労については、不登校、ひきこもりなど困難を抱えた若者の自立支援が重要です。仕事と家庭の両立のためには、多様な働き方ができる制度や環境を整備することが求められています。

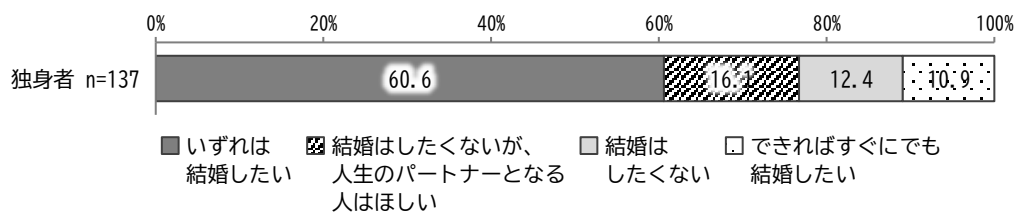
結婚や子どもを持つことについては、多様な価値観に基づくもので各々の考えを尊重する必要があります。本市の婚姻率は低下傾向にありますが、現在独身の人の約6割は将来の結婚希望があり、結婚の希望をかなえる施策が求められています。

若者が将来について考え、夢を持ち、実現に向かっていけるよう、就労支援や仕事と家庭が両立できる環境整備など、若者の視点に立って、社会全体でサポートすることが求められます。

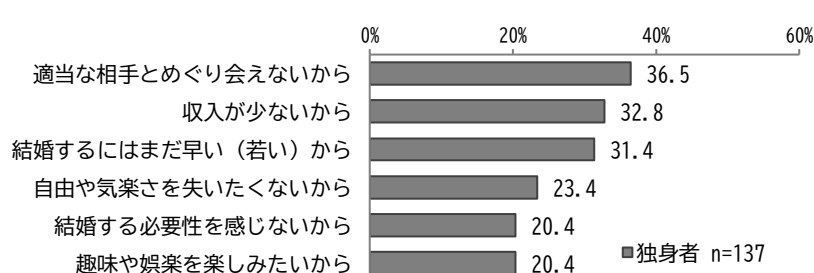
図表 仕事についての不安(複数回答・上位6項目)(14歳、17歳)



図表 結婚についての考え(20歳、25歳、30歳、35歳)



図表 結婚していない理由(複数回答・上位6項目)(20歳、25歳、30歳、35歳)



資料:令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 就労や自立に関する意識を啓発し、就労に向けて支援します

不登校、ひきこもりなど困難を抱えた若者の自立を支援するため、本人、家族への相談支援だけでなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。また、学びなおしの機会を得たり、社会性が獲得できるよう、居場所を提供します。

主な取組

- ・若年無業者・フリーター就労支援事業
- ・ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実
- ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援
(相模原市若者自立サポート事業)

2 結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう支援します

結婚や子育てを希望する者がその希望をかなえ、安心して子育てすることができるよう、経済的支援や社会全体の環境づくり、子育て世代を応援する意識の醸成に取り組みます。

主な取組

- ・仕事と家庭の両立支援事業
- ・結婚新生活・移住定住支援事業
- ・認定取得企業支援事業

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
自分の将来に明るい未来があると考える若者の割合	66.4%※	80.0%	若者が将来への希望を持っていることを測る指標
結婚・子育てを希望している若者の割合	63.7%	69.7%	若者が結婚や子育てを前向きに捉えていることを測る指標

※こども大綱「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標より

コラム

さがみはら若者サポートステーション (通称:さがみはらサポステ)

働くことを中心に、自立を目指す15歳~49歳までの若者たちの最初の一步を支え、若者の新しい“自分づくり”と“仕事探し”を応援します。

【さがみはら若者サポートステーションでの事業】

- キャリアカウンセラーによる相談
- 就労体験などのプログラム
- 家族支援
- 学びなおし



基本目標
5

妊娠・出産・育児にわたる
切れ目のない支援を推進します

動向と課題



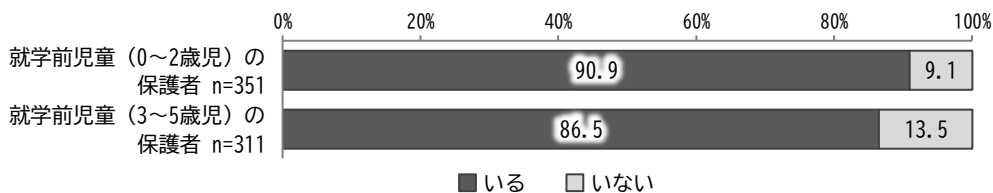
全ての子どもが心身ともに健やかに成長するために、保護者がゆとりを持って子どもを育てることができるよう、家庭や地域の環境づくりや、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実するとともに、妊娠を希望する人が、不妊症や不育症について早期に相談できる場を提供することが重要です。

国では、令和5年12月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を策定し、母親の妊娠期から小学校1年生までが生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基盤を築く最も重要な時期に当たるとしています。

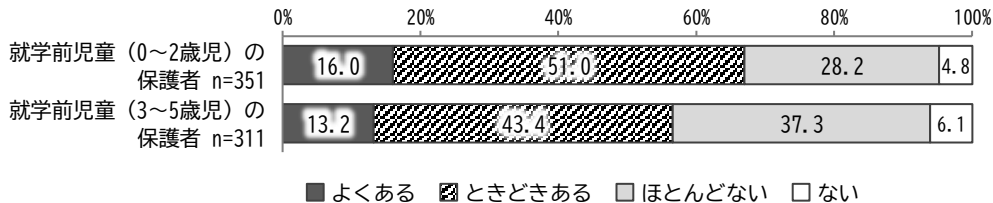
本市の令和5年度市民ニーズ調査では、家事や育児を共に担う家族や協力者がいる人の割合が、乳幼児期では約9割でした。多くの方が家族等とともに子育てをする体制がとれていますが、一方では、約6割の人が「子育てでどうしてもいいか分からなくなることがある」と回答しています。乳幼児期は子育て期の中で特に大変さを感じやすい時期であり、子どもにとっては「アタッチメント（愛着）」を形成する重要な時期です。子育て家庭が孤立することがないよう、身近な地域における相談体制の充実や情報交換ができる場の提供、休息等の心身の負担軽減に向けた支援の充実に努めることが必要です。

このため、各区の子育て支援センターの機能・体制を強化し、全ての妊産婦及び子どもとその保護者を対象に、母子保健と児童福祉の更なる連携を推進しながら、個々の家庭のニーズや子どもの成長、発達段階に応じた切れ目のない包括的な支援を実施するとともに、新たな民間資源・地域資源を開拓し、一体的な支援体制を構築することで、質・量の両面からより一層支援の充実に図っていきます。

図表 家事や育児を共に担う家族や協力者について



図表 子育てでどうしてもいいか分からなくなること



資料：令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 妊娠に向けた支援の充実を図ります

妊娠を望む夫婦やカップルが妊娠や不妊・不育に関する適切な知識を持ち、妊娠・出産に向けた健康管理ができるよう、情報提供します。

また、不妊症や不育症で悩む人が適切な情報に基づき、その対応について自己決定できるよう、情報交換の場や相談しやすい体制を整備します。

主な取組

- ・妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発
- ・不妊・不育専門相談

2 妊娠、出産への支援の充実を図ります

妊婦やその家族が妊娠の経過や妊娠中の食生活、歯の健康について理解し、出産・育児に向けてイメージを持ちながら協力して過ごすことができるよう、健康教育等を通じて普及・啓発を行うとともに、妊娠届出時の面談を活用しながら、保健師による保健指導や社会資源の情報を提供します。

また、予期しない妊娠による妊娠葛藤や、妊娠・出産に対して不安がある妊婦に必要な支援を実施します。

妊娠中や出産後は、その経過とともに心の健康に不調をきたしやすいため、医療機関等と連携しながら、周産期におけるメンタルヘルスケアを充実します。

主な取組

- ・妊婦健康診査事業（医科／歯科）
- ・ハロー・マザークラス（母親・父親教室）
- ・利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 発育・発達に応じた支援の充実を図ります

全ての親子が安心して生活できるよう、各種健康診査等により子どもの健康や成長、発達段階を把握し、早期から個々に適したきめ細かな支援を実施します。

疾病や発達に不安がある子どもとその保護者が、子どもの特性を踏まえた環境で孤立せず生活を送ることができるよう、情報交換の場や相談しやすい体制を整備します。

主な取組

- ・乳幼児健康診査事業（未受診児対策、事後指導教室を含む）
- ・新生児聴覚検査事業
- ・小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）



4 育児不安を軽減する支援の充実を図ります

育児不安を一人で抱え込まず、心のゆとりを持ちながら安心して育児ができるよう、訪問指導や相談支援等の活用を促すとともに、育児サポートや産前・産後における心身のケアを充実します。また、育児で孤立することがないように、身近な地域で保護者同士が気軽に集い、育児の悩みや不安を共有できる場を関係機関等と連携し整備します。

主な取組

- ・ こんにちは赤ちゃん事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ 保育所等における子育て広場事業の推進

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
妊娠後期(妊娠8か月)における出産・育児に向けた準備状況の把握率	24.9%	50.0%	妊娠後期の相談支援を充実し、子育て期までの切れ目のない支援について測る指標
ニーズに合わせて利用できる産前・産後支援制度に満足している産婦の割合	28.9%※	67.0%	産前・産後支援制度への満足度を測る指標

※令和5年度子ども施策推進に関する意識調査(子ども家庭庁)の結果



コラム

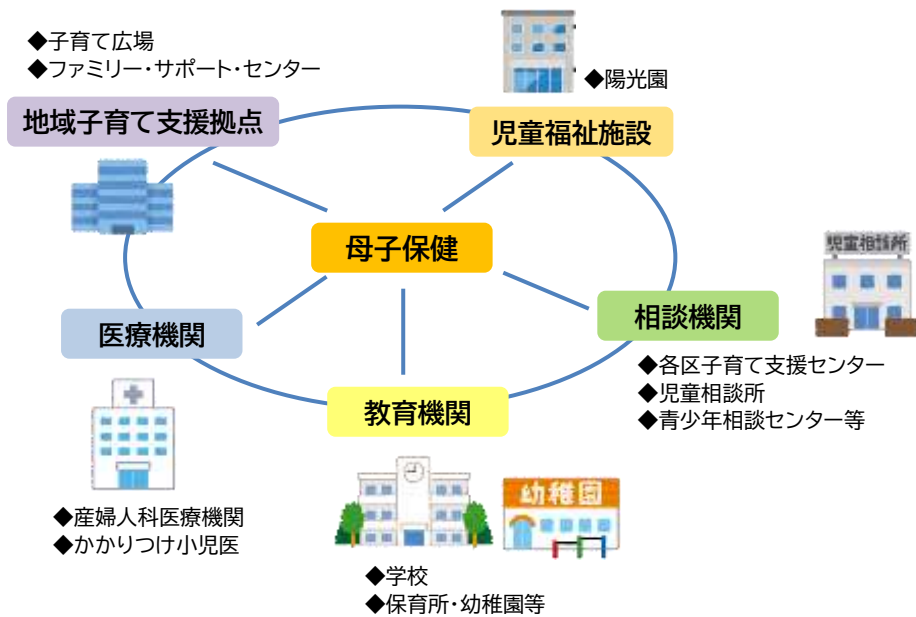
母子保健の取組の重要性について

子育て環境が変化の中で、安心して子どもを産み、子ども一人ひとりがより健やかに育つ環境を整えるために、地域の多様な支援者との連携・協働による妊娠期から切れ目のない支援を提供する体制の整備が求められています。

本市においても、全ての妊婦や子育て家庭に対して、各区の子育て支援センターによる母子健康手帳の交付や新生児訪問、乳幼児健康診査の実施等により、子どもの誕生前から切れ目のない支援に取り組み、親子の健康の保持増進に努めるとともに、多様な課題を早期に把握し、必要な支援を行っています。

また、保護者自身も子どもと共に育ち、成長していけるよう、地域社会で子どもとその保護者を支えるしくみづくりを推進し、安心な出産を迎え、出産後は保護者がゆとりを持って育児を楽しみ、子どもとよりよい関係を築くことを目指します。

【母子保健と他分野の連携・協働(イメージ)】



コラム

さがプリコ(電子母子健康手帳アプリ)について

お手持ちのスマートフォンやタブレット端末、パソコンなどにダウンロードして利用できるアプリです。

電子媒体ならではの機能が満載です。

【主な機能】

- ・妊婦健診や子どもの乳幼児健診、予防接種などの管理
- ・子育て支援に関する最新情報や
災害時等の乳幼児健診の実施状況などのお知らせ
- ・市で行う各種イベントや教室の24時間オンライン予約



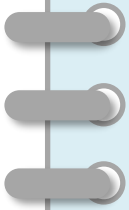
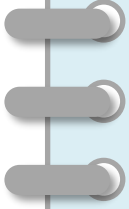
コラム

産後ケアについて

出産後1年以内に、「育児を手伝ってもらえる人がいない」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからなくて不安」「体調がすぐれない」などの産後の育児や体調に不安を抱えているお母さんが、医療機関や助産院への宿泊や通所、助産師等が自宅への訪問することによって、心と体のケアや授乳のアドバイスなどを受けることができます。

【ケアの内容】

- ・授乳や沐浴等の赤ちゃんのお世話
の仕方の相談
- ・乳房のケア
- ・育児相談・支援
- ・お母さんの体調管理など



基本目標 6

将来を見据えた子どもの健康づくり につながる取組を推進します

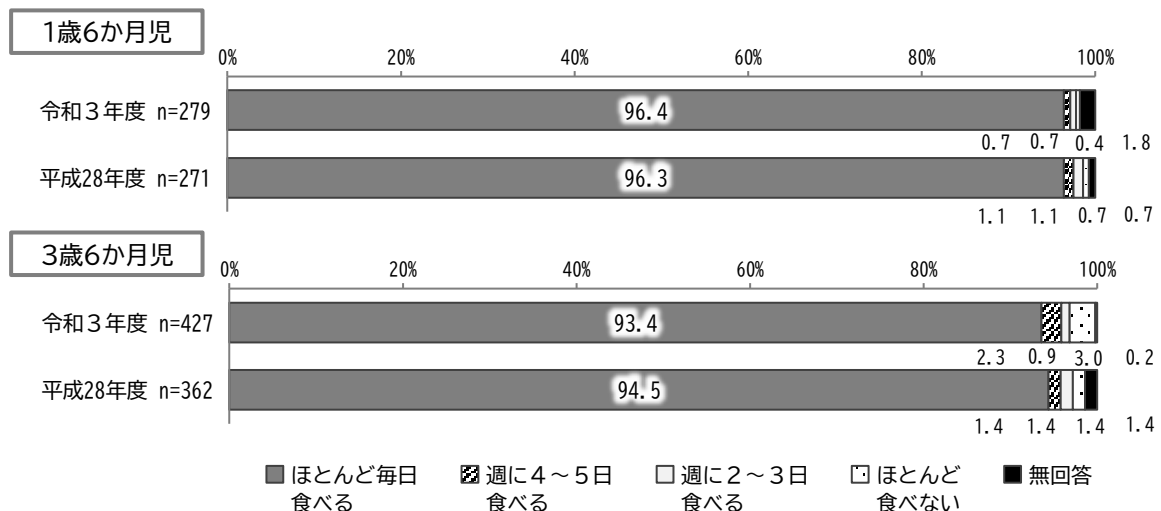
動向と課題

子どもの基本的な食生活及び適切な歯みがき習慣等、健康的な生活習慣を身に付けることは子どもたちの健やかな育ちにつながり、生涯を通じた健康づくりの基盤となります。

令和3年度市民生活習慣実態調査において、前回の調査と比較すると、朝食を食べている幼児の割合は減少しています。また、令和5年度の3歳6か月児健康診査結果では、肥満度15%以上の子どもの割合が4.6%であることから、幼児期における朝食をはじめとした欠食の防止や食事バランス、運動等に関する適切な知識の普及・啓発を強化することが必要です。また、全国的に子どものむし歯が減少傾向にある一方で、社会的経済的要因が影響する歯・口腔に関する健康格差が課題となっており、この格差の縮小に向け、国が令和5年10月、新たに「3歳児で4本以上のむし歯がある者の割合を0%にする」という目標を設定しました。これを受け、市では定期的なかかりつけ歯科医院の受診等、積極的にむし歯や歯周病の予防行動がとれるよう歯科保健に関する普及・啓発を充実していきます。

学童期・思春期は子どもから大人へと成長する心身ともに変化の大きい時期で、精神的にも不安定になりがちです。様々な情報に自ら触れながら行動し始め、将来に向けて主体的な健康づくりをスタートしていく重要な時期でもあります。この時期から自身の心身の健康に関心を持ち、飲酒・喫煙、薬物乱用、性感染症等の子どもを取り巻く様々な健康課題について適切な知識のもと行動できるよう、健康教育の創意工夫を図ることが求められています。また、令和4年10月には「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、10代への心の健康に関する啓発や養育環境に課題を抱えた家庭への支援等も含めて取り組む必要があります。子どもの心の問題も含めた性や健康の課題については、SNS等も活用しながら、様々な観点から適切な情報の提供を行い、悩み等を抱えたときの相談機関について周知を推進していきます。

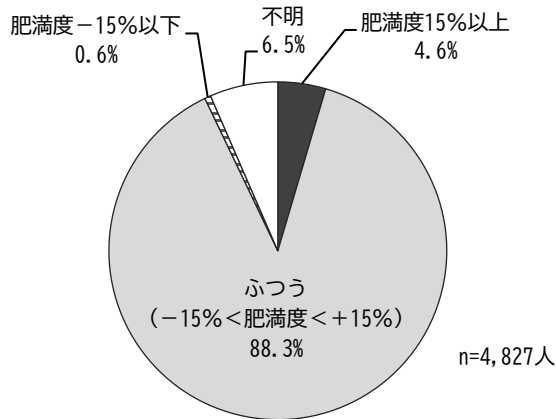
図表 朝食の摂取状況(幼児)



資料：令和3年度市民生活習慣実態調査

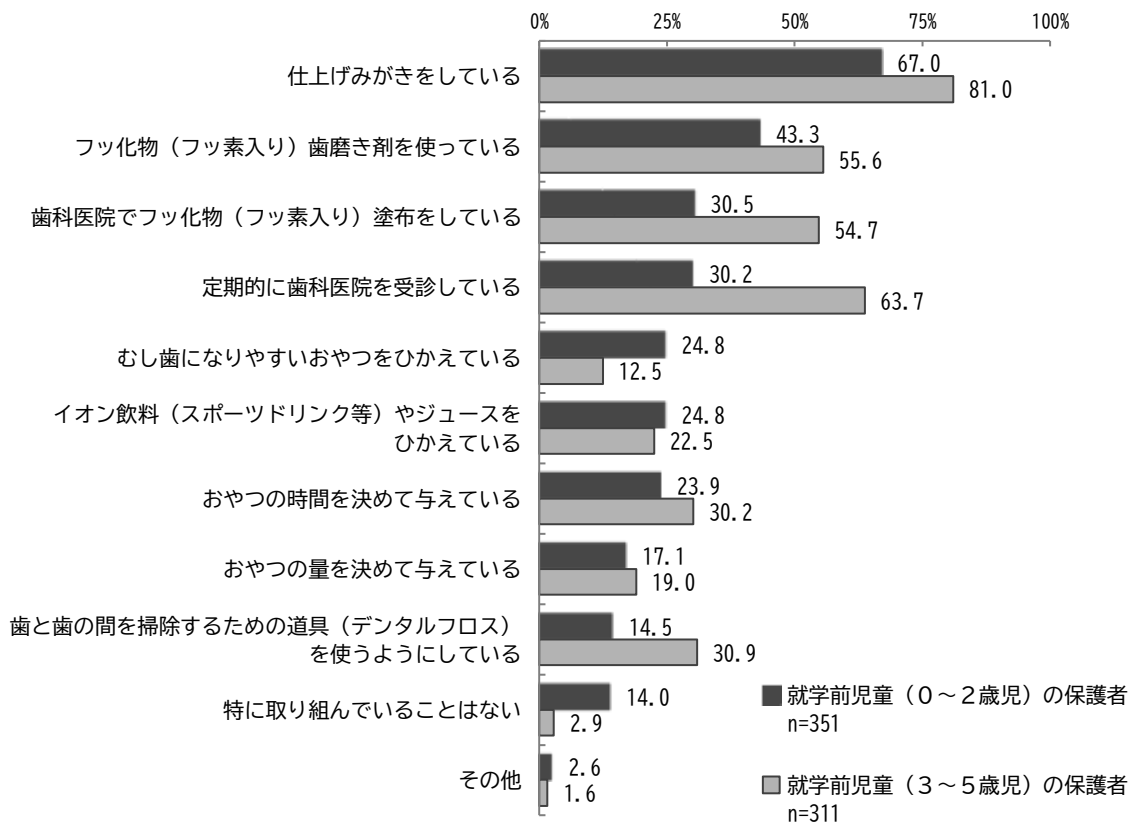


図表 3歳6か月児の肥満度の割合



資料:令和5年度乳幼児健康診査結果

図表 歯や歯肉の健康のための取組について(複数回答)



資料:令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります

乳幼児期から健康的な生活習慣を身に付けることができるよう、子どもの基本的な食生活や身体活動・運動、適切な歯みがき習慣等について、普及・啓発を行います。

また、子どもの健やかな成長を守るために事故防止に取り組むとともに、疾病への適切な予防や対応ができるよう、保育所やこどもセンターなどの施設との連携を図るとともに、SNSを活用し子どもの成長や発達段階に応じた効果的な情報発信に取り組めます。

主な取組

- ・親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（乳幼児むし歯予防教室）
- ・離乳食教室
- ・幼児の良い生活習慣普及啓発事業

2 子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

性別に関わらず、将来の妊娠や心身の変化に備えるため、自分の心と身体に関心を持ち、自分のライフプランを考え行動できるよう、教育分野等と連携し、いのちの大切さを含めた性や有害薬物等に関する適切な情報の普及・啓発や健康教育に取り組めます。

また、地域社会で子どもの育ちを支えるとともに、良好な親子関係の構築に向けた取組を進めることで、子どもが自己肯定感を育み、困ったときは自ら相談するなど課題を解決できる力を身に付け、健やかに成長できるよう努めます。

主な取組

- ・思春期相談
- ・思春期出前講座

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
朝食の摂取率	94.6%※	100.0%	子どもが基本的な食生活を形成しているかどうかを測る指標
思春期における自分の心と身体の変化を理解し、悩みについて相談できる人や場所がある子どもの割合	85.4%	90.0%	心と身体の変化に関する困り事や悩みを相談できるかどうかを測り、自己肯定感の高さと比例する指標

※令和3年度市民生活実態調査の結果

コラム

プレコンセプションケア

【プレコンセプションケアとは】

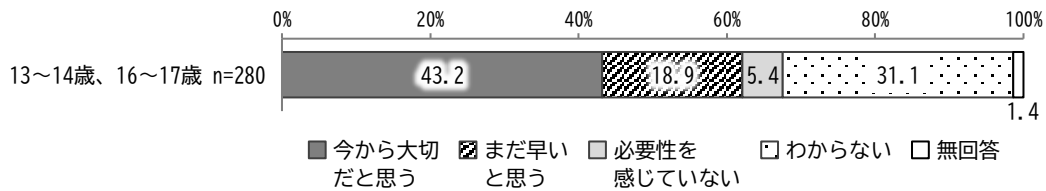
<p>コンセプション (Conception)</p>	<p>受胎、つまりおなかの中に新しい命をさずかること</p>
<p>プレコンセプションケア (Preconception-care)</p>	<p>将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと</p>

プレコンセプションケアは、妊娠を計画している女性だけではなく、全ての妊娠可能年齢の女性にとって大切なケアです。さらに、女性だけではなく、女性の健康を支えるパートナーや家族、企業にも知っていただきたいことです。

【プレコンセプションケアの目的】

- ① 若い世代の健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうこと
- ② 若い世代の男女が将来、より健康になること
- ③ ①の実現によって、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすること

図表 プレコンセプションケアについて(13~14歳、16~17歳)



資料:令和5年度市民ニーズ調査

基本目標 7

さまざまな状況にある子どもや 家庭を支援する取組を推進します

動向と課題



全国の「子どもの貧困率」は令和3年において11.5%と、平成27年度の前回調査と比較しやや改善しています。このうちひとり親世帯の子どもでは44.5%と改善傾向にあるものの、依然半数近くが貧困の状態にあります。国では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、今後更に改善を進めていくこととしています。

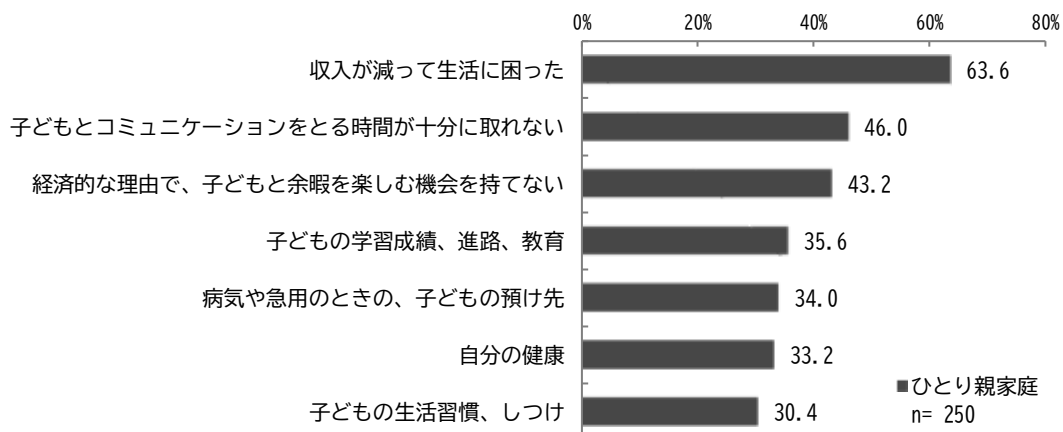
本市においては、子どもの貧困の解消対策等に活用する「子ども・若者未来基金」を平成29年12月に創設し、平成30年度にはひとり親家庭等学習支援事業として家庭教師を派遣する事業や、子ども食堂などの活動を支援する子どもの居場所創設サポート事業を開始するなど、「子どもの貧困の解消対策」の施策を強化しています。しかしながら、本市の市民ニーズ調査では、経済的な不安を抱えている家庭が多く、更なる就労支援が必要と考えられます。また、相談機関を利用したことがない人や資金援助等の制度を知らない人が多く、必要とする人に情報が届くよう、情報発信の強化に努める必要があります。

療育が必要な子どもや障害児は、早期診療・発見から療育につながるよう、一貫した対応を進めるとともに、個人の持つ可能性を伸ばし、将来、社会で自立して豊かに生活できるように、一人ひとりの状況に応じた支援に加え、保護者に対する支援を展開することが必要です。

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益が図られるよう、家庭養育の更なる推進、自立支援、児童養護施設等の高機能化・多機能化、児童相談所等の機能・体制の強化など、社会的養育体制の一層の充実が求められています。

さらに、母語が外国語であることなどの多様な文化的背景や、配偶者等からの暴力、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援をすることが重要です。

図表 ひとり親家庭になったときに、困ったこと、悩んだこと(複数回答・上位7項目)



資料:令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら社会的・経済的に自立し、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、必要な支援を推進するとともに、その支援に確実につながるよう、関係機関との連携強化等を図ります。

主な取組

- ・自立支援教育訓練給付金の支給
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭に対する支援制度の周知の充実

2 配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します

障害等の有無にかかわらず、誰もが能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、ライフステージを通じて切れ目のない支援を行います。また、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭の実態を把握した上で、適切な支援を行います。

主な取組

- ・療育体制の充実
- ・市立児童発達支援センターの運営
- ・支援保育の推進

3 多様な文化的背景を持った子どもとその家庭を支援します

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化的背景を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

主な取組

- ・外国人相談の実施
- ・海外帰国及び児童生徒教育の推進
- ・「くらしのガイド」外国語版の作成

4 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭を支援します

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

主な取組

- ・配偶者暴力相談支援センター事業
- ・こども家庭相談事業
- ・母子生活支援施設への入所



5 社会的養育体制の充実を図ります

様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもについては、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが自らの意見を表明できる機会の確保、里親委託等による家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の支援環境の充実、地域社会での自立に向けた支援の充実、児童相談所等の機能・体制の強化等を図り、社会全体で子どもを育む社会的養育体制を充実していきます。

主な取組

- ・里親委託等の推進
- ・児童養護施設等の小規模化・地域分散化
- ・児童心理治療施設の整備

6 子どもの貧困対策を推進します

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるまちを目指して、全ての子どもたちの居場所づくりの推進、子どもの状況に応じた学びの支援、子どもと保護者の自立の支援及び経済的支援を推進します。

主な取組

- ・ひとり親家庭等学習支援事業
- ・就学援助費の交付
- ・給付型奨学金事業

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
児童扶養手当※の受給開始後5年経過者のうち、就労している割合 (疾病・介護等により就労が難しい場合を除く)	88.4%	91.0%	就労による自立に向けた指標
里親委託率	30.1%	59.0%	家庭養育の推進状況を測る指標

※受給開始から5年を経過し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由がなく就業していない場合、支給額を2分の1にする制度



コラム

社会的養育・社会的養護とは

【社会的養育とは】

家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、その胎児期から自立までが対象であり、子どもの権利、子どものニーズを優先に、家庭のニーズも考慮して行われるものです。

【社会的養護とは】

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われています。

【本市の社会的養育の充実に向けた基本的な視点】

本市では、本市の社会的養育の将来像を示すものとして「社会的養育の充実に向けた考え方と具体的な取組」を定めており、社会的養育を必要とする子どもの育ちやライフステージに応じた3つの柱と子どもの姿・生活環境を基本的な視点としています。

(1) 安心感や自信につながる支援の充実

子どもが大切にされる体験を積み重ねられる居場所があり、子ども自身が意見をもち、周囲に話すことへの安心感や自信を回復していく。

(2) より良い成長・発達の促進

子ども・家族の参加と支援者との協働により、子育て家庭等へのニーズに応じた支援が包括的に実施されていることや、子ども一人ひとりが自らの意見を表明し、支援者との適切な応答関係が構築され、生活の連続性と育ちの場が保障されている。

(3) 自立に向けた支援の強化

子どもが希望する自立生活に向けて、一般的に推奨される諸活動・社会参加の機会の確保などの基盤が提供されることで、子ども自身が将来の生活像を描き、歩んでいけるようになる。



基本目標
8

子育てに対する社会の理解を広める
取組を推進します

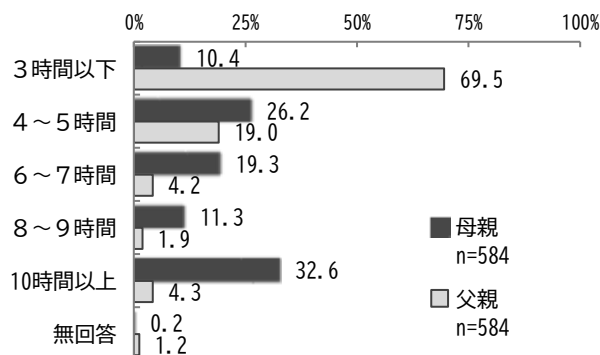
動向と課題

本市の市民ニーズ調査では、家庭における子育てについて、男性の家事・育児参加が増え、多くは父母ともに担っている状況ですが、子どもと一緒に過ごす時間は母親のほうが長く、特に平日は父親の時間が短くなっています。共働き世帯が増え、出産後も就労を継続する女性が増える中、母親に育児負担が集中していることが考えられます。

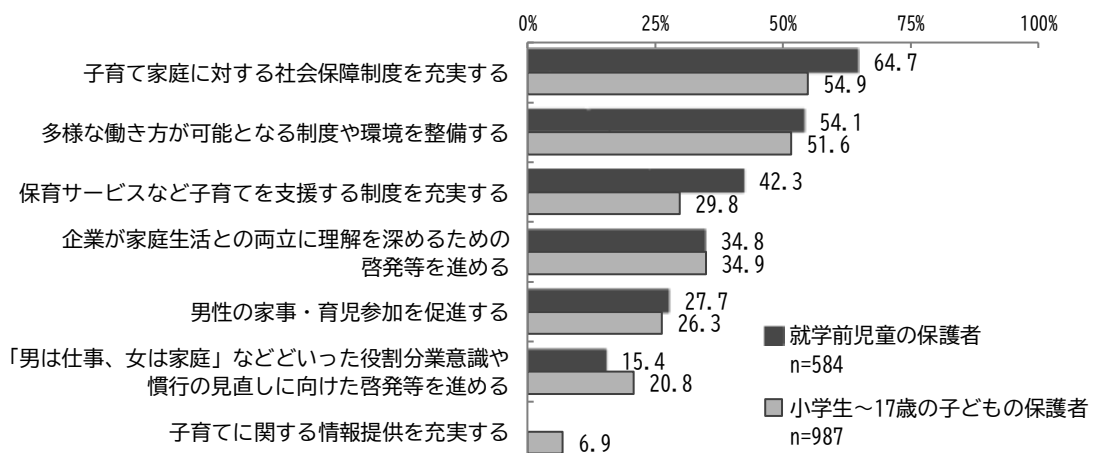
性別を問わず仕事と子育ての両立を実現させるためには職場や周囲の協力が不可欠であり、育児休業等の制度を利用しやすい環境と意識の醸成に努める必要があります。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育の施設や制度を整備するとともに、母親に偏りがちな子育てについての情報提供等を、父親や家族に向けて発信することも必要です。

本市の市民ニーズ調査では、「職業生活と家庭生活の両立の推進」として望むものは、「子育て家庭に対する社会保障制度を充実する」「多様な働き方が可能となる制度や環境を整備する」が上位となっています。ライフスタイルや価値観が多様化する中で、共働きを継続でき、仕事と子育てを両立することができるよう、社会全体で支えていくことが求められます。

図表 平日に子どもが起きている時間で一緒に過ごす時間(就学前児童の保護者)



図表 「職業生活と家庭生活の両立の推進」として望むもの(複数回答・上位6項目)



資料:令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 性別を問わず、仕事と子育ての両立ができる環境整備に取り組みます

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日一時保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、性別を問わず仕事と子育てが両立できるよう、支援に努めます。

主な取組

- ・病児・病後児保育の推進
- ・公立保育所・認定こども園の保育環境の確保と保育サービスの充実
- ・公立児童クラブ運営体制等の充実

2 家事や子育てを性別を問わずに担う意識を醸成します

性別を問わず、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

主な取組

- ・男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり

3 次代の親の育成に取り組みます

将来の親となる世代が、いのちの大切さや子育ての意義等を知り、自分の健康について考えるための機会を提供します。

主な取組

- ・思春期出前講座
- ・大学等との連携による普及啓発事業の充実（妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて）

4 子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、企業や関係機関との連携による情報提供や仕事と子育ての両立支援に取り組む企業への支援を行います。

主な取組

- ・「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施
- ・事業所内保育事業の促進

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	16.0%	67.0%	子育てに対する社会の理解が進んでいることを測る指標
相模原市は子育てを応援しているまちだと思える市民の割合	43.2%	67.0%	市が子育てを応援していることが市民に理解されていることを測る指標



基本目標
9

地域社会で子どもの成長を支える しくみづくりを推進します

動向と課題

17

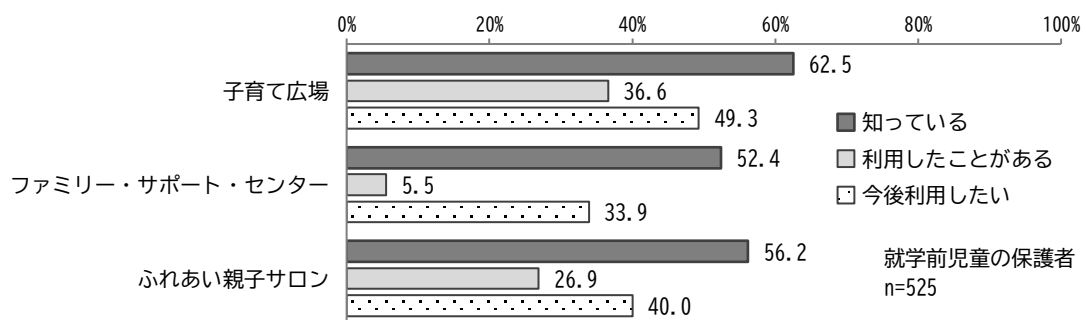


2歳未満の子どもでは、保育所等を利用していない子どもが多く、子どもにとっては保護者が最も身近な存在であり、家庭は子どもの人格形成や基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中では、保護者が不安や悩みを抱え込むことがないように、社会全体で子育てを支援・応援するとともに、保護者同士や地域の人々の情報共有や交流の場を提供することも必要です。

また、子育てしやすい社会の実現に向け、地域社会の全ての人が、それぞれの立場で積極的に子育てに関わっていくという気運を高める必要があります。

本市では、地域で行う子育て支援として、身近な場所に親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業(子育て広場)」や子育てサロンといった、自由に集い、相談や情報交換をすることができ、保護者同士や地域の人々が支え合って子育てを支援していくことができる場の充実を図っているところです。しかし、本市の市民ニーズ調査では、半数以上がこれらの事業を知っているものの、実際に利用したことがある人は4割に満たない状況です。一方で一定程度の利用希望はあるため、各事業の周知だけでなく、利用を希望する親を対象とした事業の実施や、利用した親の満足度の向上に向け、内容等の充実を図っていく必要があります。

図表 子育て支援事業の認知度と利用状況



資料:令和5年度市民ニーズ調査



施策の方向と主な取組

1 地域で子育てを応援し、支える気運を高めます

地域社会において、子育てを温かく見守り応援する気運を高め、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

主な取組

- ・子育て応援パスポート事業（子育て応援店事業）

2 親子交流の場の提供や情報提供、相談の実施等、地域における子育て支援を推進します

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。また、子育てに関わる支援者等の育成や市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやNPO法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

主な取組

- ・子育て広場の拡充
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・さがみはら子育て支援者ネットワーク事業（地域子育て支援事業）

3 子育てに関する情報提供及び学習機会の充実を図ります

子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会を提供します。

また、様々な情報媒体やあらゆる機会を通じて、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

主な取組

- ・地域の子育て広場における講座の充実
- ・育児情報提供環境の充実
- ・「子育てガイド」の発行



5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
地域で子育てを応援する活動をしている人や団体等の数 ・ファミリー・サポート・センター援助会員数 ・「さがみはら子育て支援者ネットワーク」登録団体数・人数 ・子育てサポーター実活動人数 ・子育て応援店数 ・子ども食堂実施箇所数 ・無料学習支援実施箇所数	1,442	1,530	地域における子育て応援活動の状況を測る指標
地域とのつながりがあると考える乳幼児保護者の割合	40.8%	46.8%	保護者が孤立せずに子育てをできていることを測る指標

コラム

子育てガイド

子育て情報をまとめた冊子で、母子健康手帳交付時や転入届提出時に配布しています。

【掲載内容】

- 妊娠から出産までの
母子の医療・健康に関する情報
- 各種の手当・助成制度
- 子どもの遊び場
- 地域での子育て支援
- 育児相談機関の情報
- 0歳からの絵本の紹介 など

【配架場所】

- 市内まちづくりセンター
- 公民館
- こどもセンターなど



コラム

少子化問題とは

全国的に出生数が減少し、出生率・合計特殊出生率が低下している状況です。この傾向がこのまま続けば、日本の人口減少が加速すると考えられています。

【少子化が社会経済に与える影響(懸念)】

- ・年少人口(0~14歳人口)の減少、生産年齢人口(15~64歳人口)の減少による労働力不足が懸念される。
- ・人口減少により保育所等の定員割れが生じ、運営が困難となる。
- ・児童・生徒数の減少で小中学校が統廃合して学校数が減少する。
→遠距離通学の負担増などの問題などが懸念される。
- ・高等学校、大学についても同様の傾向が予想され、将来の人材不足につながる。

基本目標 10

安心して暮らせる安全でやさしい まちづくりを推進します

動向と課題

17



子どもが巻き込まれる痛ましい事故や事件が後を絶ちません。また、東日本大震災など自然がもたらす大規模な災害が発生した際には、生活に甚大な影響を及ぼしました。

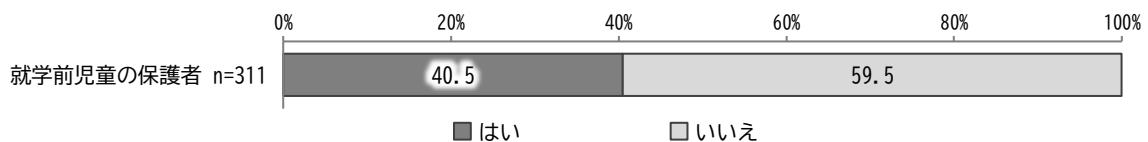
本市の市民ニーズ調査では、子どもの年齢に合わせた災害への備えをしている保護者の割合は約4割でした。子どもが使用するものや薬などは、他のものでは代用できないものもあるため、子どもとともに避難することを想定した災害グッズの用意や、家族同士の連絡手段の確保など日頃からの準備が必要です。

また、市民ニーズ調査では子ども等の安全確保に重要なものとして、「通学路や子どもの遊び場(公園等)の安全対策」、「歩行者や自転車のための交通安全施策(ガードレール、歩道等)の整備」、「地域の交通安全活動の充実・強化」等が望まれています。通学路での見守りや地域のパトロールなどにはボランティアの協力が不可欠であり、犯罪被害にあわない安全なまちづくりには、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりが必要です。

令和5年に市内で発生した子ども(幼児・園児、小学生、中学生)の交通事故件数は159件であり、市全体に占める割合は8.0%となっています。交通事故の防止に向けては、子ども自身が交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるほか、周りの大人も含めた交通安全意識の高揚や交通マナー及びモラルの向上に努める必要があります。

さらに、安心して子育てをするには、経済的な不安の解消も大切なことです。市民ニーズ調査では、子育てをして負担に思うことの上位に「経済的負担が大きい」が挙げられており、課題となっています。経済的な支援の在り方については、その効果や他分野とのバランス、子育て家庭間の受益と負担の公平性等を考慮しながら、施策を進めることが求められています。

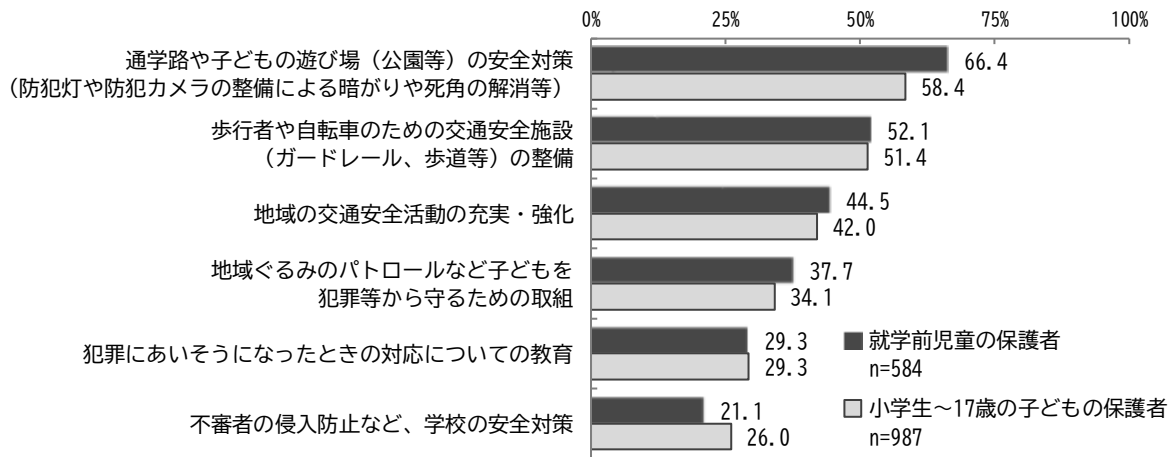
図表 子どもの年齢に合わせた災害への備えをしているか



資料:令和5年度市民ニーズ調査

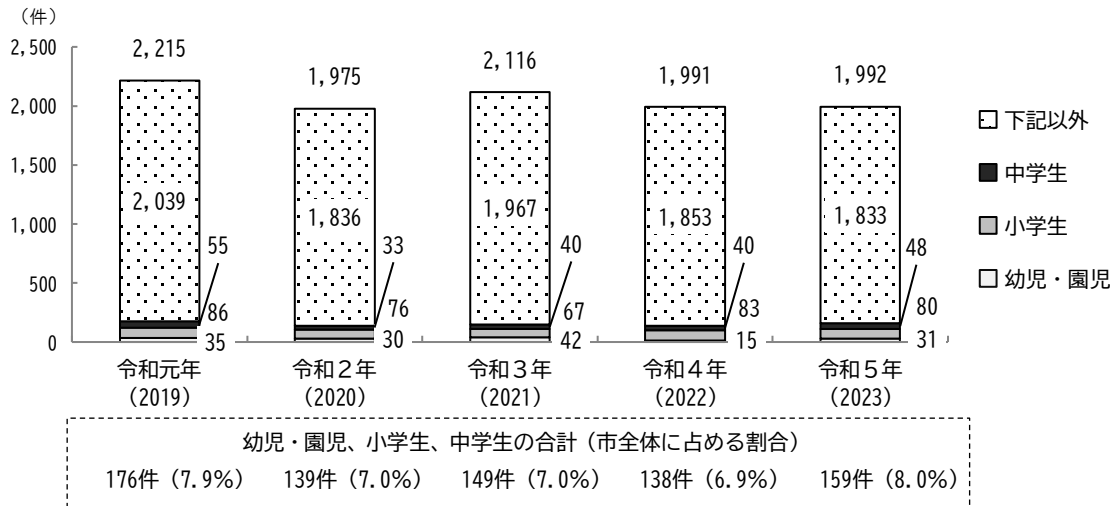


図 子ども等の安全を守るために重要と思われるもの(複数回答・上位6項目)



資料:令和5年度市民ニーズ調査

図表 交通事故発生状況(市)



資料:相模原市 交通事故統計 令和5年



施策の方向と主な取組

1 子育て家庭への経済的支援に取り組みます

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

主な取組

- ・子どもの医療費の助成
- ・児童手当の支給
- ・子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業

2 事故、犯罪・災害から子ども・若者を守り安全に暮らすことができる取組を推進します

交通事故の発生を未然に防止するため、家庭、保育所、学校、地域等において、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

防災・災害対策については、子どもが安全に安心して過ごせるよう、家庭における防災対策の意識を啓発するとともに、災害発生時において適切に対応できるよう、必要な準備等を推進します。

主な取組

- ・就学前児童の交通安全対策の推進
- ・通学路における交通安全対策の推進
- ・災害時の安全確保

3 誰もが安心して過ごすことができる空間づくりなど、人にやさしいまちづくりを推進します

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人に優しいまちづくりを進めます。

主な取組

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・都市公園の整備推進及び子育て応援公園改修事業
- ・”ひと”にやさしいみちづくり

5年後に目指す姿(成果指標)

指標	基準値 (R5)	目標値 (R11)	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	159件	145件	子どもの安全が確保されているかを測る指標
妊産婦や乳幼児のいる家庭が災害に備えた準備をしている割合	48.4%	70.0%	日頃から災害時を想定した準備ができているかどうかを測る指標

第6章 子ども・子育て支援事業の整備

1 子ども・子育て支援新制度の概要

平成27年から施行された「子ども・子育て支援新制度」は「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。令和元年5月に改正された「子ども・子育て支援法」により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

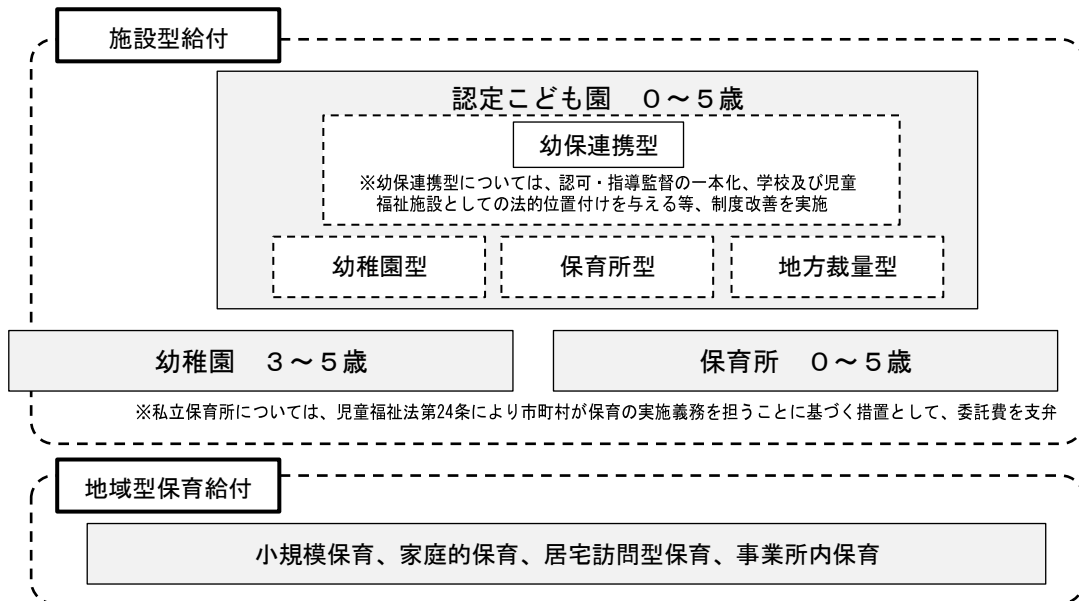
(1) 子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための現金給付
- ② 妊婦のための支援給付【令和7年4月1日施行】
- ③ 子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



■地域型保育事業

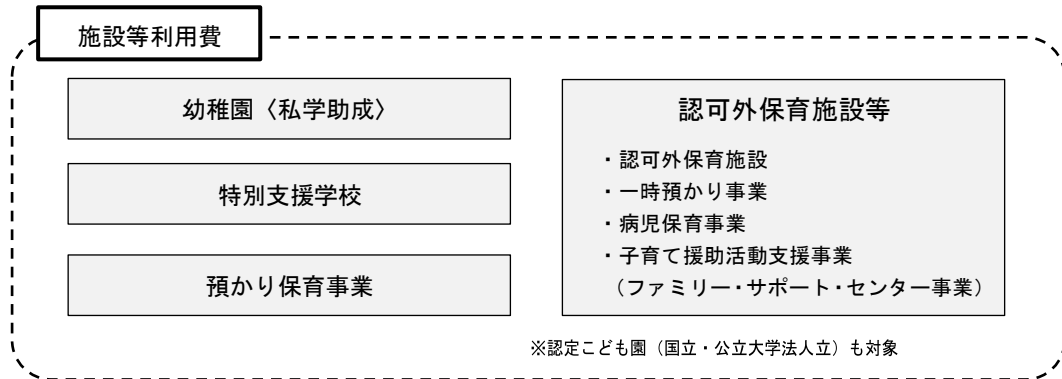
新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型保育 事業主体：市町村、民間事業者等	事業所内保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下			
	1人			
保育の実施場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設 （子どもの居宅及び事業所内保育を行う場所を除きます。）		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

④ 子育てのための施設等利用給付（市町村主体）

【幼稚園〈私学助成〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法」の改正により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。



資料：子ども家庭庁

⑤ 乳児等のための支援給付【令和8年4月1日施行】（市町村主体）

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

① 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で次の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業等及び要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭産後ケア事業
- ⑮乳児等通園支援事業（令和7年度のみ）

② 仕事・子育て両立支援事業(国主体)

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法」の改正により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業として「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

(3) 子どもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者(支給要件)	保育必要量(内容)	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの (第19条第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (第19条第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (第19条第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※支給要件()内は子ども・子育て支援法における条項
資料:こども家庭庁

保育の必要性の認定(2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (通常開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を64時間に設定)

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分(保育必要量の認定は不要)

認定区分	対象者(支給要件)	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの(第30条の4第1号)	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(第30条の4第2号)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの(第30条の4第3号)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

※支給要件()内は子ども・子育て支援法における条項
資料:こども家庭庁

(4) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年の「子ども・子育て支援法」の改正により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

【幼児教育・保育の無償化の主な例】



注1：幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要

注2：認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

注3：例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象

資料:こども家庭庁

2 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の見込量

市町村子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定により、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めることとなっています。

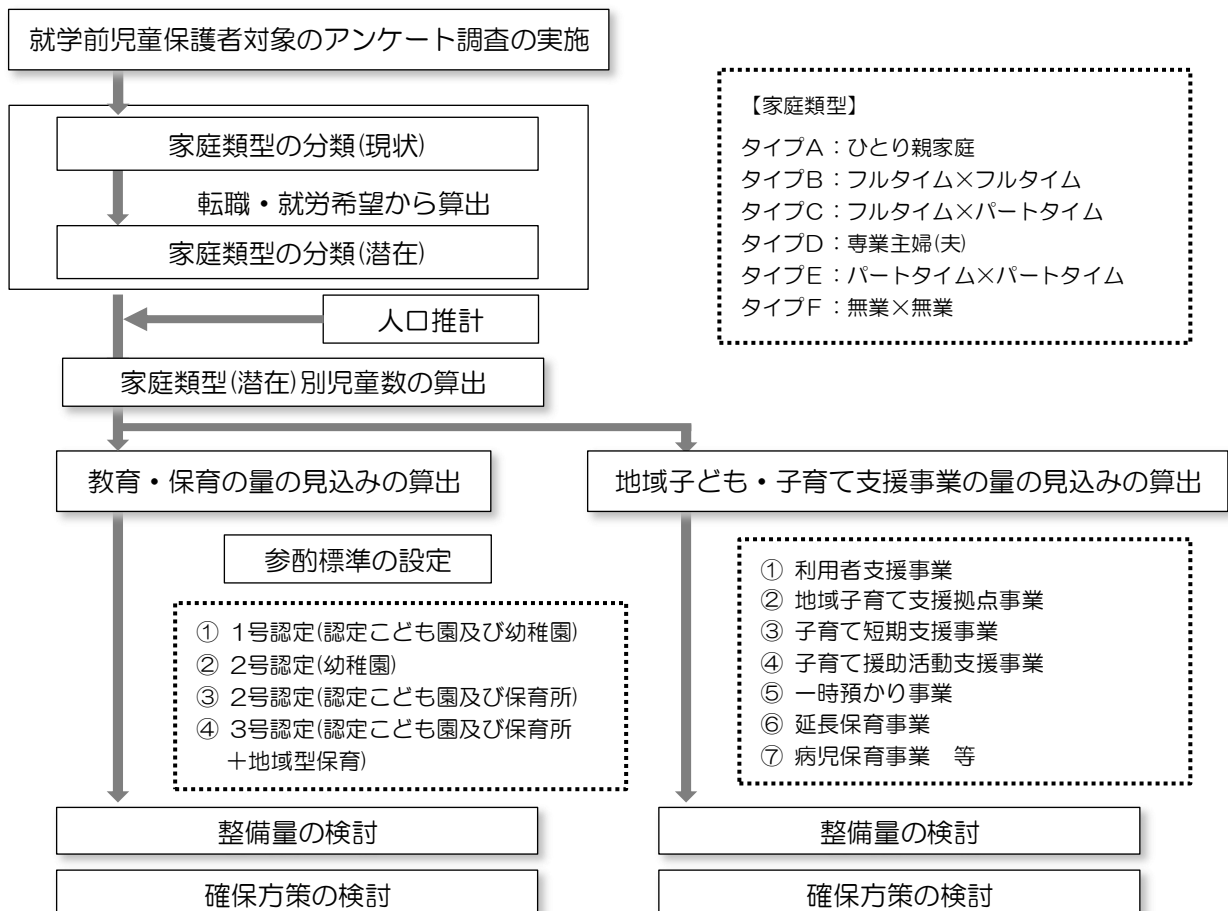
令和6年4月の「児童福祉法」の改正により、児童発達支援センターの役割・機能強化等が規定されるとともに、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに地域子ども・子育て支援事業として創設されました。

また、令和6年6月の「子ども・子育て支援法」の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設され、「産後ケア事業」とともに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

(1) 見込量算出の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果を基に、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版ver.2）」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

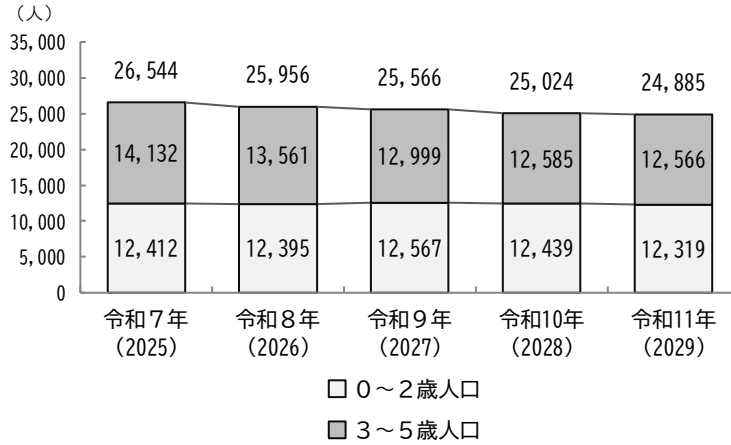
図 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順



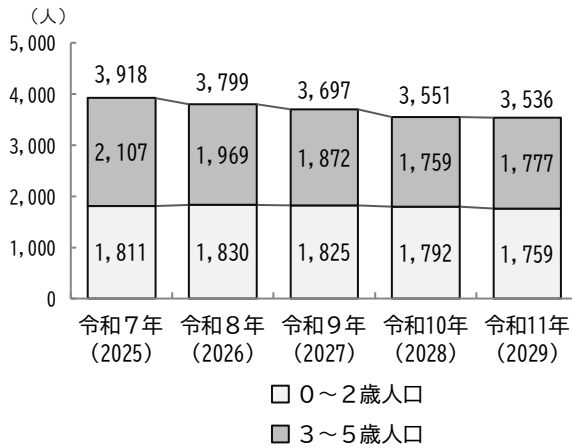
(2) 就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は、平成31年から令和6年の各4月1日時点の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。

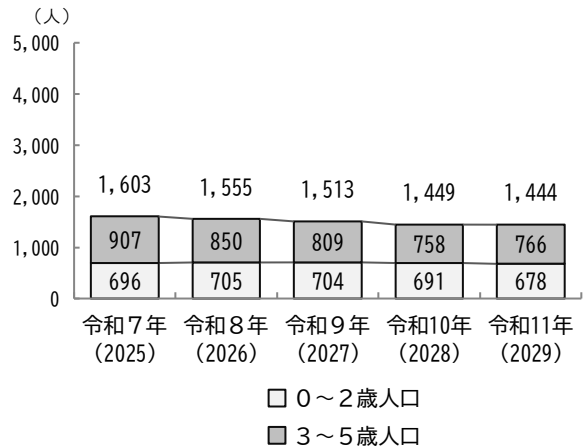
図 就学前人口の将来推計【市】



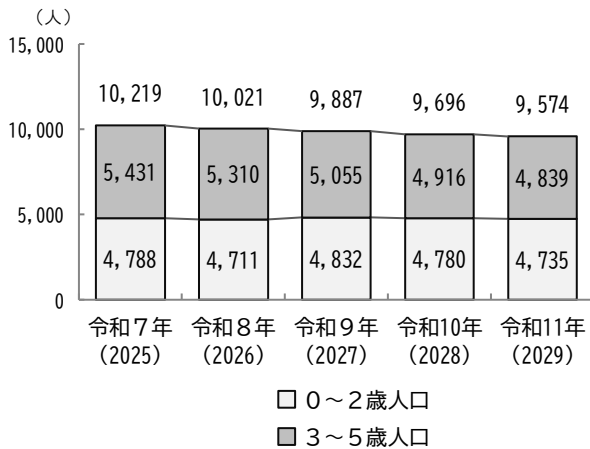
【緑区1(橋本・大沢地区)】



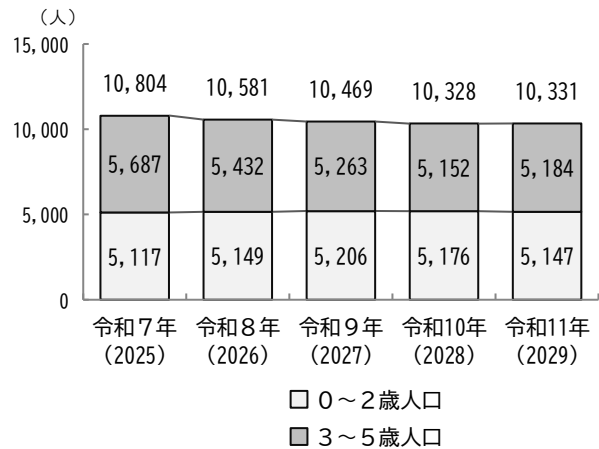
【緑区2(津久井地域)】



【中央区】



【南区】



3 保育環境・教育環境の状況

本市の保育所等利用待機児童数は、令和6年4月1日現在、7人となっています。

(1) 保育所等利用児童数

単位：か所、人

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	56	159	511	662	631	621	654	3,238
中央区	73	269	843	974	996	1,059	1,113	5,254
南区	79	348	858	983	997	1,058	1,036	5,280
市全域	208	776	2,212	2,619	2,624	2,738	2,803	13,772

※令和6年4月1日現在

(2) 保育所等待機児童数

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	0	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	0
南区	0	7	0	0	0	0	0
市全域	0	7	0	0	0	0	0

※令和6年4月1日現在

(3) 私立幼稚園及び公立幼稚園の入園児童数

単位：か所、人

	私立		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	2	451	0	0	2	451
中央区	6	812	0	0	6	812
南区	9	918	0	0	9	918
市全域	17	2,181	0	0	17	2,181

※令和6年5月1日現在

(4) 児童クラブ入所児童数

単位:か所、人

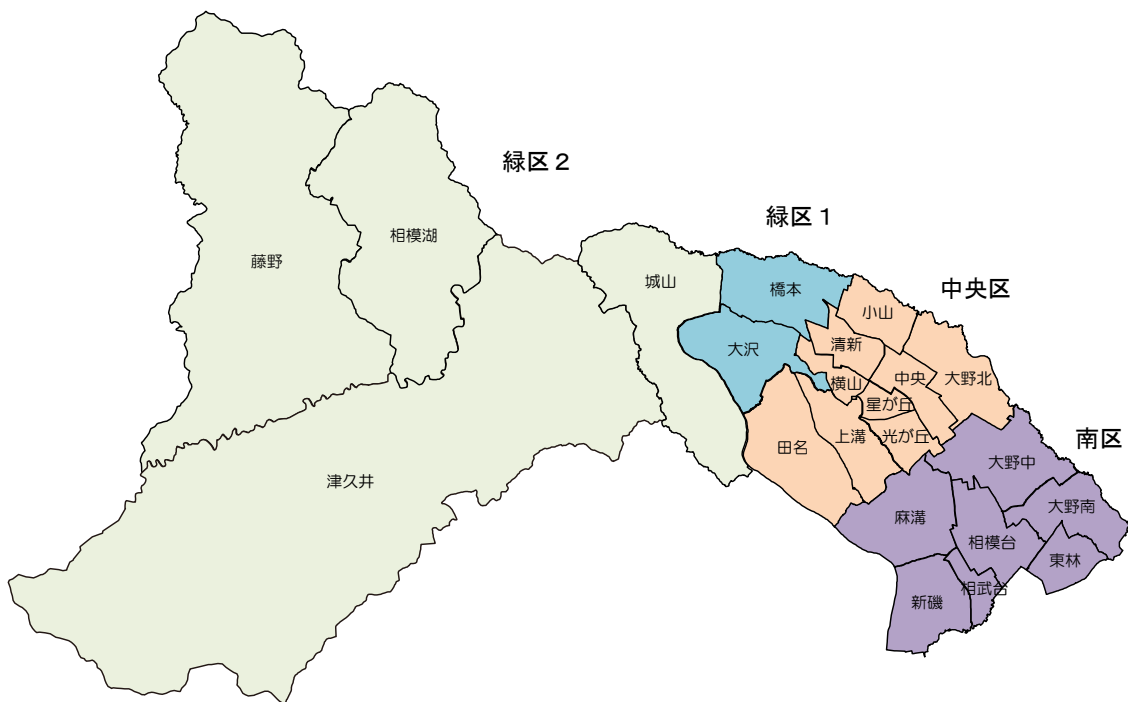
	民間		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	12	372	22	1,488	34	1,860
中央区	27	843	21	1,973	48	2,816
南区	20	450	25	2,505	45	2,955
市全域	59	1,665	68	5,966	127	7,631

※令和6年5月1日現在

4 教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに設定します。

原則は、市全域又は行政区である3区域(緑区・中央区・南区)としますが、教育・保育については、津久井地域の状況を考慮する必要があるため、緑区を橋本・大沢地区と津久井地域に分け、4区域とします。



・区域【緑区1（橋本・大沢地区）、緑区2（津久井地域）、中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業		対象区域
教育・保育等の提供区域		
①教育・保育		4区域
②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和8年度から		市全域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域		
①利用者支援事業	特定型（保育専門相談事業）	3区域
	こども家庭センター型 （利用者支援事業（こども家庭センター型））	3区域
	妊婦等包括相談支援事業型 （妊婦等包括相談支援事業）	市全域
②地域子育て支援拠点事業		市全域
③妊婦健康診査事業		市全域
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		市全域
⑤養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 【養育支援訪問事業】【子育て世帯訪問支援事業】【児童育成支援拠点事業】 【親子関係形成支援事業】【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】		市全域
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		市全域
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		市全域
⑧一時預かり事業	幼稚園在園児対象の預かり保育	3区域
	預かり保育以外	市全域
⑨延長保育事業		3区域
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）		市全域
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		市全域
⑫実費徴収に係る補足給付事業		市全域
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援】 【新規施設等への巡回支援等事業】		市全域
⑭産後ケア事業		市全域
⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和7年度のみ		市全域

5 各年度における教育・保育等必要量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育

① 市全域

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B-A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育	
令和7年度	1号認定	4,941	6,899	880				7,779	2,838		
	2号認定	学校教育を希望	990	8,925			366	990	32	10,313	1,426
		上記以外	7,897								
	3号認定	0歳児	942	1,144		165	124		28	1,461	519
		1・2歳児	4,681	4,352		541	311	0	59	5,263	582
計		19,451	21,320	880	706	801	990	119	24,816	5,365	
令和8年度	1号認定	4,545	6,899	880					7,779	3,234	
	2号認定	学校教育を希望	977	8,958			366	977	32	10,333	1,466
		上記以外	7,890								
	3号認定	0歳児	936	1,149		165	124		28	1,466	530
		1・2歳児	4,790	4,374		541	311	0	59	5,285	495
計		19,138	21,380	880	706	801	977	119	24,863	5,725	
令和9年度	1号認定	4,266	6,899	880					7,779	3,513	
	2号認定	学校教育を希望	967	8,991			366	967	32	10,356	1,661
		上記以外	7,728								
	3号認定	0歳児	933	1,154		165	124		28	1,471	538
		1・2歳児	5,001	4,396		541	311	0	59	5,307	306
計		18,895	21,440	880	706	801	967	119	24,913	6,018	
令和10年度	1号認定	4,007	6,899	880					7,779	3,772	
	2号認定	学校教育を希望	966	9,024			366	966	32	10,388	1,835
		上記以外	7,587								
	3号認定	0歳児	930	1,164		165	124		28	1,481	551
		1・2歳児	5,036	4,428		541	311	0	59	5,339	303
計		18,526	21,515	880	706	801	966	119	24,987	6,461	
令和11年度	1号認定	3,887	6,719	880					7,599	3,712	
	2号認定	学校教育を希望	1,002	9,124			366	1,002	32	10,524	1,811
		上記以外	7,711								
	3号認定	0歳児	928	1,181		165	124		28	1,498	570
		1・2歳児	5,068	4,506		541	311	0	59	5,417	349
計		18,596	21,530	880	706	801	1,002	119	25,038	6,442	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数	43	45	46	47	48

【保育利用率】

今後も保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳推計児童数	12,412	12,395	12,567	12,439	12,319
3号認定子どもの量の見込み	5,623	5,726	5,934	5,966	5,996
保育利用率	45.3%	46.2%	47.2%	47.5%	48.7%

② 緑区(全域)

単位:人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B確保の内容					B計	B-A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育	
令和7年度	1号認定	1,252	2,046	0				2,046	794		
	2号認定	学校教育を希望	285	2,230			76	285	5	2,596	492
		上記以外	1,819								
	3号認定	0歳児	187	284		26	35		5	350	163
		1・2歳児	1,094	1,161		96	69	0	10	1,336	242
計		4,637	5,721	0	122	180	285	20	6,328	1,691	
令和8年度	1号認定	1,132	2,046	0					2,046	914	
	2号認定	学校教育を希望	286	2,230			76	286	5	2,597	392
		上記以外	1,919								
	3号認定	0歳児	186	284		26	35		5	350	164
		1・2歳児	1,168	1,161		96	69	0	10	1,336	168
計		4,691	5,721	0	122	180	286	20	6,329	1,638	
令和9年度	1号認定	1,042	2,046	0					2,046	1,004	
	2号認定	学校教育を希望	292	2,230			76	292	5	2,603	399
		上記以外	1,912								
	3号認定	0歳児	185	284		26	35		5	350	165
		1・2歳児	1,218	1,161		96	69	0	10	1,336	118
計		4,649	5,721	0	122	180	292	20	6,335	1,686	
令和10年度	1号認定	941	2,046	0					2,046	1,105	
	2号認定	学校教育を希望	296	2,263			76	296	5	2,640	500
		上記以外	1,844								
	3号認定	0歳児	184	289		26	35		5	355	171
		1・2歳児	1,246	1,183		96	69	0	10	1,358	112
計		4,511	5,781	0	122	180	296	20	6,399	1,888	
令和11年度	1号認定	906	2,046	0					2,046	1,140	
	2号認定	学校教育を希望	323	2,263			76	323	5	2,667	415
		上記以外	1,929								
	3号認定	0歳児	182	296		26	35		5	362	180
		1・2歳児	1,272	1,219		96	69	0	10	1,386	114
計		4,612	5,816	0	122	180	323	20	6,461	1,849	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

②-1 緑区I(橋本・大沢地区)

単位:人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B-A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育	
令和7年度	1号認定	982	1,639	0				1,639	657		
	2号認定	学校教育を希望	248	1,691			50	248	2	1,991	302
		上記以外	1,441								
	3号認定	0歳児	165	249		22	28		4	303	138
		1・2歳児	924	922		82	56	0	8	1,068	144
計		3,760	4,501	0	104	134	248	14	5,001	1,241	
令和8年度	1号認定	888	1,639	0					1,639	751	
	2号認定	学校教育を希望	253	1,691			50	253	2	1,996	222
		上記以外	1,521								
	3号認定	0歳児	164	249		22	28		4	303	139
		1・2歳児	987	922		82	56	0	8	1,068	81
計		3,813	4,501	0	104	134	253	14	5,006	1,193	
令和9年度	1号認定	818	1,639	0					1,639	821	
	2号認定	学校教育を希望	263	1,691			50	263	2	2,006	229
		上記以外	1,514								
	3号認定	0歳児	163	249		22	28		4	303	140
		1・2歳児	1,028	922		82	56	0	8	1,068	40
計		3,786	4,501	0	104	134	263	14	5,016	1,230	
令和10年度	1号認定	739	1,639	0					1,639	900	
	2号認定	学校教育を希望	270	1,724			50	270	2	2,046	314
		上記以外	1,462								
	3号認定	0歳児	162	254		22	28		4	308	146
		1・2歳児	1,052	944		82	56	0	8	1,090	38
計		3,685	4,561	0	104	134	270	14	5,083	1,398	
令和11年度	1号認定	712	1,639	0					1,639	927	
	2号認定	学校教育を希望	298	1,724			50	298	2	2,074	247
		上記以外	1,529								
	3号認定	0歳児	160	261		22	28		4	315	155
		1・2歳児	1,074	972		82	56	0	8	1,118	44
計		3,773	4,596	0	104	134	298	14	5,146	1,373	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

②-2 緑区2(津久井地域)

単位:人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B-A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育	
令和7年度	1号認定	270	407	0				407	137		
	2号認定	学校教育を希望	37	539			26	37	3	605	190
		上記以外	378								
	3号認定	0歳児	22	35		4	7		1	47	25
		1・2歳児	170	239		14	13	0	2	268	98
計		877	1,220	0	18	46	37	6	1,327	450	
令和8年度	1号認定	244	407	0					407	163	
	2号認定	学校教育を希望	33	539			26	33	3	601	170
		上記以外	398								
	3号認定	0歳児	22	35		4	7		1	47	25
		1・2歳児	181	239		14	13	0	2	268	87
計		878	1,220	0	18	46	33	6	1,323	445	
令和9年度	1号認定	224	407	0					407	183	
	2号認定	学校教育を希望	29	539			26	29	3	597	170
		上記以外	398								
	3号認定	0歳児	22	35		4	7		1	47	25
		1・2歳児	190	239		14	13	0	2	268	78
計		863	1,220	0	18	46	29	6	1,319	456	
令和10年度	1号認定	202	407	0					407	205	
	2号認定	学校教育を希望	26	539			26	26	3	594	186
		上記以外	382								
	3号認定	0歳児	22	35		4	7		1	47	25
		1・2歳児	194	239		14	13	0	2	268	74
計		826	1,220	0	18	46	26	6	1,316	490	
令和11年度	1号認定	194	407	0					407	213	
	2号認定	学校教育を希望	25	539			26	25	3	593	168
		上記以外	400								
	3号認定	0歳児	22	35		4	7		1	47	25
		1・2歳児	198	239		14	13	0	2	268	70
計		839	1,220	0	18	46	25	6	1,315	476	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

③ 中央区

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B - A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育	
令和7年度	1号認定	1,607	2,211	720				2,931	1,324		
	2号認定	学校教育を希望	304	3,431			119	304	27	3,881	571
		上記以外	3,006								
	3号認定	0歳児	317	414		52	31		18	515	198
		1・2歳児	1,694	1,599		188	92	0	38	1,917	223
計		6,928	7,655	720	240	242	304	83	9,244	2,316	
令和8年度	1号認定	1,451	2,211	720				2,931	1,480		
	2号認定	学校教育を希望	315	3,431			119	315	27	3,892	595
		上記以外	2,982								
	3号認定	0歳児	303	414		52	31		18	515	212
		1・2歳児	1,676	1,599		188	92	0	38	1,917	241
計		6,727	7,655	720	240	242	315	83	9,255	2,528	
令和9年度	1号認定	1,322	2,211	720				2,931	1,609		
	2号認定	学校教育を希望	317	3,431			119	317	27	3,894	703
		上記以外	2,874								
	3号認定	0歳児	290	414		52	31		18	515	225
		1・2歳児	1,772	1,599		188	92	0	38	1,917	145
計		6,575	7,655	720	240	242	317	83	9,257	2,682	
令和10年度	1号認定	1,209	2,211	720				2,931	1,722		
	2号認定	学校教育を希望	326	3,431			119	326	27	3,903	756
		上記以外	2,821								
	3号認定	0歳児	277	414		52	31		18	515	238
		1・2歳児	1,769	1,599		188	92	0	38	1,917	148
計		6,402	7,655	720	240	242	326	83	9,266	2,864	
令和11年度	1号認定	1,117	2,121	720				2,841	1,724		
	2号認定	学校教育を希望	339	3,471			119	339	27	3,956	811
		上記以外	2,806								
	3号認定	0歳児	266	419		52	31		18	520	254
		1・2歳児	1,765	1,624		188	92	0	38	1,942	177
計		6,293	7,635	720	240	242	339	83	9,259	2,966	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

④ 南区

単位：人

計画年度	利用者区分	A 量の 見込み	B 確保の内容					B 計	B-A		
			特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定地域型 保育事業	地方単独 保育施策	幼稚園に おける 預かり保育			企業主導 型保育	
令和7年度	1号認定	2,082	2,642	160				2,802	720		
	2号認定	学校教育を希望	401	3,264			171	401	0	3,836	363
		上記以外	3,072								
	3号認定	0歳児	438	446		87	58		5	596	158
		1・2歳児	1,893	1,592		257	150	0	11	2,010	117
計		7,886	7,944	160	344	379	401	16	9,244	1,358	
令和8年度	1号認定	1,962	2,642	160					2,802	840	
	2号認定	学校教育を希望	376	3,297			171	376	0	3,844	479
		上記以外	2,989								
	3号認定	0歳児	447	451		87	58		5	601	154
		1・2歳児	1,946	1,614		257	150	0	11	2,032	86
計		7,720	8,004	160	344	379	376	16	9,279	1,559	
令和9年度	1号認定	1,902	2,642	160					2,802	900	
	2号認定	学校教育を希望	358	3,330			171	358	0	3,859	559
		上記以外	2,942								
	3号認定	0歳児	458	451		87	58		5	601	143
		1・2歳児	2,011	1,636		257	150	0	11	2,054	43
計		7,671	8,064	160	344	379	358	16	9,321	1,650	
令和10年度	1号認定	1,857	2,642	160					2,802	945	
	2号認定	学校教育を希望	344	3,330			171	344	0	3,845	579
		上記以外	2,922								
	3号認定	0歳児	469	461		87	58		5	611	142
		1・2歳児	2,021	1,646		257	150	0	11	2,064	43
計		7,613	8,079	160	344	379	344	16	9,322	1,709	
令和11年度	1号認定	1,864	2,552	160					2,712	848	
	2号認定	学校教育を希望	340	3,390			171	340	0	3,901	585
		上記以外	2,976								
	3号認定	0歳児	480	466		87	58		5	616	136
		1・2歳児	2,031	1,671		257	150	0	11	2,089	58
計		7,691	8,079	160	344	379	340	16	9,318	1,627	

【確保の内容】

- 1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間において全て確保されています。
- 2・3号認定については、区域内の利用希望者が偏在していることから、認定こども園への移行や認可保育所の新設、幼稚園の預かり保育等を通じ、保育の質的・量的拡充を図りつつ、地域のニーズに合った保育を提供していきます。

(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない「こども」が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる、新たな給付制度が創設されます。

単位:人

区 域	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	91	90	89	88	87
	確保方策	91	90	89	88	87
1歳児	量の見込み	101	105	100	95	91
	確保方策	101	105	100	95	91
2歳児	量の見込み	52	48	51	49	48
	確保方策	52	48	51	49	48
合計	量の見込み	244	243	240	232	226
	確保方策	244	243	240	232	226

※令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として実施する。

6 地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて実施する事業であり、本市では以下の事業を提供します。

(1) 利用者支援事業

【特定型】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	保育専門相談事業
(2)事業の概要	各区の子育て支援センターに保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、子育て家庭の個別ニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどが円滑に利用できるよう、相談や情報の提供・支援を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	各区の子育て支援センターに必要量に応じた保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を配置し、実施します。

② 確保提供量

単位:か所

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

【こども家庭センター型】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	利用者支援事業（こども家庭センター型）
(2)事業の概要	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として専任相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師との面談を実施できるように、各区の子育て支援センターに専任相談員を配置します。

② 確保提供量

単位:か所

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	量の見込み	3	3	3	3	3	3
	確保提供量	3	3	3	3	3	3
緑 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南 区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

単位:人

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	4,200	6,567	6,486	6,416	6,344	6,278
	確保提供量	4,196	6,567	6,486	6,416	6,344	6,278
	面接率	99.9%	100%	100%	100%	100%	100%

【妊婦等包括相談支援事業型】

①事業の概要

(1)本市における事業名	妊婦等包括相談支援事業
(2)事業の概要	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施します。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	すべての方に面談等ができるよう、子育て支援センターの保健師等を配置し、妊娠届出時の面談、出生届出後の「こんにちは赤ちゃん訪問」、電子母子健康手帳による情報発信に加え、妊娠8か月時に困り事や心配事がないか等、切れ目のない支援を実施します。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	10,726	12,219	11,838	11,457	11,235	10,886
	②確保提供量	10,726	12,219	11,838	11,457	11,235	10,886
	②-①	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
(2)事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所（子育て広場等）を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	既存の施設に加え、こどもセンター等新たな実施場所を確保し、事業を実施します。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	73,237	82,204	88,130	94,430	101,059	108,160
	②確保提供量		82,204	88,130	94,430	101,059	108,160
	②-①		0	0	0	0	0
	実施箇所	28 箇所	29 箇所	30 箇所	31 箇所	32 箇所	33 箇所

(3) 妊婦健康診査事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2)事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、妊婦健康診査費用補助券を交付し、厚生労働省が示している「標準的な妊婦健診の例」にならい、妊婦健康診査を実施します。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	妊娠届出書提出時から出産の日までを対象期間とし、市が委託契約した医療機関・助産所において、妊婦健康診査を実施します。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	51,097	48,077	46,635	45,236	43,879	42,562
	②確保提供量		48,077	46,635	45,236	43,879	42,562
	②-①		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
(2)事業の概要	生後4か月までの乳児がいる全家庭に対し、家庭訪問により児の発育発達状況、養育者の心身の状況・養育環境等の把握や助言及び情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供します。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	生後4か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努めます。また、対象の家庭に、保健師、母子訪問相談員が訪問します。

② 確保提供量

単位:人

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	3,970	3,850	3,730	3,610	3,540	3,430
	②確保提供量	3,902	3,850	3,730	3,610	3,540	3,430
	②-①	68	0	0	0	0	0
	訪問率	98.3%	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

【養育支援訪問事業】

① 養育支援訪問事業の概要

(1)本市における事業名	育児支援家庭訪問事業
(2)事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導を行う事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	育児を指導する育児支援家庭訪問相談員を各区に配置します。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	246	345	345	345	345	345
	②確保提供量		345	345	345	345	345
	②-①		0	0	0	0	0

【子育て世帯訪問支援事業】

①事業の概要

(1)本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
(2)事業の概要	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	子育て家庭のニーズに応じた提供量の確保に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	139	200	400	600	800	1,000
	②確保提供量		476	476	600	800	1,000
	②-①	-	276	76	0	0	0

【児童育成支援拠点事業】

事業の必要性や在り方の検討を進めます。

【親子関係形成支援事業】

事業の必要性や在り方の検討を進めます。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

①事業の概要

(1)本市における事業名	要保護児童対策地域協議会の運営
(2)事業の概要	児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けているなど、様々な問題を抱えている要保護児童の適切な保護又は要支援児童及び特定妊婦への適切な支援等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	子育て短期支援事業
(2)事業の概要	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間養育を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	市内の児童福祉施設において、量の見込みを満たすことができる定員を確保していきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	363	500	510	520	530	540
	②確保提供量	1,200	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	②-①	837	580	570	560	550	540

(7) 子育て援助活動支援事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	生後0か月から小学校6年生まで（障害児は18歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	利用会員及び援助会員の増加に取り組み、量の見込みを満たすことができる提供量を確保していきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	8,008	8,404	8,800	9,196	9,592	9,988
	②確保提供量		8,404	8,800	9,196	9,592	9,988
	②-①		0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【幼稚園在園児対象の預かり保育】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	預かり保育
(2)事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	保護者のニーズに応じ、利用時間や実施日の拡大を図ることができるよう、事業を促進していきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	117,019	118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
	②確保提供量		118,578	116,008	114,760	113,097	113,759
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み	44,731	36,678	33,746	31,487	29,129	27,722
	②確保提供量		36,678	33,746	31,487	29,129	27,722
	②-①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	20,268	26,301	24,524	22,903	21,400	20,143
	②確保提供量		26,301	24,524	22,903	21,400	20,143
	②-①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	52,020	55,599	57,738	60,371	62,568	65,894
	②確保提供量		55,599	57,738	60,371	62,568	65,894
	②-①		0	0	0	0	0

【預かり保育以外】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
(2)事業の概要	<p>一時保育事業 日頃保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業 安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。なお、この項目では就学前児童のみを対象として記載しています。</p>
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	一時保育事業については、よりきめ細かいニーズに対応できる体制について検討していきます。ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員及び援助会員の増加に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	17,676	18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
	②確保提供量		18,675	19,374	19,907	20,441	20,977
	②-①		0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

① 事業の概要

(1)本市における事業名	延長保育事業
(2)事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所等の通常開所時間である11時間を超えて保育を行います。
(3)提供区域の設定	行政区の3区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	保護者のニーズに応じた提供量の確保に取り組んでいきます。

② 確保提供量

単位:延べ人数/月

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域 (合計)	①量の見込み	8,138	8,704	8,726	8,722	8,763	8,814
	②確保提供量		8,704	8,726	8,722	8,763	8,814
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み	1,790	1,915	1,920	1,919	1,928	1,939
	②確保提供量		1,915	1,920	1,919	1,928	1,939
	②-①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	2,686	2,872	2,880	2,878	2,892	2,909
	②確保提供量		2,872	2,880	2,878	2,892	2,909
	②-①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	3,662	3,917	3,927	3,925	3,943	3,966
	②確保提供量		3,917	3,927	3,925	3,943	3,966
	②-①		0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。
(3) 提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4) 確保方策の考え方 (令和7～11年度)	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、設置者の意向があれば、地域のバランス等を考慮しながら増設について検討します。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	1,168	1,361	1,469	1,586	1,712	1,848
	②確保提供量	4,866	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	②-①	3,698	3,519	3,411	3,294	3,168	3,032

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

① 事業の概要

(1)本市における事業名	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)
(2)事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7~11年度)	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び民間児童クラブの新規参入促進等による民間活力の活用を図ります。

② 確保提供量

単位:人

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み						
	1年生	2,738	2,802	2,824	2,882	2,917	3,022
	2年生	2,417	2,518	2,532	2,556	2,604	2,641
	3年生	1,904	1,877	1,903	1,930	1,943	1,959
	①低学年計	7,059	7,196	7,259	7,367	7,464	7,623
	4年生	363	373	1,123	1,144	1,171	1,179
	5年生	160	186	195	204	213	606
	6年生	106	115	121	126	132	307
	①全学年計	7,688	7,870	8,697	8,841	8,979	9,715
	②確保提供量	8,321	8,599	8,759	8,919	9,079	9,239
②-①	633	729	62	78	100	△ 476	
②-①	1,262	1,403	1,500	1,552	1,615	1,616	

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

○ 事業概要

経済的に困窮している世帯や多子世帯の円滑な特定教育・保育施設等の利用を図るため、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の一部を補助する事業です。

<教材費・行事費等>

対象施設:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

対象者:生活保護受給世帯の子ども

<副食材料費>

対象施設:私学助成の幼稚園

対象者:年収360万円未満相当世帯の子ども及び小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降

○ 考え方

国が設定する対象範囲と上限額を基に、補助を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	多様な集団活動利用支援事業
(2)事業の概要	幼児教育・保育の無償化の対象外である幼稚園に該当しない類似施設などを利用する児童の保育料を一部給付することで、当該施設を利用する子育て世代の経済的負担を図る事業です。
(3)提供区域の設定	市民が利用する市の基準を満たす施設とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	該当する園からの申請に基づき、対象園を決定します。

② 確保提供量

単位:延べ人数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	412	552	552	552	552	552
	②確保提供量		552	552	552	552	552
	②-①		0	0	0	0	0
	実施箇所	5 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

【新規施設等への巡回支援等事業】

① 事業の概要

(1)本市における事業名	新規施設等への巡回支援等事業
(2)事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。 保育所、認定こども園、小規模保育事業等の新規施設等を対象に実地による巡回支援等を行います。
(3)考え方	新規施設等に対する実地支援、相談・助言等を実施します。

(14)産後ケア事業

①事業の概要

(1)本市における事業名	産後ケア事業
(2)事業の概要	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。
(3)提供区域の設定	全市を1区域とします。
(4)確保方策の考え方 (令和7～11年度)	出産後1年未満の母親とその生後1歳未満の乳児で、産後ケアを必要とする方を対象とし、市が委託契約した医療機関・助産所において産後ケア事業を実施します。

② 確保提供量

単位:延べ回数

区 域	項 目	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	①量の見込み	-	7,089	6,869	6,648	6,519	6,316
	②確保提供量	2,713	7,089	6,869	6,648	6,519	6,316
	②-①	-	0	0	0	0	0

7 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の確保及び資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 教育・保育に関わる職員の処遇改善による人材の確保

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭・保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることが見込まれ、保育人材の確保や離職の防止を図るためにも幼稚園教諭・保育士等の処遇改善を進める必要があることから、国の制度等も活用しながら、市として幼稚園教諭・保育士等の処遇改善に向けた取組に努めます。

② 幼稚園教諭・保育士等や子どもに関わる職員の資質向上

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、これまでも合同で実施している支援保育研修に加え、職員間の交流を通じた情報の共有、専門性や知識の向上を図るための合同研修の実施に向けた支援を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、専門研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準を持った子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であ

ることを踏まえ、特に次の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- ① 乳幼児期の発達の連続性の理解
- ② 乳幼児期にふさわしい体験の多様性と関連性の理解
- ③ 障害のある児童と共に行う活動機会の確保
- ④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めた全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要であり、次のような点に留意する必要があります。

- ① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- ② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- ③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- ④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えられます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、認定こども園・幼稚園及び保育所の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園・幼稚園又は保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園・幼稚園及び保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、より円滑な給付の実施に努めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、関係法令に基づく是正指導等の協力の要請等について、県との連携を図ります。

9 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えるため、次のような取組を実施します。

- ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
- ② 育児休業満了時から確実に保育を利用できる環境整備

10 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

広域的な見地からも、県の取組を踏まえ、次のことについて県と連携を図ります。

- ① 児童虐待防止対策及び社会的養育施策における連携の推進
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 障害児施策の充実

11 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、法令や県の取組等を踏まえ、次のことについて県と連携を図ります。

- ① 保護者に対する両立支援制度の適切な周知
- ② 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

事業一覽

- ・本計画から新規掲載の事業は、事業No.の前に「**新**」と記載しています。
- ・第5章に掲載した「主な取組」は、事業No.の前に「**★**」を記載しています。
- ・事業を別の基本目標等にも掲載している場合は、その事業No.を「再掲No.」に記載しています。

基本目標Ⅰ 子ども・若者の権利を保障する取組を推進します

(1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、最善の利益を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
	1	人権・福祉教育の推進	人権尊重の精神を基盤とし、教育活動を通して憲法で保障された基本的人権を大切にすることを推進する。	
★	2	子どもの人権等に係る研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。	31
★	3	子どもの権利保障の推進	相模原市子どもの権利条例のパンフレットを配布し、広く周知を図るとともに、子どもの権利の日を中心とした子どもの権利の普及・啓発のための事業を実施する。	
	4	子どもの権利救済委員等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。	45
	5	自殺総合対策の推進	「相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」に基づき、市民や関係機関・団体、行政等が一丸となって自殺対策を総合的に推進する。	
★	6	子ども・若者の意見を聴く機会の確保	こども基本法に基づき、子ども・若者に関わる施策の実施に当たり子ども・若者の意見を聴く機会を確保する。	148

(2) 児童虐待の予防・防止対策を強化します

	No.	事業名	事業概要	再掲No.
★	7	児童虐待防止の啓発事業	毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、児童虐待防止の啓発活動を行う。	
	8	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援の充実を図る。	359
	9	要保護児童対策地域協議会の運営	学校、警察、医師等関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待や非行等の要保護児童等に関する問題について適切に対応するとともに、早期発見及び適切な保護のための連携を図る。	
★	10	子育て支援センターの充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	35 245 370

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	11	子どもの安全確認の徹底	児童虐待の通告受理後に子どもの安全確認を迅速かつ正確に実施するとともに、子どもの安全確認ができない場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく立入調査等の実施により、対応の徹底を図る。	
	12	警察との連携の強化	児童虐待事案に関する警察との情報共有の強化や子どもの安全確認ができない場合の立入調査への協力要請等、警察との連携強化を図る。	
	13	学校や医療機関等との連携の推進	要保護児童に関する情報共有及び対応への協力依頼等、学校や医療機関等との連携を推進する。	
	14	面前DVによる子どもへの影響に対する支援	児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。	357
	15	児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底	児童相談所等が支援している家庭が他の自治体に転居した際には、子どもや家庭に関する情報を確実に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われるよう、児童相談所間や自治体間の情報共有の徹底を図る。	
	16	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。	360
	17	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。	361
	18	家庭支援の充実	社会的養護を必要とする子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するとともに、養育環境に課題を抱える居場所のない児童に対し、学習サポートを行うなど、支援の充実を図る。	362
★	19	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	44 247 315 371
	20	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会の運営	重篤な児童虐待事案に関して、より専門的な調査・審議を行うため、児童福祉専門分科会児童虐待検証部会を運営し、再発防止機能の充実を図る。	

(3) いじめ防止に取り組み、不登校児童生徒を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	21	子ども安全教室	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための身に付けてほしい内容を厳選した「子どもの安全教室」を活用することにより、自分を大切にする気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。	491
★	22	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。	38 275
	23	ふれあい体験活動の開催	不登校や登校しぶり等の児童生徒及びその保護者を対象に、相模川自然の村等で自然体験活動や制作活動を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	24	不登校を考えるつどい・不登校対応セミナーの開催	「不登校の児童生徒を持つ保護者が互いに語り合える場として「つどい」を設定する。また、教職員を対象に不登校対応について「だれもが行きたくなる学校づくり研修」を開催する。	
★	25	いじめ防止への取組	「相模原市いじめの防止等に関する条例」及び「相模原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止強化月間やさがみはら子どもSOSダイヤル、いじめ防止フォーラム等の取組を推進する。	
★	26	さがみはら子どもSOSダイヤルの実施	学校生活におけるいじめについて、児童生徒本人及び保護者、市民からの電話相談に応じる。	

基本目標2 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保を推進します

(1) 子どもに寄り添う人の確保と人材育成を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	27	青少年指導者の育成	リーダーとして活動する青少年や青少年を育成する指導者等を対象とした研修会等を通して、青少年指導者の育成を図る。	
★	28	教職員の研修の充実	教職員の経験や職に応じた「キャリアステージに応じた研修」、専門性の向上や自己啓発を支援する「専門研修」、校内における研究・研修や人材育成を支援する「学校への訪問支援研修」、派遣研修等の「特別研修」及び職に応じた専門的な知識や技能の向上を図るための「職能研修」の5本を柱として実施する。	
	29	情報セキュリティ・モラル教育の推進	教師用の指導資料「情報セキュリティ・モラルハンドブック」に沿った学校の取組支援や学校のコンピュータへの教材用ソフトの導入、研修の実施等、情報セキュリティ・モラル教育の推進に向けた取組を行う。	
★	30	機関コンサルテーションの実施	医療、保健、福祉、教育等の関係機関及び団体からの依頼を受けて、各専門職が技術な支援を行う。	
	31	子どもの人権等に係る研修事業	子どもの権利保障、児童虐待の防止、社会的養育の充実等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。	2
	32	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。	43 280
★	33	こどもセンター、児童館、児童クラブ支援員等研修の充実	こどもセンター、児童館及び児童クラブ支援員等を対象に、子どもと接する上で必要な事項や専門的な知識を習得するための研修を行い、支援員等の人材育成を図る。	
	34	巡回訪問	市内の認定こども園、幼稚園、保育所を訪問し、集団生活等の状況を把握した上で、職員に対して療育的な関わりの助言をする。	

(2) 複雑化・多様化する悩みを子ども・若者本人や家族が相談できる体制づくりを進めます

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	35	子育て支援センターの 充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	10 245 370
	36	療育体制の充実	発達及び障害に関する相談・評価を行い、子どもの見立てと保護者支援を行う。初期療育、機能訓練等を実施する。	213 311
	37	発達障害支援センター の運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。	314
	38	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。	22 275
★	39	ヤングテレホン相談の 実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。	276
	40	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。	277
	41	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。	278
	42	相談指導教室事業	様々な要因（主に心理的な要因）により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。	279
	43	相談指導教室ボラン ティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。	32 280
	44	児童相談所体制の充実・ 強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 247 315 371
★	45	子どもの権利救済委員 等の設置	子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応するため、相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員や相談員を置き、子どもの権利相談室を運営する。	4
⑨	46	包括的支援体制の整備	介護と育児のダブルケアやヤングケアラーなどの個人や世帯が抱える複合化・複雑化した多様な問題に対応できるよう、【包括的な相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の3つの支援を一体的に実施し、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。	125 442

(3) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	47	保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。	407
	48	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。	399
	49	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営に対する支援を行う。	400
	50	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。	402
	51	園児の健康管理の促進	認定こども園・幼稚園・保育所等の園児の定期健康診断、歯科健康診断及び特定感染症の登校・登園許可等証明書発行に対する助成制度を継続して実施する。	
	52	幼稚園の教育振興に係る助成	幼稚園教育の振興及び教育環境の維持改善のための支援を実施する。	
★	53	相模原市保育者ステップアップ研修の充実	幼児教育・保育の質の向上のため、相模原市保育者ステップアップ研修等の研修の充実を図る。	
	54	異年齢・世代間交流の推進	小中学校の各教科や総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。	83
	55	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭等に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。	426
	56	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。	391
	57	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひとりの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。	339
	58	さがみはら休日一時保育事業の推進	休日における保護者の多様な保育ニーズに対応するため、「さがみはら休日一時保育事業」を推進する。	392
	59	夜間保育の実施	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を実施する。	393
	60	病児・病後児保育の推進	子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病児・病後児保育を推進する。	394
	61	保育所の新設による受入れの拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。	396
	62	保育所等の定員の確保	認定こども園等への移行や既存施設の定員変更などにより、保育ニーズに対応した保育定員を確保する。	397
	63	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。	398
	64	大規模開発における保育施設設置の働きかけ	大規模開発により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合、保育施設設置を働きかける。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	65	市立児童発達支援センターの運営	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であり、就学前の発達に遅れのある子どもの通所施設として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、また、家族、指定障害児通所支援事業者等に、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	316
⑨	66	民間児童発達支援センターの運営支援	各区における児童発達支援センターの運営支援及び技術支援を行う。	317
★	67	保育人材等の確保	教育・保育に従事する人材の確保に向けた取組を進める。	
	68	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。	95
	69	保育所等における医療的ケアや特別な配慮を必要とする子どもの受入れの推進	保育所等における医療的ケアの実施に関するガイドラインに基づき、安定的で継続性のある支援体制を整備し、受入れを推進する。また、アレルギー疾患のある子どもなど、特別な配慮を要する児童への保育体制を整え、必要な子どもの受入れを促進する。	
	70	公立保育所・認定こども園の保育環境の確保と保育サービスの充実	「公立特定教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び認定こども園の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、サービスの充実を図る。	395
	71	新規施設への巡回支援の実施	新たに開設された施設等が円滑に事業を実施できるよう巡回支援を実施する。	
	72	実費徴収に係る補足給付事業	経済的に困窮している世帯や多子世帯に対し、教材費・行事費等又は副食材料費に係る費用の負担軽減策を実施する。	
	73	幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援	教育と保育の一体的提供、職員の資質向上を図るため、合同研修への支援を実施する。	
	74	幼稚園等の教育に関する研究の充実	幼稚園団体の幼児教育調査研究の補助事業を実施する。	
	75	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。	343 373
	76	幼稚園の2歳児預かり保育の推進	幼稚園の保育資源を活用した、市内に居住している2歳児の預かり保育を推進する。	
⑨ ★	77	こども誰でも通園事業の推進	0歳6ヶ月から満3歳未満の児童を対象として、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの保育所等の利用を可能とする「こども誰でも通園事業」を推進する。	251
	78	認定こども園・幼稚園・保育所等における外部評価の推進	保育内容の充実と利用者の施設選択に資するため、認定こども園・幼稚園・保育所等における外部評価の受審を推進する。	
	79	児童福祉施設等のサービス評価の促進	児童福祉施設等が適切な施設の運営を確保するため、第三者機関によるサービス評価を受ける場合に必要な支援を行う。	

(4) きめ細かな学校教育を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	80	外国人英語指導助手 (ALT) 派遣事業	英語教育の充実を図るとともに国際理解を深めるため、外国人英語指導助手(ALT)を小中学校及び義務教育学校に配置する。	
	81	海外帰国及び児童生徒 教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。	352
★	82	支援教育の推進	「相模原市教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。	340
	83	異年齢・世代間交流の 推進	小中学校の各教科や総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。	54
	84	環境教育の推進	身近な環境問題に関心を持ち、より良い環境づくりに積極的に参加できる人間の育成を目指した教育を推進する。	
	85	道徳教育の充実	学校全体での道徳の指導体制を工夫改善し、地域の教育課程資源や人材を生かし、地域住民の参加や学生ボランティアの活用等により、豊かな人間性や心の教育の充実を図る。	
	86	学校図書館における 教育活動の推進	学校図書館の充実と積極的な活用を図るため、全小中学校に学校司書を配置する。	
	87	さがみ風っ子文化祭の 開催	相模原市の特色ある教育活動の一環として、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成する。児童生徒の日頃の学習活動を発表することにより、表現力及び創造力を育て、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。	
	88	課題研究推進事業	本市学校教育推進の基本構想に基づき、各学校の実態に即した研究主題を設定し、妥当性と汎用性の高い成果を追究する創意工夫した実践研究に取り組み、学校教育の向上に資する。	
	89	通学区域の弾力的運用 の実施	児童生徒に特別の事情がある場合には、保護者からの申立てにより、就学を指定された学校以外の学校へ変更できる『指定変更許可制度』を運用し、通学区域の弾力化を図る。	
	90	学校施設の整備	教育内容の多様化、校舎等の老朽化に対応した改修を進めるなど、学校施設の充実に努める。	
	91	児童生徒災害共済給付 制度等への加入	学校管理下の児童生徒の災害について、児童生徒の保護者に対し、災害共済給付を行うとともに、児童生徒の入院等に対し、見舞金の贈呈を行う。また、修学旅行等の児童生徒の災害については、緊急時の対応費用等を補てんする。	
★	92	キャリア教育の推進	社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力を育成するキャリア教育を推進するとともに、各中学校区において、キャリア教育で育む力を軸としたカリキュラム・マネジメントにより、義務教育9年間を見通した教育活動を展開する。コミュニティ・スクールを含めた学校と地域教育力の連携も併せて、相模原で育つ子どもたちの未来を切り拓く力の育成に総合的に取り組む。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	93	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。	377
	94	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。	379
★	95	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進	幼保小連携研修会等で認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の連携を推進するとともに、生活や学びの連続性を大切にした幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図る。	68
	96	学校評価ガイドラインに基づく学校評価の実施	各学校が学校評価の結果を説明し、公表することにより、自己改善に努め、保護者・地域住民から教育活動への参加・協力を得て信頼される開かれた学校づくりを進めるため、本市が策定したガイドラインに基づき、学校関係者評価等を実施する。	
	97	学校環境衛生検査等	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の学校環境衛生基準により、教室の換気及び保温等、採光及び照明、飲料水、プール水の検査等を実施し、良好な環境の維持に努める。	

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	98	青少年問題協議会の運営	青少年のいじめ問題、薬物乱用防止、ネット依存対策等の各種事業を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。	
★	99	青少年健全育成協議会活動の推進	地域の青少年関係団体が青少年健全育成活動を地域ぐるみで効果的に行うために相互に連絡調整し、青少年健全育成に関する調査研究をし、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール等の啓発活動や諸事業を展開するための支援を行う。	
	100	青少年街頭指導事業	青少年の非行防止と問題行動の早期発見のため、専門の相談員が地域の青少年相談員と協力して、繁華街、公園等を巡回して指導・相談に当たる。	
	101	学校警察連絡協議会	小中学校における児童生徒の指導上の問題の情報交換及び機関の連携を図るため、市内4つの警察署ごとに「学校警察連絡協議会」を組織する。	
★	102	ネットパトロールの実施	小・中学生がアクセスしやすい「学校裏サイト」「プロフ・コミュニティサイト」「SNS」を日々探索・監視し、個人情報の流出や誹謗中傷、問題画像等の事例を発見した場合に、速やかに学校へ情報提供を行う。	
	103	青少年の適正なインターネット利用の促進	青少年の適正なインターネット利用を促進するために、家庭でのルール作り、フィルタリング機能の活用を促進するなど、社会全体で子どもたちを有害情報から守るための啓発を行う。	
	104	社会環境実態調査の実施	青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業、情報媒体の販売状況等の実態を調査する。	

No.	事業名	事業概要	再掲No.
105	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、市が運動推進委員会を設置し、様々な事業を実施する。	

基本目標3 子どもの未来への希望を育む取組を推進します

(1) 子どもの遊び場、居場所を確保し、充実を図ります

No.	事業名	事業概要	再掲No.
106	こどもセンター、児童館事業	こどもセンターや児童館を、地域における子どもや子育て家庭の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図る。	
★	こどもセンター、児童館運営体制の充実	こどもセンター、児童館の運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。	
108	中高生の居場所づくりの推進	こどもセンターに設置した創作活動室等を活用し、中高生の居場所の確保を図る。	
★	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。	403
110	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。	404
111	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。	405
112	老朽化した児童館の建て替え等	老朽化した児童館について、建て替えや複合化・集約化等を検討し、整備を行う。	
113	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。	326
★	放課後子ども総合プラン推進事業	放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「さがみっ子クラブ（放課後子ども教室事業）」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携した総合的な放課後対策「放課後子ども総合プラン」を実施する。 小学校内等での一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室については、地域性を考慮しながら、計画期間内に7か所程度の実施を検討する。こどもセンター及び児童館については、引き続き、全ての施設で放課後子ども教室を実施し、事業の更なる充実を図る。また、放課後子ども教室の整備や事業の実施にあたっては、教育委員会と市長部局が定期的な情報交換等を行いながら、学校施設の有効活用や具体的な連携方策について継続的に協議を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	115	青少年学習センター事業	青少年に交流と活動の場、多様な体験学習の場を提供するとともに、青少年の自己実現や自主活動、社会参加活動を支援する。	
	116	青少年関係団体の育成・支援	子ども会育成連絡協議会や少年鼓笛バンド連盟等、市内で活動する団体等の活動の活性化を促進する。	
	117	学習のひろば	夏休みや冬休み期間等に、小・中・高校生、大学生、勤労青年を対象に、青少年学習センター内の青少年団体室等の開放を行い、「学習のひろば」として、青少年へ居場所を提供する。	
	118	子どもの広場の維持管理等の助成	地域の子どもたちの安全な遊び場である「子どもの広場」を管理する自治会等に対して、子どもの広場を適正に管理できるよう助成を行う。	
	119	児童遊園の維持管理の充実	子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的として設置する児童遊園の維持管理を行う。	
	120	ふれあい広場事業	地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため、「ふれあい広場」（多目的広場）の管理・運営等を行う。	
	121	都市公園の整備推進及び子育て応援公園改修事業	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。また、子育て世帯のニーズへ対応するため、利用しやすく、魅力的な子育て応援公園の改修・更新を進める。	501
	122	冒険遊び事業	遊びを通じた子どもたちの健やかな成長を図る。子ども自身が自由に遊びを創造できる遊び場を提供するとともに、市内各地に展開できるよう指導者（プレイリーダー）を養成する。	
	123	子どもの遊び場事業	市内各所において、移動式の子どもの遊び場事業を展開し、子育て家庭の負担軽減と孤立を防ぐ。また、全天候型の遊び場など、市民ニーズに合った遊び場を検討・整備する。	
	124	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。	374
⑨	125	包括的支援体制の整備	介護と育児のダブルケアやヤングケアラーなどの個人や世帯が抱える複合化・複雑化した多様な問題に対応できるよう、【包括的な相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の3つの支援を一体的に実施し、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。	46 442

(2) 年齢や発達の程度に応じた多様な体験や活動ができる機会の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	126	銀河連邦子ども留学交流事業	宇宙航空研究開発機構の研究施設が縁で交流を始めた5市2町で構成する銀河連邦の各共和国を代表する小学生が集まり、各共和国の地域性や文化を生かした事業を通して、子ども同士の交流を深める。	
	127	学校体育施設の開放	地域体育の普及・振興を図るため、団体登録制で、小中学校の体育館・グラウンドを開放する。なお、空調設備を設置している学校においては、開放団体も利用可能となる（ただし有料）。	
	128	総合型地域スポーツクラブの育成事業	スポーツを生活に欠かせない文化として市民生活の中に根付かせ、子どもから高齢者まで、それぞれに適したスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。	
	129	スポーツ少年団活動の充実	スポーツを楽しむ小・中学生とその指導者を対象に、各種スポーツ大会や他の種目団との交流事業等を行う。	
★	130	相模原スポーツフェスティバル事業	子どもから高齢者まで市民の誰もが、気軽にスポーツ・パラスポーツを親しむきっかけづくりと、スポーツ・パラスポーツ実施率の向上を図る啓発事業として実施する。	
	131	子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバルの実施	スポーツ及びレクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と活動の発展を図る。	
	132	スポーツネットワーク中学生セミナー	地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。	
	133	若あゆスターフェスティバルの開催	小・中学生とその保護者を対象に、若あゆ銀河ドームにある大天体望遠鏡での星空観察等を通して、星や宇宙、自然現象への興味や関心を高める。	
	134	若あゆ食農体験デーの開催	小・中学生とその保護者を対象に、参加者が自ら収穫、調理し、食べることにより、農業、食及びいのちに対する理解や関心を深める。	
	135	若あゆかかしフェスティバルの開催	市内の小学校、中学校、青少年団体等や「若あゆ食農体験デー」の参加者を対象に、かかし作りを通して、農業活動への興味や関心を高める。	
	136	やませみ自然体験スクールの開催	小・中学生とその保護者を対象に、自然への直接体験を通じて、自分たちが暮らす身近な環境についての理解を深める。	
	137	地質分野ワークショップ	火山灰や砂の中に含まれる鉱物などを顕微鏡で観察することを通して、地球科学への興味関心を深める。	
	138	親子天文教室	天体望遠鏡の製作等を通じて宇宙への興味や関心を高める。	
	139	遺跡体験事業	原始・古代の人々の生活や技術を体験的に学ぶワークショップを主催又は博物館ボランティアとの市民協働で開催していく。具体的には出土した土器石器を実際に触れ、解説を行う。	
	140	子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えた事業	子ども読書活動推進計画に基づき、本を通して子どもの創造力や研究心、豊かな感性を育てるための事業を実施する。	
	141	子ども読書スタンプラリー	子どもたちの読書へのきっかけづくり及び読書意欲の喚起を促すとともに、図書館員との交流や図書館利用の拡大を図ることを目的に、楽しみながら読書ができるようにクイズ形式のスタンプラリーを実施する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	142	おはなし会の開催	乳幼児から小学生とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、素話等を行う。	
	143	発達段階別おすすめの本リストの発行	乳幼児から小学生及び中高生向けに、おすすめの本を紹介したブックリストを発行・配布する。	
	144	地域・子どもふれあい事業	地域社会が実施する親子の交流、異年齢の子どもたちの交流、生活体験活動、自然体験活動、ボランティア活動等の青少年健全育成活動の支援を行い、地域教育力の活性化を図る。	
	145	親子ふれあいの広場の実施	親と子が、レクリエーションを通して日常では味わえない体験を共有することによって、その愛情を深めるとともに、青少年の健全育成に対する理解と自覚を高める。	
★	146	中高生ボランティア体験講座の実施	中高生がボランティア活動に対する認識を深め、その意欲を高めるとともに自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心が高める機会とする。	
	147	公民館における青少年事業	青少年の健全な育成を図るため、子ども自身の企画・運営による子どもまつりや様々な体験教室、親子参加による事業等を実施する。	
	148	子ども・若者の意見を聴く機会の確保	こども基本法に基づき、子ども・若者に関わる施策の実施に当たり子ども・若者の意見を聴く機会を確保する。	6
	149	ホームタウンチーム等連携・支援事業	スポーツの振興やシティプロモーションの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、ホームタウンチームやホームタウンアスリートとの連携・支援事業の充実を図る取組を行う。	
⑨	150	生きものミニサロン	市立博物館周辺の自然観察や室内での生きものワークショップを実施する。	
⑨	151	くるくるとしょかん（子ども読書資料循環制度）	子どもがより多くの本に出会い、気軽に本に触れられるよう、図書館職員が選んだ絵本や紙芝居等の「おすすめ児童書セット」を、定期的に子どもの身近にある施設の間で循環させる取組を行う。	
⑨	152	電子書籍サービスの提供	身近なスマートフォンやタブレット端末等からWebサイト上で電子書籍を利用することができるサービス（電子書籍サービス）を提供する。学校と連携し、学校での学習活動や児童生徒の自宅等での学習に電子書籍サービスを活用してもらうよう取り組む。	
⑨	153	宇宙（そら）に飛び出せ！ 中央区こどもカレッジ事業	地域への関心や愛着を高めることを目的に、JAXA宇宙科学研究所や市立博物館といった中央区の特色ある施設と連携し、子どもを対象とした宇宙に関する体験型イベントとして令和3年度から開催しています。	

(3) 将来の就労や自立に関する意識を啓発し、子どもの職業観の育成を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	154	職業体験の受入れ	学校向けサービスの一環として、小学校高学年から高校生を対象に、図書館のカウンター業務や書架整理、本の装備及び汚破損の修理作業を体験する。	
★	155	農業体験学習の実施	小学校5・6年生が、もち米の田植えから刈り取りまでの農作業を体験し、その後収穫したもち米を使い、料理体験を行うなど、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深める。	
★	156	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営を大学生が行う。	163
★	157	職場体験支援事業	小学生及び中学生が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、大人の知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。	
	158	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援（相模原市子ども健全育成事業）	高校進学への促進や高校中退防止、将来自立していくために重要な学力や社会性を獲得するため、学習支援や進路相談、時節を捉えた行事の開催等を行う。	375

基本目標4 若者の希望する未来への歩みを支援する取組を推進します

(1) 就労や自立に関する意識を啓発し、就労に向けて支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	159	若年無業者・フリーター就労支援事業	若者サポートステーション等において、個別相談や各種講座、学びなおしプログラム、職場体験等を実施し、支援機関等と連携し、支援を行うことで、若年無業者等の職業的自立や社会参加に必要な能力を身に付ける支援を行う。	
★	160	ひきこもり支援ステーションの運営による支援の充実	ひきこもりに関する一時相談窓口としてひきこもり支援ステーションを運営し、本人、家族等の相談支援の充実を図る。	
	161	子ども・若者支援協議会の運営の充実	関係機関や団体等の連携を強化し、子ども・若者の社会的自立を促していくとともに、困難を有する子ども・若者やその家族に応じた相談体制や支援体制の充実を図る。	
★	162	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援（相模原市若者自立サポート事業）	居場所の提供を通じて、高校中退、不登校等様々な課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の獲得のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。	376
	163	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業	「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営を大学生が行う。	156

(2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえられるよう支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	164	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。	406 413
新 ★	165	結婚新生活・移住定住支援事業	少子化対策の推進及び本市への移住・定住の促進を図ることを目的として、新規に婚姻した世帯等を対象に、引越に係る費用の一部を補助する。	
新	166	「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施	結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえ、社会に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指し制定する「相模原市子育て応援条例」(令和7年4月施行予定)に基づき、社会全体で子育て世代を応援する気運の醸成に取り組む。	412 417
新 ★	167	認定取得企業支援事業	「子育てサポート企業」としての国の認定取得を目指す市内企業に対し、職場環境の整備や両立支援の取組等に要する費用を補助するとともに、アドバイザー派遣による伴走支援を行う。	408 414
	168	地域・職域連携推進事業	働き世代の健康づくり推進のため、地域・職域連携推進連絡会を設置し、健康づくりを通してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業場の増加を目指す。	

基本目標5 妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を推進します

(1) 妊娠に向けた支援の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	169	妊娠・生殖、不妊治療等に関する普及啓発	妊娠・生殖に関連した教育を実施し、不妊の予防、自己実現に向けた生活習慣、子どもを生き育てる意味について考える機会とする。	
★	170	不妊・不育専門相談	不妊・不育に悩む人が、電話又は面談で相談することにより、適切な情報を得ることや、悩みの軽減ができるように不妊カウンセラー等による相談を実施する。	
	171	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	男女が共に家事や育児を担えるよう、男女共同参画推進センターを中心に男性向けの育児講座等を開催するとともに、子育てガイド等を通じて情報提供を行う。	249 409
	172	思春期出前講座	思春期の子どもたちが、生命の大切さを再認識し、自己肯定感を育てるきっかけを作るとともに、思春期の特徴や性に対する正しい知識を得ることにより、将来を見通して意思決定する能力を高めることを目的に講義を行う。	282 410
新	173	大学等との連携による普及啓発事業の充実(妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて)	市内の大学に乳がん、子宮頸がん啓発のチラシ及び啓発ノベルティの配布を依頼する。また、はたちのついでポスター展示、啓発ノベルティを配布する。	283 411

(2) 妊娠、出産への支援の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	174	産婦人科急病診療事業	休日等における産婦人科急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。	
	175	助産施設入所の実施	経済的な理由等により、病院等での出産が困難な妊産婦に対して、助産施設において安全な出産のための支援を行う。	
	176	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。	
	177	母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発	母子健康手帳交付時や広報さがみはら、ホームページ等において、「母性健康管理指導事項連絡カード」の情報提供や周知を行う。	
★	178	妊婦健康診査事業 (医科/歯科)	妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、16回分の費用を助成し、妊婦の経済的負担を軽減する。また、口腔内状況が変化しやすく、口腔衛生を保つことが重要な妊娠中に、身体的負担の軽減を考慮した歯科検診など、受診しやすい環境を整備する。	
	179	マタニティオーラルセミナー(妊婦歯科教室)	妊婦を対象に、妊娠中の口腔内の疾患が赤ちゃんに及ぼす影響やその予防法、子どもの歯の健康についての講義、体験、歯科健康診査などを実施する。	
	180	妊産婦訪問指導事業	妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指導等を実施する。	214
★	181	ハロー・マザークラス (母親・父親教室)	主に初妊婦とその家族を対象に、妊娠、出産、育児に関する知識及び技術についての講義や仲間づくりを行う。	
★	182	利用者支援事業(こども家庭センター型)	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	192 217
	183	産婦健康診査事業	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後4週間など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。	
	184	産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。	215
	185	産前・産後サポート事業	日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人妊産婦等が通訳を介することにより、相談しやすい環境を整えるとともに、孤立感の解消を図る。	216 347
	186	妊娠・出産に関する相談窓口の周知	予期しない妊娠及び妊娠・出産に対する不安等について相談できる窓口を設置し、市内医療機関や相談機関等に周知媒体を配布する。	
	187	さがプリコ(電子母子健康手帳アプリ)	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信の実施や、市で開催する母子保健事業等へのオンライン予約サービスを実施する。	495
	188	さがみはら子育てきずなLINE事業	妊娠中の人や乳幼児の保護者が安心して出産や子育てができるよう、おなかの赤ちゃんや子育てに関するタイムリーな情報をLINEで配信する。	

No.	事業名	事業概要	再掲No.
189	継続看護連絡会	市と市内の母子に関わる継続看護を実施している医療機関が連携し、保健及び医療の円滑な推進を図り、市内全体の母子保健の向上を図るために会議を開催する。	
190	妊婦のための支援給付（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業経済的支援）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付（経済的支援）を実施する。	252 471
191	妊婦等包括相談支援事業（令和7年3月まで出産・子育て応援事業併走型相談支援事業）	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施する。	253

(3) 発育・発達に応じた支援の充実を図ります

No.	事業名	事業概要	再掲No.	
192	利用者支援事業（こども家庭センター型）	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	182 217	
193	未熟児訪問指導事業	出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。	218	
194	母子訪問指導事業	家庭訪問による指導が必要と認められるものに対し、妊娠、出産または発育、発達、育児等に関する保健指導を保健師、管理栄養士等が実施する。	219	
★	195	乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。	220 254
★	196	乳幼児健康診査未受診児対策	乳幼児健診のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。	221
	197	慢性疾患児等訪問指導事業	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児とその保護者に対し、療養状況に応じた支援を行う。	222
★	198	乳幼児健康診査事後指導教室	乳幼児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。	223 338
	199	乳幼児精密健康診査事業	乳幼児健診の結果、疾病や障害の疑いのある乳幼児に対して、専門医療機関において、精密健康診査を行い、疾病や障害の早期発見・早期治療を目指す。	
	200	就学時健診	翌年度に小学校及び義務教育学校へ入学予定の子どもの健康状態を把握するため、健康診断を実施し、保健上必要な勧告、指導を行い、適正な就学に資する。	
	201	かかりつけ医の普及	個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。	224
	202	予防接種事業	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、定期の予防接種を実施する。	

No.	事業名	事業概要	再掲No.
203	かんがる～歯科健診 (う蝕 ^{しよく} ハイリスク児 及び心身障害児歯科健 康診査)	幼児歯科健康診査等でう蝕 ^{しよく} ハイリスク児と判断された 児とその保護者又は心身に障害を持つ児とその保護者 に対し、歯科健康診査と歯科保健指導を実施する。	257
★	204 新生児聴覚検査事業	新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援 を行うために、スクリーニング検査に必要な費用を助成 する。	
205	先天性代謝異常等検査 事業	発症後は精神や運動能力障害など重篤な障害や生命の 危険がある先天的な疾患について、新生児のうちに検査 し、障害の発症を未然に防止する。	
★	206 小児医療費援護事業 (養育医療、育成医療、 小児慢性特定疾病)	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特 定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付す る。	461
207	母子保健相談 (電話・来所)	子どもとその保護者、妊産婦等へ健康・発達・育児など についての相談を行う。	231
208	乳幼児健康診査におけ る心理相談	発達等に心配のある児及び育児不安やストレスを抱え る保護者を対象に、1歳6か月児健診、3歳6か月児健 診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。	232
209	おやこひだまり相談室 (個別心理相談)	継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者に対し、心 理相談員等による相談を行い、子どもの発達促進及び育 児支援を行う。	233
210	ぴよぴよサロン (低出生体重児・乳児 等サロン)	児の運動発達や低出生体重等に関連する育児不安のあ る保護者が、他児や保護者同士の交流により、より良い 親子関係を育み、育児不安を軽減し、孤立した育児を防 ぐことを支援する。	234
211	ビーンズクラブ (多胎児支援教室)	多胎児の育児をしている家族や妊婦が育児の方法や情 報を交換し合うことで、不安を軽減し、孤立した育児を 防ぐことを支援する。	235
212	赤ちゃんを迎える家族 のための「ようこそ赤 ちゃんブックリスト」	心穏やかに赤ちゃんを迎えることができるよう、図書館 が選んだ妊娠・出産・子育てに役立つ本を紹介する。	
213	療育体制の充実	発達及び障害に関する相談・評価を行い、子どもの見立 てと保護者支援を行う。初期療育、機能訓練等を実施す る。	36 311

(4) 育児不安を軽減する支援の充実を図ります

No.	事業名	事業概要	再掲No.
214	妊産婦訪問指導事業	妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を 要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指 導等を実施する。	180
★	215 産後ケア事業	産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行 い、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するととも に、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家 族が健やかな育児ができるよう支援する。	184
216	産前・産後サポート事 業	日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人 妊産婦等が通訳を介することにより、相談しやすい環境 を整えるとともに、孤立感の解消を図る。	185 347

No.	事業名	事業概要	再掲No.	
217	利用者支援事業（こども家庭センター型）	各区子育て支援センターに専任相談員を配置し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	182 192	
218	未熟児訪問指導事業	出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。	193	
219	母子訪問指導事業	家庭訪問による指導が必要と認められるものに対し、妊娠、出産または発育、発達、育児等に関する保健指導を保健師、管理栄養士等が実施する。	194	
220	乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。	195 254	
221	乳幼児健康診査未受診児対策	乳幼児健診のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。	196	
222	慢性疾患児等訪問指導事業	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児とその保護者に対し、療養状況に応じた支援を行う。	197	
223	乳幼児健康診査事後指導教室	乳幼児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。	198 338	
224	かかりつけ医の普及	個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。	201	
225	親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（乳幼児むし歯予防教室）の開催	10か月～1歳2か月の乳幼児とその家族を対象に、むし歯予防についての講義、体験、実習などを実施する。	258	
226	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。	419	
227	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。	420	
★	228	保育所等における子育て広場事業の推進	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所等の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消する取組を推進する。	421
229	ふれあい親子サロン	子育て広場を実施していないこどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等による「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。	422	
230	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。	423	
231	母子保健相談（電話・来所）	子どもとその保護者、妊産婦等へ健康・発達・育児などについての相談を行う。	207	
232	乳幼児健康診査における心理相談	発達等に心配のある児及び育児不安やストレスを抱える保護者を対象に、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。	208	
233	おやこひだまり相談室（個別心理相談）	継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者に対し、心理相談員等による相談を行い、子どもの発達促進及び育児支援を行う。	209	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	234	ぴよぴよサロン (低出生体重児・乳児 等サロン)	児の運動発達や低出生体重等に関連する育児不安のある保護者が、他児や保護者同士の交流により、より良い親子関係を育み、育児不安を軽減し、孤立した育児を防ぐことを支援する。	210
	235	ビーンズクラブ (多胎児支援教室)	多胎児の育児をしている家族や妊婦が育児の方法や情報を交換し合うことで、不安を軽減し、孤立した育児を防ぐことを支援する。	211
	236	『ママの休み時間』 (育児支援教室)	育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱える「仲間に出会う場所」を提供し、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、児童虐待の予防を図る。	
	237	育児支援家庭訪問事業	子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、その家庭が安定して子どもを養育できるように訪問による支援を行う。	
	238	ブックスタート事業	赤ちゃんや保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援するため、4か月児健康診査に合わせて、絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。	431
	239	セカンドブック事業	親子の信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むとともに、更なる読書習慣へつなげることを目的に、2歳6か月児歯科健康診査通知に絵本の引換券を同封し、それを図書館等に持参した親子1組につき、絵本を1冊配布する。同時に図書館貸出登録とおはなし会等の読書活動を推進する事業を案内する。	
★	240	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全家庭に対し、家庭訪問により児の発育発達状況、養育者の心身の状況・養育環境等の把握や助言及び情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供する。	
	241	子育て支援に関する講座等の実施	図書館において子育て支援に関する様々な講座を開催し、保護者の育児をサポートするとともに関連資料の紹介を行う。	
	242	地域の子育て広場における講座の充実	地域の子育て広場において実施している講座の充実を図る。	259 446
	243	離乳食教室	はじめての子どもを持つ家族が、主に乳児期の食生活に関して必要な知識及び技術を習得する。	260
	244	母子栄養相談(母と子の 栄養相談)	管理栄養士又は栄養士が子どもとその保護者、妊産婦等へ栄養に関する助言及び指導を行う。	261
	245	子育て支援センターの 充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	10 35 370
	246	男女共同参画推進センター 女性相談事業	夫婦、家族等の人間関係の問題や、生活上の女性が抱える様々な悩みについて、電話や面接による相談を実施する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	247	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 44 315 371
	248	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。	281 382
	249	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	男女が共に家事や育児を担えるよう、男女共同参画推進センターを中心に男性向けの育児講座等を開催するとともに、子育てガイド等を通じて情報提供を行う。	171 409
	250	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。	425
⑨	251	こども誰でも通園事業の推進	0歳6ヶ月から満3歳未満の児童を対象として、保護者の就労要件等を問わず、月一定時間までの保育所等の利用を可能とする「こども誰でも通園事業」を推進する。	77
	252	妊婦のための支援給付（令和7年3月末まで出産・子育て応援事業経済的支援）	妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、妊婦のための支援給付（経済的支援）を実施する。	190 471
	253	妊婦等包括相談支援事業（令和7年3月まで出産・子育て応援事業併走型相談支援事業）	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施する。	191

基本目標6 将来を見据えた子どもの健康づくりにつながる取組を推進します

(1) 子どもの心と身体の健やかな成長への取組の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	254	乳幼児健康診査事業	乳幼児とその保護者に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種乳幼児健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。	195 220
	255	小児急病診療事業	休日、夜間等における小児急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。	
	256	子どもの事故予防対策	事故等から乳幼児を守り、子どもたちが安全に生活できるよう、事故予防啓発のパネル展示や物品を設置するとともに、健康づくりのイベントや講座を実施する。	
	257	かんがる～歯科健診（う蝕 ^{しよく} ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査）	幼児歯科健康診査等でう蝕 ^{しよく} ハイリスク児と判断された児とその保護者又は心身に障害を持つ児とその保護者に対し、歯科健康診査と歯科保健指導を実施する。	203
★	258	親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（乳幼児むし歯予防教室）の開催	10か月～1歳2か月の乳幼児とその家族を対象に、むし歯予防についての講義、体験、実習などを実施する。	225
	259	地域の子育て広場における講座の充実	地域の子育て広場において実施している講座の充実を図る。	242 446
★	260	離乳食教室	はじめての子どもを持つ家族が、主に乳児期の食生活に関して必要な知識及び技術を習得する。	243

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	261	母子栄養相談（母と子の栄養相談）	管理栄養士又は栄養士が子どもとその保護者、妊産婦等へ栄養に関する助言及び指導を行う。	244
	262	地域における食育の推進	相模原市食生活改善推進団体わかな会に事業を委託し、調理実習等を通じて食に関する知識の普及を行う。	
	263	認定こども園・幼稚園・保育所等における食育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所等における正しい食習慣の習得や栄養バランスの確保等、食育の推進を図る。	
	264	健康な生活に関する指導の充実	各校の食に関する指導が推進されるよう、食育担当者会の開催や市内栄養教諭が食育推進について検討する食育推進プロジェクト会議、栄養教諭を中核としたネットワークグループ協議会を開催し、各校の食育推進の支援を図る。	
★	265	幼児の良い生活習慣普及啓発事業	おおむね0歳から就学前の幼児とその保護者を対象に、子どもの肥満や生活習慣病予防を目的に、子どもの食生活に関する講座や体験を実施する。	
	266	児童生徒の健康診断	学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。	
	267	学校歯科巡回指導	市内小学校・義務教育学校の2、5年生を対象に、歯科衛生士が学校を巡回し、歯科保健指導を行う。	
⑨	268	禁煙ポスターの配布	世界禁煙デーポスターを公民館や公園のほか、乳幼児健診の来所者をターゲットに来所者の動線上に掲示する。庁内関係課・機関で受動喫煙防止のポスターを掲示する。	
⑨	269	世界禁煙デー等における普及啓発事業の実施	世界禁煙デー及び世界COPDデーにおいて、横断幕設置、パネル展示、広報紙への掲載、庁内放送による禁煙の啓発等を実施する。	

(2) 子どもが自身の健康や成長を意識できる取組の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	270	HIV/エイズ等の相談・検査事業	HIV/エイズ・性感染症に関する相談やHIV等の抗体検査を行う。	
	271	HIV/エイズ・性感染症予防対策事業	HIV/エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。	
	272	「性に関する指導の手引き」の活用及び改訂と性に関する指導の推進	各学校で共通理解を図りつつ教育活動全体を通じて、性に関する指導の啓発を進めるとともに改訂した「性に関する指導の手引き」の周知を図る。	
	273	薬物乱用防止対策事業	低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、薬物乱用防止に関連する地域の団体と連携し、啓発活動を実施する。	
	274	喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の推進	薬物乱用防止教室について、中学校においては全校実施、小学校においては地域の実態に応じ開催に努めることを周知し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	
	275	青少年・教育相談事業	不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。	22 38
	276	ヤングテレホン相談の実施	青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。	39

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	277	思春期相談	思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。	40
	278	学校支援体制の充実	青少年教育カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置を充実し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。	41
	279	相談指導教室事業	様々な要因（主に心理的な要因）により登校が困難な児童生徒を対象に、小集団での対人関係づくりや学習活動を行い、個々の状況に応じた学校復帰や社会的自立を目指す。	42
	280	相談指導教室ボランティアの活用	大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。	32 43
	281	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。	248 382
★	282	思春期出前講座	思春期の子どもたちが、生命の大切さを再認識し、自己肯定感を育てるきっかけを作るとともに、思春期の特徴や性に対する正しい知識を得ることにより、将来を見通して意思決定する能力を高めることを目的に講義を行う。	172 410
⑨	283	大学等との連携による普及啓発事業の充実（妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて）	市内の大学に乳がん、子宮頸がん啓発のチラシ及び啓発ノベルティの配布を依頼する。また、はたちのついでポスター展示、啓発ノベルティを配布する。	173 411
⑨	284	デートDV防止の取組	デートDV（恋人間の暴力）に対する正しい知識の習得、予防啓発、相談窓口の周知を図るため、市内中学校3年生にデートDV防止カードを配布する。	
	285	受動喫煙防止教育の実施	健康づくり普及員連絡会に事業を委託し、教育と普及啓発を実施する。	

基本目標7 さまざまな状況にある子どもや家庭を支援する取組を推進します

(1) ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	286	保育所等の利用調整	入所申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、利用調整に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	
	287	児童クラブ入会の選考	入会申込みをしたひとり親家庭の子どもについて、入会審査に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	
	288	市営住宅入居者の選考	入居申込みの資格を有する子育て世帯について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	
	289	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の生活環境の大きな変化や病気等の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の手助けを行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	290	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。	356
	291	就学援助費の交付	経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	384 462
	292	ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	ひとり親家庭等施設利用証（本市）や母子福祉入場優待証（神奈川県）を発行し、施設使用料の優待を行う。	
	293	無料職業紹介事業	求職中のひとり親家庭の父母や寡婦に対し、相模原市総合就職支援センターにおいて、キャリアカウンセリング及び求人開拓により集めた求人情報を元にした職業紹介を行う。	
★	294	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。	457
	295	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	388 458
	296	特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、JR通勤定期を購入する際に割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。	
★	297	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。（所得制限あり）	455
	298	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（所得制限あり）	452
	299	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	456
★	300	ひとり親家庭に対する支援制度の周知の充実	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、インターネットの活用により、周知方法を充実する。	
	301	ひとり親家庭相談の充実	相談員が、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援等の相談に応じ、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや就業相談も行う。	
	302	養育費支払や面会交流の実現に向けた広報・啓発活動の推進	養育費の支払（確保）や親子交流について、インターネットの活用等により、周知を図る。	
	303	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。	387
	304	生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行う。	
	305	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。	381
	306	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。	378

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	307	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者（生活保護受給者は除く）の自立を促進するため、対象者の生活状況・ニーズに応じ個々の自立支援計画書を策定し、就職支援センターやハローワークと連携を図りながら継続的な自立就労支援を行う。	
	308	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。（上限額あり）	380 459
⑨	309	公正証書等作成支援補助金の支給 ※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用等を補助する。	468
⑨	310	養育費保証促進補助金の支給 ※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を補助する。	469

(2) 配慮が必要な子どもや子育て当事者を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	311	療育体制の充実	発達及び障害に関する相談・評価を行い、子どもの見立てと保護者支援を行う。初期療育、機能訓練等を実施する。	36 213
	312	障害児入所・通所給付費等の支給	障害児の能力や可能性を伸ばし、将来自立した生活を送ることができるよう、通所及び入所支援等を利用した場合、その費用を支給する。	
	313	障害児者介護給付費等の支給	障害児が居宅介護、日中活動系サービス、短期入所等の障害福祉サービスを利用した場合、その費用を支給する。	
	314	発達障害支援センターの運営	発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。	37
	315	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 44 247 371
★	316	市立児童発達支援センターの運営	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であり、就学前の発達に遅れのある子どもの通所施設として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供、また、家族、指定障害児通所支援事業者等に、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。	65
⑨	317	民間児童発達支援センターの運営支援	各区における児童発達支援センターの運営支援及び技術支援を行う。	66
	318	要医療ケア障害児在宅支援事業	医療的ケアを要する重症心身障害児等が在宅で生活するために必要な支援を行う。	
	319	「福祉のしおり」の発行	障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。	
	320	障害福祉相談員の配置	障害のある人及びその家族の生活等の相談に応じるため、障害福祉相談員を配置し、必要な助言を行う。	
	321	身体障害児者補装具費の支給	身体障害児の日常生活の向上を図るために必要な補装具を購入及び修理するための費用を支給する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	322	障害児者日常生活用具 給付等事業	障害児の日常生活を容易にするため、障害のある人が使いやすいように作られた日常生活用具の給付等を行う。	
	323	軽度・中等度難聴児補 聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成する。	
	324	障害児訓練器具等購入 費助成事業	身体障害又は知的障害のある児童に対し、訓練器具、介 助用具及び生活補助器具の購入費を助成する。	
	325	障害児者入浴サービス 事業	在宅において入浴が困難な重度障害児に対して、訪問に よる入浴サービスを提供する。	
	326	日中一時支援事業	障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとと もに、保護者の養育負担の軽減を図る。	113
	327	住宅設備改善費の助成	在宅の重度障害児が居宅内の住宅設備を障害に適する ように改善するための経費を助成することにより、在宅 生活を容易にする。	
	328	自動車燃料費の助成	在宅の重度障害児等が自動車を利用する場合に、その燃 料費の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏 の拡大を促進する。	
	329	福祉タクシー利用料の 助成	在宅の重度障害児等がタクシー等を利用する場合に、そ の料金の一部を助成することにより、社会参加及び生活 圏の拡大を促進する。	
	330	移動支援事業（ガイド ヘルプサービス）	屋外での移動に困難がある障害児について、地域での自 立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための 支援としてガイドヘルプサービス費を給付する。	
	331	送迎支援等の検討	自らの力で通学が困難な児童生徒の現状把握と福祉 サービスの活用を含めた移動手段の確保の検討をする。	
	332	重症心身障害児者訪問 看護支援事業	在宅の重症心身障害児を対象に、医療サービスで実施す る訪問看護に連続して福祉サービスによる訪問看護を 実施する。	
	333	自立支援医療（育成医 療）の給付	身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に 効果が期待できる障害児に対し、医療費を給付する。	
	334	障害児福祉手当の支給	在宅の20歳未満の最重度障害児で、日常生活に常時の 介護を必要とする者に対し、手当を支給する。	
	335	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20 歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給す る。	460
	336	重度障害者の医療費の 助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医 療費を助成する。	453
	337	障害者歯科診療事業	相模原市歯科医師会が行う相模原口腔保健センターを 活用した障害児（者）への歯科診療に対し助成する。	
	338	乳幼児健康診査事後指 導教室	乳幼児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とそ の保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実 施する。	198 223
★	339	支援保育の推進	認定こども園・幼稚園・保育所において、園児一人ひと りの発達に合わせた保育を展開するために、受入体制の 整備や事業実施施設の拡充を図るとともに、支援保育の 助成制度及び保育者等に対する研修を充実させる。	57
	340	支援教育の推進	「相模原市教育振興計画」に基づき、一人ひとりの教育 的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。	82
	341	初期療育サロン	各区子育て支援センターにおいて、短期間の小グループ での療育を通して、子どもの見立てと保護者支援を行 う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	342	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、その保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	467
	343	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。	75 373
	344	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	医療的ケア児等に対する切れ目のない支援が行えるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設け、支援体制の充実及び市域の課題について検討する。	
	345	発達障害児等保護者支援の充実	幼児期から学齢期の発達障害児等の保護者を対象に、子育てや子どもとの関わり方等についての講座等を企画・開催し、保護者支援の充実を図る。	
⑨	346	ヤングケアラー等に対する支援	ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	

(3) 多様な文化的背景を持った子どもとその家庭を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	347	産前・産後サポート事業	日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人妊産婦等が通訳を介することにより、相談しやすい環境を整えるとともに、孤立感の解消を図る。	185 216
	348	通訳、翻訳ボランティアの派遣等	さがみはら国際交流ラウンジの登録ボランティアを福祉や医療の現場で必要とされる通訳・翻訳業務に派遣する。	
	349	国際交流ラウンジ事業	外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、ボランティア活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」の充実を図る。	
	350	外国人懇話会の開催	住みよいまちづくりを推進するため、市内に暮らす外国人市民と市が語りあい、多様な意見をまちづくりに反映する取組を進める。	
★	351	外国人相談の実施	外国人市民を対象にした市民相談、法律相談、在留手続相談を行う。	
★	352	海外帰国及び児童生徒教育の推進	海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。また、拠点校方式による日本語指導体制の構築などの充実を図る。	81
★	353	「くらしのガイド」外国語版の作成	市内在住外国人支援の一環として、暮らしに必要な情報を提供するため、「くらしのガイド」を多言語で作成し、市ホームページに掲載する。	

(4) 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭を支援します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	354	配偶者暴力相談支援センター事業	DV被害者の支援を目的とした相談や自立に向けた支援等を行う。	
★	355	こども家庭相談事業	相談員が、家庭における乳幼児の養育及び療育に関する相談や困難な問題を抱える女性からの相談等に応じ、専門的技術に基づく援助を行う。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	356	母子生活支援施設への入所	地域での自立した生活が困難な母子世帯等に対し、母子生活支援施設において母子保護を実施し、家庭の課題に応じて養育や就労等の支援を行う。	290
	357	面前DVによる子どもへの影響に対する支援	児童虐待とDVの特性や、これらが相互に重複して発生していることを踏まえ、関係機関における連携を強化し、適切な支援を図る。	14

(5) 社会的養育体制の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	358	子どもの権利擁護の推進	社会的養護を必要とする子どもについて、被措置児童等虐待の防止や適切な対応を行うとともに、「子どもの権利ノート」や「意見表明等支援事業」により、権利侵害や困り事への対応や自らの意見を表明することを支援する。	
	359	地域支援の充実	地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援の充実を図る。	8
	360	母子生活支援施設における支援の充実	母子生活支援施設における専門性の向上を図る取組の実施などにより、支援体制の充実を図る。	16
	361	一時保護機能の充実・強化	一人ひとりの子どもの状況に応じて、適切な一時保護を行うため、一時保護の環境整備や体制の充実・強化を図る。	17
	362	家庭支援の充実	社会的養護を必要とする子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するとともに、養育環境に課題を抱える居場所のない児童に対し、学習サポートを行うなど、支援の充実を図る。	18
	363	里親制度の普及啓発	市民に対する里親制度の普及啓発を通じ、新たな里親を開拓するため、里親会や民間フォスタリング機関などと連携し、広報啓発活動の充実・強化を図る。	
★	364	里親委託等の推進	里親委託等を推進するため、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設を促進するとともに、民間フォスタリング機関と連携し、里親等に対する支援の充実や里親支援を推進するための体制の構築を推進する。	
★	365	児童養護施設等の小規模化・地域分散化	児童養護施設等で生活する子どもに対し、できる限り良好で家庭的な環境での養育を行うため、児童養護施設等の小規模グループケア化及びグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の整備を実施する。	
	366	児童養護施設等の高機能化・多機能化	児童養護施設等での専門的ケアの充実に向け、高機能化を促進するとともに、地域における社会的養育の強化を図るため、児童養護施設等の機能を生かした地域支援や在宅支援の実施を検討し、施設の多機能化を図る。	
★	367	児童心理治療施設の整備	心理的なケアを必要とする子どもに対し、心理治療など専門的なケアと養育を行うため、児童心理治療施設の整備等に向け、具体的な検討を進める。	
	368	自立支援の充実	社会的養育により育った子どもに対し、地域社会での自立に向けた支援を行うため、児童自立生活援助事業所の開設を促進するとともに、社会的養護自立支援事業により、自立に向けた生活支援等の充実を図る。	

No.	事業名	事業概要	再掲No.
369	身元保証人確保対策事業	児童養護施設、母子生活支援施設等に入所している者、里親に委託されている者等の施設等の退所後の生活に際し、社会的な自立を促進するために必要な身元保証人を確保することを目的として、被保証人の損害保険契約にかかる保険料を助成する。	
370	子育て支援センターの充実・強化	妊娠・出産・産後・子育て期における様々な相談やニーズに対して、母子保健・児童福祉の両機能の専門性を活かし、連携・協働することにより、妊産婦・乳幼児の健康保持・増進に関する支援と、妊産婦を含む子育て家庭の福祉に関する支援を切れ目なく実施する。 併せて、地域資源の把握・開拓を進め、関係機関の連携を強化することにより、地域の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。 ※子育て支援センターは、児童福祉法におけるこども家庭センターのこと	10 35 245
371	児童相談所体制の充実・強化	児童福祉法や国の対策に基づいて、児童福祉司及び児童心理司等の職員の配置、研修の実施などの人材確保・育成により、児童相談所の体制及び専門性の強化を図る。	19 44 247 315
372	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の運営	児童相談所による措置等に関して、より専門的な調査・審議を行うため、同部会を運営し、児童相談所の専門性の向上を図る。	
373	児童福祉施設等指導監査の実施	児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査し、必要な指導助言を行う。	75 343

(6) 子どもの貧困対策を推進します

No.	事業名	事業概要	再掲No.
374	子どもの居場所創設サポート事業	子ども食堂、無料学習支援など地域住民等による団体が実施している子どもの居場所づくりの取組に対して、実施団体が活動しやすい環境づくりを進め、子どもの居場所の充実を図る。	124
375	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子ども学習支援（相模原市子ども健全育成事業）	高校進学促進や高校中退防止、将来自立していくために重要な学力や社会性を獲得するため、学習支援や進路相談、時節を捉えた行事の開催等を行う。	158
376	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援（相模原市若者自立サポート事業）	居場所の提供を通じて、高校中退、不登校等様々な課題を抱える若者に対して、学びなおしや社会性の獲得のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。	162
377	学力保障推進事業	次世代の担い手である子どもたちが自分の人生を切り開くことができるよう、本市で課題が見られる基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組の推進を図る。	93
★	ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援のため、家庭教師を派遣する。	306
379	基本的な生活習慣の確立に向けた取組	基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習習慣を定着させるため、出前授業の開催や学習習慣の指導、保護者へのチラシ等での周知など重要性を認識してもらう取組を行う。 特に、スマートフォンやゲーム、インターネットの長時間使用の改善に向けた取組を充実する。	94

No.	事業名	事業概要	再掲No.
380	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)	308 459
381	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施し、自立の促進や生活の向上を図るため訪問による相談を行う。	305
382	青少年相談センターの相談機能強化	子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、課題解決に向けた支援を充実するため、相談機能の強化を図る。	248 281
383	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う(令和8年度に全員喫食に移行予定)。	466
★	就学援助費の交付	経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	291 462
385	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	464
★	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	465
387	養育費等法律相談事業	ひとり親家庭等が離婚等に伴って生じる養育費等をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を無料で実施する。	303
388	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	295 458

基本目標8 子育てに対する社会の理解を広める取組を推進します

(1) 性別を問わず、仕事と子育ての両立ができる環境整備に取り組みます

No.	事業名	事業概要	再掲No.
389	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援するため、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。	433
390	子育て短期支援事業	保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う。 また、親子で利用することにより、適切な親子関係を学ぶ機会とし、相談支援、保護者のエンパワメント支援を行う。	
391	延長保育の拡充	保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所等で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。	56
392	さがみはら休日一時保育事業の推進	休日における保護者の多様な保育ニーズに対応するため、「さがみはら休日一時保育事業」を推進する。	58

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	393	夜間保育の実施	保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を実施する。	59
★	394	病児・病後児保育の推進	子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病児・病後児保育事業を推進する。	60
★	395	公立保育所・認定こども園の保育環境の確保と保育サービスの充実	「公立特定教育・保育施設のあり方に関する基本方針」に基づき、公立保育所及び認定こども園の適正な規模や配置、老朽化対策を行うとともに、サービスの充実を図る。	70
	396	保育所の新設による受入れの拡大	保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。	61
	397	保育所等の定員の確保	認定こども園等への移行や既存施設の定員変更などにより、保育ニーズに対応した保育定員を確保する。	62
	398	認定保育室の活用	保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。	63
	399	認定こども園の設置促進	幼保連携型・幼保連携型以外の認定こども園の設置促進を図る。	48
	400	地域型保育事業の促進	小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営に対する支援を行う。	49
	401	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。	415
	402	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の促進	幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。	50
★	403	公立児童クラブ運営体制等の充実	児童クラブの役割を踏まえた育成支援の内容等について、利用者や学校、地域、関係機関と連携して情報交換や情報共有を図るとともに、特別な配慮を必要とする児童を含む全ての児童が安心して過ごすことができるよう、専門的知識や指導技術等を習得するための研修の充実を図る。また、公立児童クラブの安定的な運営と質の向上に向けて、適正な育成料や減免制度、開設時間等について検討を行う。	109
	404	公立児童クラブの再整備及び改修	待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。	110
	405	民間児童クラブの支援	民間児童クラブの運営事業者に対し、運営費等の一部を補助するとともに、新規参入の促進と連携に向けて支援を行う。	111
	406	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。	164 413
	407	保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）の配置	子育て家庭の個別のニーズに合わせて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や各種の保育サービスなどを円滑に利用できるよう、すくすく保育アテンダントが相談や情報の提供・支援を行う。	47
㊦	408	認定取得企業支援事業	「子育てサポート企業」としての国の認定取得を目指す市内企業に対し、職場環境の整備や両立支援の取組等に要する費用を補助するとともに、アドバイザー派遣による伴走支援を行う。	167 414

(2) 家事や子育てを性別を問わずに担う意識を醸成します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	409	男女が共に仕事と生活を両立できる環境づくり	男女が共に家事や育児を担えるよう、男女共同参画推進センターを中心に男性向けの育児講座等を開催するとともに、子育てガイド等を通じて情報提供を行う。	171 249

(3) 次代の親の育成に取り組めます

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	410	思春期出前講座	思春期の子どもたちが、生命の大切さを再認識し、自己肯定感を育てるきっかけを作るとともに、思春期の特徴や性に対する正しい知識を得ることにより、将来を見通して意思決定する能力を高めることを目的に講義を行う。	172 282
⑨ ★	411	大学等との連携による普及啓発事業の充実 (妊娠前の若い世代に対する性感染症予防や子宮頸がん予防などについて)	市内の大学に乳がん、子宮頸がん啓発のチラシ及び啓発ノベルティの配布を依頼する。また、はたちのついでポスター展示、啓発ノベルティを配布する。	173 283

(4) 子どもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
⑨ ★	412	「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施	結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえ、社会に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指し制定する「相模原市子育て応援条例」(令和7年4月施行予定)に基づき、社会全体で子育て世代を応援する気運の醸成に取り組む。	166 417
	413	仕事と家庭の両立支援事業	仕事と子育ての両立に向けた講座の実施や家庭に優しい取組をしている市内企業に対する表彰を行い、ワーク・ライフ・バランスに配慮した社会環境づくりに向けた啓発を行う。	164 406
⑨	414	認定取得企業支援事業	「子育てサポート企業」としての国の認定取得を目指す市内企業に対し、職場環境の整備や両立支援の取組等に要する費用を補助するとともに、アドバイザー派遣による伴走支援を行う。	167 408
★	415	事業所内保育事業の促進	地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。	401
	416	院内保育事業	医師・看護師等の定着・確保を図るために、病院に勤務する医師・看護師等の乳幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。	

基本目標9 地域社会で子どもの成長を支えるしくみづくりを推進します

(1) 地域で子育てを応援し、支える気運を高めます

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
⑨	417	「相模原市子育て応援条例」に基づく各種取組の実施	結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえ、社会に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てすることができる社会の実現を目指し制定する「相模原市子育て応援条例」(令和7年4月施行予定)に基づき、社会全体で子育て世代を応援する気運の醸成に取り組む。	166 412
★	418	子育て応援パスポート事業(子育て応援店事業)	子育てを応援する市内事業所等が子育て応援等に取り組みやすい仕組みを整備し、社会全体で子育てを応援する気運を醸成し、子育てしやすい環境づくりに寄与する。	

(2) 親子交流の場の提供や情報提供、相談の実施等、地域における子育て支援を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	419	子育て広場の拡充	主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。	226
	420	地域子育て支援拠点事業	いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。	227
	421	保育所等における子育て広場事業の推進	子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所等の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消する取組を推進する。	228
	422	ふれあい親子サロン	子育て広場を実施していないこどもセンター等を活用し、保健師、保育士、主任児童委員、子育てサポーター等による「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。	229
	423	子育てサロンの設置促進	子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。	230
	424	地域の子育て活動の支援	保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに、子育てに関する不安の解消や育児に関する知識を高める活動等を実施する。	
	425	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。	250
	426	一時保育の拡充	保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭等に、子どもを一時的に預かる事業(一時保育)の拡充を図る。	55
	427	中学校部活動支援事業	生徒がより専門的な指導を受けられるよう「部活動技術指導者」を派遣するとともに、単独での指導や引率が可能な「休日等部活動指導員」を配置し、生徒の活動機会と教員の負担軽減を図る。	
	428	青少年指導委員活動の推進	青少年団体の指導育成や地域社会における青少年活動を推進するため、青少年指導委員の資質の向上を図る。	
	429	スポーツ推進委員活動の推進	スポーツ講習会や大会の企画・運営等、地域におけるスポーツを振興するため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	430	地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり	幼稚園等における子育て相談や園庭・園舎の開放、未就園児の親子登園、情報提供等、幼稚園等が行う地域における子育て支援を促進する。	
	431	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介して豊かな親子関係を築くことができるよう支援するため、4か月児健康診査に合わせて、絵本の読み聞かせ体験及び絵本の配布を行う。	238
	432	みどりの少年団の育成	みどりに関する学習活動、奉仕活動及びレクリエーション活動を行う「みどりの少年団」に対し、その活動を支援する。	
★	433	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭を地域で支援するため、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する。	389
★	434	さがみはら子育て支援者ネットワーク事業（地域子育て支援事業）	子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。	
	435	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の協働運営	市民や企業からの寄附金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンド」の協働運営を行い、市民が自主的に行う社会貢献活動を支援する。	
	436	コミュニティビジネスの普及・推進	コミュニティビジネス（※）の普及・促進を図る活動として、支援サイトの運営や相談会を実施する。 ※子育て支援に関わるものを含めた地域課題やニーズをビジネスの手法（有償サービス）により解決・実現していく取組。	
	437	ファミリー・サポート・センター事業の援助会員の研修の充実	子育て家庭を地域で支援することを目的として組織したファミリー・サポート・センター事業の援助会員に対する研修の充実を図る。	
	438	子育てサポーターの育成	地域の支え合いと市民とのパートナーシップにより、地域における子育て支援を実施するために、「子育てサポーター」を育成するとともに、活動の促進を図る。	
	439	コミュニティ・スクール推進事業	地域と学校がビジョンを共有しながら連携・協働して教育活動を行う「地域とともにある学校づくり」を実現させるための仕組みであるコミュニティ・スクールを推進する。	
	440	地域の子育て広場の連携の強化	市内で実施している地域の子育て広場に携わる団体やスタッフと行政の連携を図る。	
	441	地域学校協働活動の推進	地域と学校が目標を共有し、パートナーとして連携・協働しながら社会全体で子どもたちを育むため、地域の様々な団体等と連携しながら、地域学校協働活動を推進する。	
新	442	包括的支援体制の整備	介護と育児のダブルケアやヤングケアラーなどの個人や世帯が抱える複合化・複雑化した多様な問題に対応できるように、【包括的な相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の3つの支援を一体的に実施し、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。	46 125
	443	健康づくり普及員活動の推進	地域における子育て支援を実施するために、「健康づくり普及員」を養成するとともに、活動の促進を図る。	

(3) 子育てに関する情報提供及び学習機会の充実を図ります

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	444	副読本教材等の発行	児童生徒の学びや家庭教育を支援するために、各種教育に関わる副読本教材を発行し、各小中学校の児童生徒へ配布する。	
	445	子どもの発達を理解するための講座の実施	子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげたり、子どもを取り巻く大人の理解を深めるための講座を実施する。	
★	446	地域の子育て広場における講座の充実	地域子育て支援拠点において実施している講座の充実を図る。	242 259
	447	家庭教育についての学習機会の提供	家庭教育について保護者への啓発や地域での理解を促進し、家庭や地域での教育力向上を図るため、相模原市PTA連絡協議会と連携した学習会や公民館での講座などを実施する。	
★	448	育児情報提供環境の充実	子育て家庭がいつでも子育てに関する情報を取得できるよう市ホームページ等による情報提供の充実を図る。	
	449	広報誌「てんとうむし」の発行	広報誌「てんとうむし」を通じて、青少年の問題行動への対応の仕方や予防的な取組の在り方等について、広く市民や学校関係者の啓発を図る。	
★	450	「子育てガイド」の発行	子育て家庭を支援するため、妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報から各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談の情報等を一元的に掲載した「子育てガイド」を発行する。	

基本目標10 安心して暮らせる安全でやさしいまちづくりを推進します

(1) 子育て家庭への経済的支援に取り組みます

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	451	子どもの医療費の助成	子どもの健康の保持及び保護者の経済的負担を軽減するため、高校生世代までの医療費を助成する。(高校生世代は所得制限あり)	
	452	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。(所得制限あり)	298
	453	重度障害者の医療費の助成	重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。	336
★	454	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る観点から、18歳に到達した後の最初の3月31日までの児童を養育している者に「児童手当」を支給する。	
	455	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)	297
	456	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	299

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	457	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。	294
	458	高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	295 388
	459	ファミリー・サポート・センター事業におけるひとり親家庭に対する利用料の半額免除	ひとり親家庭等の自立支援の促進、育児負担・経済的負担の軽減のため、ファミリー・サポート・センター事業の利用料を半額免除する。(上限額あり)	308 380
	460	特別児童扶養手当の支給	精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。	335
	461	小児医療費援護事業 (養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病)	入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。	206
	462	就学援助費の交付	経済的理由により義務教育に伴って必要な経費の支出が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	291 384
新	463	物価高騰に伴う学用品の保護者負担の軽減	家庭で負担している学用品のうち、使用期間が比較的短い、家庭に持ち帰って使用する機会が少ない等、各自で用意する必要があるものかどうか精査し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る。	
	464	岩本育英奨学金事業	学術優秀にもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	385
	465	給付型奨学金事業	学習意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等における修学が困難な生徒の修学を奨励するため、返還不要の奨学金を給付する。	386
	466	中学校における昼食の支援	家庭の事情などにより、昼食を用意できない生徒に対し、生活の安定化を図り、学習環境を整えることを目的として、デリバリー給食の提供による支援を行う。	383
	467	特別支援学級就学奨励費の交付	特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、その保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助する。	342
新	468	公正証書等作成支援補助金の支給 ※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用等を補助する。	309
新	469	養育費保証促進補助金の支給 ※モデル事業	ひとり親家庭の親に対し、保証会社と養育費保証契約を締結した際の本人負担費用を補助する。	310
新 ★	470	子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助事業	本市への移住・定住の推進及び中古住宅の流通を図ることを目的とし、子育て世帯等が中古住宅を購入する際に要する費用の一部又は、子世帯が親世帯と同居するために親世帯が所有する住宅を改修する際に要する費用の一部を補助する。	
	471	妊婦のための支援給付 (令和7年3月末まで 出産・子育て応援事業 経済的支援)	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援を実施する。	190 252

(2) 事故、犯罪・災害から子ども・若者を守り安全に暮らすことができる取組を推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	472	交通安全教室の開催	防犯交通安全指導員が、横断の仕方、自転車の正しい乗り方、信号機の見方等を指導し、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。	
	473	安全・安心パトロール	毎月20日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において、安全・安心パトロールを実施し、交通安全に努める。	
	474	鹿沼児童交通公園の活用	一般道路と同一の形態となっている園内で、交通知識や交通マナーの習得のため、来園者に遊具の貸出しを行う。	
	475	交通安全母の会への支援	相模原市交通安全母の会連合会及び10地区の交通安全母の会に対して助成を行う。	
★	476	就学前児童の交通安全対策の推進	保育所等と関係機関が連携し、就学前児童等が日常的に集団で移動する経路等の点検や交通安全教室等により、就学前児童の安全性の確保・向上を図る。	
★	477	通学路における交通安全対策の推進	通学路交通安全プログラムに基づき、市民、地域団体、警察、事業者、行政機関等が協力し、通学路における安全対策の改善を行い、安全性の確保を図る。	
⑨	478	スクールガード・リーダーの配置	通学路の点検や見守り活動者への支援、安全対策に関する学校への助言を行うため、交通安全に関する専門的な知識を持ったスクールガード・リーダーを配置する。	
	479	街区公園等における遊具の安全点検及び改修事業	街区公園等における遊具の事故を未然に防ぐため、国が定めた指針に基づき、有資格者等による安全点検を行うとともに、遊具の補修や更新を行う。	
	480	防犯講習会	防犯交通安全指導員が、犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、犯罪にあわないための知識や、不審者への対策などについて防犯講習会を実施する。	
	481	防犯活動団体の支援	防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪のない明るい社会の実現に向け、防犯協会を中心とした防犯活動団体を支援する。	
	482	防犯活動物品購入支援事業補助金の交付	子どもの見守りを含め、地域の防犯パトロール等を行う自治会等の団体に対し、防犯活動物品購入支援事業補助金を交付し、市民の自主防犯活動を支援する。	
	483	防犯灯の設置及び維持管理	夜間における犯罪を防止し、市民の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。	
	484	こども110番の家の設置	子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになったときに、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。	
	485	走るこども110番の家の設置	市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。	
	486	監視カメラ、センサーライトの維持・管理	不審者の侵入を未然に防ぐため、全小学校校門付近に向けて設置された監視カメラ等を継続的に維持・管理していく。	
	487	安全・安心メールによる情報提供	「安全・安心メール」により犯罪情報や不審者情報等を電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信する。	
	488	学童通学安全指導員の配置	登下校時における児童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。	
	489	学校安全活動団体設立支援事業	児童生徒の安全確保に係る地域の取組を支援するため、小学校を中心として地域住民が主体となった子ども安全見守り活動団体の活動に対し助成する。	

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
⑨	490	ながら見守り活動の普及	登下校時間帯に合わせて買物などに出かける、通学路を中心に犬の散歩をするなど、時間と場所を工夫して、何かをしながら登下校中の児童を見守る、ながら見守り活動の普及に努める。	
	491	子ども安全教室	子どもがいじめ・虐待・誘拐などの様々な暴力から、自分自身を守るための身に付けてほしい内容を厳選した「子どもの安全教室」を活用することにより、自分を大切にする気持ち（自己肯定感からの人権意識）を育てるとともに、自らの身を守るための基本的な考え方や行動を習得させる。	21
	492	防犯ブザーの支給	登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、防犯ブザーを支給する。	
	493	保育所等における災害対策の推進	各施設が作成する防災及び災害対応マニュアル等を活用し、園児の保護、引渡しを、円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。	
	494	児童厚生施設等における災害対策の推進	市や事業者が作成する非常災害に対する計画やマニュアル等を活用し、児童クラブ等における児童の保護、引渡しを、円滑、的確に実施できるよう、必要な準備等を推進する。	
	495	さがプリコ（電子母子健康手帳アプリ）	紙媒体の母子健康手帳と併用して、電子母子健康手帳アプリケーションを用いた子どもの健診結果や予防接種歴等の記録を補助的にクラウドで保存し、アプリケーション機能を利用した情報発信の実施や、市で開催する母子保健事業等へのオンライン予約サービスを実施する。	187
★	496	災害時の安全確保	児童生徒が災害時において危険を認識し、自らの安全を確保するための自助意識、地域を守る担い手としての共助意識の育成を図るため、防災教育を実施し、災害や防災に関する基本的知識の習得を図る。	

(3) 誰もが安心して過ごすことができる空間づくりなど、人にやさしいまちづくりを推進します

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
★	497	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」や県の「みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようデザインするユニバーサルデザインの考えを普及・啓発する。	
	498	木もれびの森づくり事業	「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、自然環境に配慮した森の適正な維持管理を進めるとともに、自然とのふれあいの場等として有効に活用する。	
	499	市民ふれあいの森づくり事業	市街地に残る良好な緑地を「市民緑地」及び「市民ふれあいの森」等として指定し、市民等と協議して効果的に保全・活用を行う。	
	500	市民の手による街区公園・緑道の美化推進	地域への愛着や関心、市民同士の交流を深めるため、自治会や子ども会等市民が主体的に、街区公園や緑道の清掃・除草や花壇の整備等を行う。	
★	501	都市公園の整備推進及び子育て応援公園改修事業	子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。また、子育て世帯のニーズへ対応するため、利用しやすく、魅力的な子育て応援公園の改修・更新を進める。	121

	No.	事業名	事業概要	再掲 No.
	502	都市公園のバリアフリー化等の推進	都市公園において、妊婦、子ども及び子ども連れの人が使いやすいように、段差の解消等、公園施設のバリアフリー化を図る。また、公園内の見通しを良くするなど、防犯に配慮し、安心して利用できる公園づくりを行う。	
	503	公共交通機関におけるバリアフリー化の促進	駅舎へのエレベーター等の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を促進する。	
	504	交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備	相模大野駅周辺地区約40ha内にある特定経路等において、歩道の新設、拡幅改良を進めるとともに、歩道の段差や傾斜の改善、点字ブロックの整備を行う。	
★	505	“ひと”にやさしいみちづくり	自動車や自転車、歩行者の構造的な分離といった道路の適正な空間整備など、誰もが安全に安心して移動できる道づくりを行う。	

さがみはら 子ども・若者応援プラン
～ 相模原市こども計画 ～

発行者 相模原市 こども・若者未来局 こども・若者政策課
住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11-15
TEL 042-754-1111 (代表) FAX 042-759-4395
